

サステナビリティ研究

The Academic Journal of the Institute for Sustainability Research
Research on Sustainability

2018. 3 Vol. 8

特 集

- 解題 三つの座談会：
サステナビリティへのアプローチ長谷部 俊治
- 座談会1『エネルギー構造の転換 —具体的実践を考える—』
出席者：壽福真美・白井信雄・谷口信雄
進 行：長谷部俊治
- 座談会2『原発事故被災からの回復 —人と地域が持続する条件—』
出席者：長谷部俊治・友澤悠季・早尻正宏
- 座談会3『記録の力 —年表とアーカイブズ—』
出席者：堀川三郎・小林直毅・清水善仁
進 行：長谷部俊治
- 「サス研」の歩み

投稿論文

- 市民参加のまちづくりの変容に関する研究長野 浩子
—日野市の市民活動と環境基本計画策定・推進の実態から—

サステナビリティ研究 Vol. 8

目 次

<特 集>

解題 三つの座談会： サステナビリティへのアプローチ……………	長谷部 俊治	3
座談会1『エネルギー構造の転換 —具体的実践を考える—』……………		7
出席者：壽福眞美・白井信雄・谷口信雄 進 行：長谷部俊治		
座談会2『原発事故被災からの回復 —人と地域が持続する条件—』……………		35
出席者：長谷部俊治・友澤悠季・早尻正宏		
座談会3『記録の力 —年表とアーカイブズ—』……………		59
出席者：堀川三郎・小林直毅・清水善仁 進 行：長谷部俊治		
「サス研」の歩み……………		84

<投稿論文>

市民参加のまちづくりの変容に関する研究 —日野市の市民活動と環境基本計画策定・推進の実態から—……………	長野 浩子	93
投稿規定……………		111
編集後記……………		116

特 集

解題

三つの座談会：サステナビリティへのアプローチ

長谷部 俊 治

この特集は、三つの座談会で構成する。いずれも、法政大学サステナビリティ研究所（2013年7月設立）の研究成果をもとに、サステナビリティをめぐる三つのテーマについて議論したもので、出席者は研究に参加した方々である。議論の内容をほぼそのまま収録した。

最初の座談会は、「エネルギー構造の転換—具体的実践を考える—」（壽福眞美・白井信雄・谷口信雄・長谷部俊治（進行））である。このテーマのねらいは、持続可能な社会の実現のためにエネルギー構造の転換が不可避となっているなか、それをどのように進めるかについて考えることである。

この座談会を企画した背景には、エネルギー政策のいびつさがある。政府のエネルギー政策は、2030年を目途に、3E + S（Energy Security 安定供給、Economic Efficiency コスト低減、Environment 環境負荷低減、Safety 安全性）という目標をエネルギー源のベストミックスによって実現するというもので、指標として、ゼロエミッション電源比率、最終エネルギー消費量（省エネ指標）、CO₂排出量、電力コスト、エネルギー自給率が設定されている。実現手法としては、技術開発のほか、競争促進や低炭素化のための規制が示されている。

だが、この政策によってエネルギー構造が転換し、持続可能な社会が実現するのであろうか。大きく三つの疑問がある。第一に、目標が経済的な

視点に偏っていて、社会の持続に結びついていないことである。環境負荷などの外部経済に依存した社会構造、大規模で集中的に制御されるエネルギー供給システム、コスト競争が卓越するエネルギー産業体制などは経済合理性を追求した結果であるが、これらはいずれも社会の持続可能性と親和的でないことが明らかとなっている（注1）。3E + Sは経済的な視点が優越する目標設定であって、社会の持続を最優先するものとなっていない。再生可能エネルギーシェアの拡大や省エネ・脱原発の推進だけでは不十分なのである。

第二は、目標達成の手段として技術開発が偏重されていることである。政策の重点は、技術的な手法によって、資源効率性を高め、CO₂排出量を削減し、電力の安定供給を図ることに置かれている。しかし、このような技術に頼る問題解決には限界がある。巨大な技術や複雑な技術は予測不可能性を抱えているし、リスク等に関する社会的な合意や、環境・社会に対する影響の評価が不十分なまま技術の導入が独走する恐れもある。現に核技術の利用はその様相を呈しているほか、CCSやエネルギーシステムの統合ネットワーク化などについても慎重な吟味が必要である。

第三に、エネルギー政策に関する議論不足と閉鎖的な意思決定である。特に、議論の「場」に厚みがない。たとえばエネルギー構造の将来ビジョンは、政府だけでなく複数の機関が作成しているが、それらを相互につきあわせ議論する機会は稀である。議論があっても、その焦点は、原発の是

非などエネルギー供給手法、特に電源構成に集中しがちで、エネルギー構造を生活や社会の持続と関係づける視点は重視されない。

この座談会において、これらの問題にどこまで迫ることができたかは読者の判断に委ねたいが、少なくとも次のような成果を得ることができたと考える。まず、経済的な視点に偏った政策目標について、将来の社会像を描かなければならぬと、そのプロセスをいかに組み立てるかなどの議論を通じて批判的な検討が加えられた。次に、エネルギー構造転換の手法に関して、地域に賦存する再生可能エネルギーを地域自治に基づいて活用することが大事で、それによって地域社会の直面している危機への取り組みに寄与し、地域主体の自立共生を促すことができるなど、ボトムアップの手法の可能性が具体的に提示された。さらには、転換の道筋として、技術開発や制度の整備を待つのではなく、大学を含めた各主体が、それぞれの課題に対応すべく具体的な実践を展開していくことで事態が変わるのではないかと、この見通しが示されたのである。

二つ目の座談会は、「原発事故被災からの回復一人と地域が持続する条件―」（長谷部俊治・友澤悠季・早尻正宏）である。この座談会は、福島第一原発の事故による被災に関して、いま何が課題か、被災からの回復をどのように考えたら良いかをめぐる討論として企画した。

福島第一原発の事故は持続可能性の危機であったと考える。事故発生から約7年が経過し、損害賠償、避難指示の解除、被災地の再生、中間貯蔵施設の建設、事故炉の廃炉などが進められている。しかし、その進展が被災からの回復に結びつくかどうか、いくつかの疑問がある。

まず、被災対策が、被災者や被災地の回復を図ることを最優先にするものとなっているかどうか。回復は、当事者がそれぞれの置かれた状況に応じて内発的に進むのであって、回復の方向や道筋も予め定まっているものではなく、対策は、被災者や被災地のイニシアティブを最大限に尊重し

た支援とならざるを得ない。ところが現在進められている対策は、「早期帰還」「被災地復興」を主眼としてのものであって、被災からの回復との間に齟齬がある。

次に、その齟齬を埋めて回復を支援するには、被災そのものに対する深い理解が必須であるが、これが十分になされてない。各種の調査が実施され、あるいはルポジュタール等が報道されている。しかし、被災者自身の認識は区々で、しかも変容していくし、支援者の受け止め方も多種多様である。被災を問い続ける意思が欠かせないのだが、対策は目的・手段図式^(注2)によって押し進められているのである。

さらに、注意しなければならないのは、被災者と被災地の区別である。被災地の再生がそのまま被災者の回復に結びつくとは限らないし、被災地に帰還するとは限らない被災者に対しても帰還者と同様に回復のための支援を継続しなければならない。このとき、被災者の福祉（より良く生きること）の確保が最優先の課題となる。また、被災地の再生に当たっては自然の回復が不可欠である。残念ながら、現在進められている政策には、そのような視点が欠けているのである。

この座談会では、このような問題意識の突き合わせと共有がなされた。しかし、問題にどのように取り組むかについては、それぞれの考え方を述べるに留まっている。たとえば、「ではどうすべきか」に関して、友澤は、起きたことについて「問い続ける」ことを重視し、政策のオルタナティブを求めることへの危惧や支援の難しさを強調している。早尻は、協同による生業の回復が被災地のアイデンティティの回復につながるとし、地域再生をコスト論で割り切ることに強い疑念を表明している。長谷部は、いまの状態に黙ってはいだめで具体的な政策の提案をしたいとしつつ、現に働いている強い力に対抗する見通しを示せないままである。

大きな課題を残したまま終わった座談会であるが、原発事故被災からの回復には長い年月を要するのであって、起きていたことの認識を問い続け、

それぞれがそれぞれの意思で問題に関わり続けることが肝要である。深刻な問題は、そのような取り組みを継続することによってこそ解決する道筋が開けていくと考える。

三つ目の座談会は、「記録の力—年表とアーカイブズ—」（堀川三郎・小林直毅・清水善仁・長谷部俊治（進行））である。この座談会は、サステナビリティ研究所が実施してきた、原子力年表の編纂（堀川）、放送アーカイブの構築（小林）、環境アーカイブズの構築（清水）という三つのプロジェクトの成果を確認し、記録の力を活かすことの意味や可能性を探る場として設定した。

なぜ記録を残すことが課題となるのか。もちろん、記録は問題を考えるうえでの出発点であるし、実証の基盤でもある。蓄積が必要であるし、質が問われる。しかしもっと大きな理由は、起きたことを記録に残さない力が働き、問題解決を妨げるからである。

このことは、公害問題において顕著であった。宮本憲一は、公害史研究の難しさとして、一つは、原因者やその関係者が資料を秘匿し、抹消する機会が多いこと、もうひとつは、総合科学の研究者が養成されておらず、また、被害者の資料がほとんど残らないことをあげている^(注3)。その状況はいまもさほど変わらないのではないか。あるいは、公害の被害地に資料館が開設され、公害被害の記録を伝えるべく活動が展開されているのは、記録に残さない力に対抗することが、問題を真に解決するうえでの重要なカギとなっているからではないか。

そして、福島第一原発の事故は、まさに起きていることを記録しなければならない深刻な事態である。特に、被災が人間・社会・自然にどのような事態をもたらし、人々はその事態をどのように認識し、行動したのかについて記録することは、将来に対する責任でもある。たとえば、水俣病については、石牟礼道子『苦海浄土 わが水俣病』（1969年）が、チェルノブイリ原発事故については、スベトラーナ・アレクシエービッチ『チェル

ノブイリの祈り』（1997年）が、それぞれ汲みつくせない源泉のような記録として残されている。では、福島第一原発の事故に関して、そのような記録を生む基盤が築かれつつあるのだろうか。少なくとも、歴史として常に参照できる記録を残さなければならない。

サステナビリティ研究所は、年表編纂やアーカイブズ構築のプロジェクトを研究の柱の一つとしたが、その背景には、このような危機意識があったと考える。そして、プロジェクトの実施を通じて、記録することの意味やあり方がより明確になったのである。

実際、この座談会では、網羅的な記録を断念することで別の可能性が生まれること、分類せずにメタデータを保存することが重要であること、被害者・研究者が収集したオリジナルな資料こそが将来の展開に当たっての基盤足り得ること、記録を残すことは将来への責任でありそれを支えるアーカイブ文化を培う必要があることなど、多くの発見が語られている。

三つの座談会に共通するのは、次の三つである。

第一に、危機感に裏打ちされた議論であること。たとえば、エネルギー構造の転換がビジネス化され、将来の社会像、特に衰退の危機にある地域社会の姿につながっていかないこと、原発事故被災は人間・社会・自然を壊滅的に損うという深刻な事態であるのに、政策はその事態と噛み合わず、回復の本質もおざりにされていること、福島第一原発の事故によって何が起きたかを記録する力が極めて弱いことなどである。

ただし、危機感に溺れることなく、客観的な視線を保った議論がなされた。問題の取り組みを次に展開するうえでの足場となり得るはずである。

第二に、議論が完結せず、開かれていること。それぞれのテーマに明確な解答が示されているわけではなく、むしろ、問いの連続である。問いかけがあり、考えが突き合わされ、新たな問いが生まれる。これは、テーマの重さがそれを強いるからであろうが、テーマに近づく全うな道筋でもあ

ると考える。

異なる立場から冷静に議論するには、このようなアプローチを積み重ねなければならない。議論の「場」を適切に設定することもまた、問題を解明し、解決に向けて進むうえでの大事な課題である。今回の座談会は問題に取り組むプロセスの一部なのである。

第三に、実践性を伴っていること。これは、問題と取り組む姿勢の現れである。「実践」の意味は必ずしも明確ではないが、参加者はそれぞれ、責任を負う意思と覚悟を持っている。

なお、サステナビリティ研究所は、2009年8月に発足した「サステナビリティ研究教育機構」の活動を引継いでいる。研究活動の全体像を示す意味で、機構の時代（2009年8月～2013年3月）と研究所の時代（2013年7月～2018年3月）に分けて、その歩みを年表形式で掲載した。

さて、座談会のなかでも述べられているが、法政大学サステナビリティ研究所は、2018年3月末をもって研究活動の区切りを迎える。しかし、研究は永遠である。三つの座談会が、今後それぞ

れのテーマを展開していくときに、いくらかでも資することがあれば幸いである。

注

(注1) たとえば、気候変動や生物多様性の喪失は、外部経済に依存した社会構造の、公害や原発事故の発生は、大規模で集中的なシステムに依存することの、資源収奪や富の偏在は、コスト競争が卓越する産業体制の結果である。そしてこれらは、いずれも社会の持続可能性を損っている。

(注2) 目的・手段図式とは、目的を設定して、その達成のために人々の行動をコントロールする体系（詳しくは、平井宜雄（1995）『法政策学：法制度設計の理論と技法』有斐閣を参照）である。この場合、目的の正当性や倫理性は問われない。なお、平井は、この図式で政策を実施するときには、効率性基準と正義性基準を満たさなければならないとしている。

(注3) 宮本憲一「序にかえて 歴史は未来の道標である—公害史研究のすすめ—」（飯島伸子（2007）『新版 公害・労災・職業病年表』すいれん舎、所収）。さらに宮本は、「公害研究者の危険なおとし穴は、（中略）運動の目前の利害にとらわれて、科学性を失うことである」とも述べている。サステナビリティ研究者に対する共通の警句として記しておく。

長谷部 俊治（ハセベ・トシハル）
法政大学社会学部

<座談会>

エネルギー構造の転換 ―具体的実践を考える―

出席者

壽福 眞美（法政大学名誉教授）

白井 信雄（法政大学サステイナビリティ研究所教授）

谷口 信雄（法政大学サステイナビリティ研究所客員研究員）

進行

長谷部俊治（法政大学社会学部教授）

1 エネルギー構造を問う

将来の社会像を描かなければならない：バックキャストが必要

長谷部 この座談会のテーマは「エネルギー構造の転換―具体的実践を考える―」です。大きなテーマですが、まずは、いままでの研究成果をお話いただき意見交換したい。特にエネルギー構造の転換を進めるためにはどうすればいいかということに焦点を当てたいと思います。

今年の4月21日に、イギリスで丸1日、石炭火力がゼロで電力供給できたとの報道がありました（BBC 'First coal-free day in Britain since Industrial Revolution', 22 Apr. 2017）。これは、1882年に石炭火力による公共電力の供給が始まってから初めてのことでそうです。産業革命以降、初めてそういうことが起きたということは、エネルギーの転換がいろいろなところで相当に進んでいることの現れでしょう。

そういう大きなトレンドの中で、何が課題になっているのか、それが進むときに、どういうことに取り組みなければならないのかを明らかにしなければならぬ。

まずエネルギー構造は将来、どういう形になっ

ていくのか、今年の7月23日に開催したサス研シンポジウム「持続可能なエネルギー社会を創る―『日本エネルギー計画2050』を構想するために―」を企画・運営された壽福さんから、その意味や成果をお話しいただきたいと思います。

壽福 エネルギーの構造の転換という一つの大きな課題の前提としては、経済過程も含めた、我々が求める将来社会像という、もっと大きなものを明確にしておく必要があると思います。

今までどおりの経済成長を続けることによって生活の質が向上するわけではないということは、研究によって明らかになっているんですね。我々が求める「生活の質」とはどのようなものなのかということをはっきりさせておく必要がある。

7月のシンポジウムでは、価値観の転換、あるいは人間観や社会観など、いろいろなことに焦点が当たりましたが、我々が求める「質の高い生活」とは一体何なのか。また、その指標は何なのか。それを明確にした上で、その非常に重要な要素であるエネルギー構造のあり方を考える。そういう2段階で考えていくことになるのではないかと考えています。

それが大きな枠組みの問題ですね。生活の質について考えるうえで一番大きいテーマは、人々が

満足する生活、何に満足を見出しているのか、どういう価値に依拠して生きるべきなのかということです。そのとき、工業化を前提とした経済と、それに支えられた生活の質は限界に直面するだろう。逆に言えば、一次産業のあり方をもう少し考えたほうがいい。

それから、この間、都市化を進めてきたわけですが。しかし大都市化というのは、交通問題や居住問題をとってみても、もう破綻しているんですね。人々はもう疲弊して、生きる意欲をなくすような大都市化の渦の中に巻き込まれてしまっているわけです。これをどうするかということを考えなければいけない。

また、それと関連して、エネルギーの問題に関して言えば、脱ウラン、脱化石燃料を明確にしていき、省エネルギーと再生可能エネルギーを軸にして考えていく。これは世界のトレンドですし、地球温暖化や大気汚染など、いろいろな問題を考えても、もうのっぴきならないところに来ているわけです。

特にウランの問題については、リスクを考えなければいけない。事故が起こったとき、事業者ではカバーできないということがわかったわけですが。つまり、国民にリスクを転嫁することになる、そのことがはっきりした。それから、リスクについては、科学の立場からは、限りなくゼロにするというところまでしか言えないのですが、事故のリスクは絶対に回避しなければいけないと思います。

化石燃料に関してはいずれにせよ無くなってしまいうわけです。そのときに人類が生き延びるためには、ある意味では脱化石燃料もそれと同じような比重で追求していかなければいけないだろうと思うんですね。

差し当たり、大ざっぱな枠組みといますか、考え方としてはそういうところかなと思います。

長谷部 随分大きな枠組みだなという感じがするのですが、一次産業をどう考えるか、あるいは都市化、特にメガロポリスのような居住形態、社会形態などについても、エネルギー構造と密接に

関係するということでしょうか。

壽福 そうですね。

長谷部 しかし、エネルギー構造の転換らしきことが始まっているのですが、関連する一次産業やメガロポリスに関する議論はほとんどされていないのでしょうか。

壽福 それについては、例えばエネルギー・資源学会の人たちとも話したのですが、彼らはそういう問題をほとんど考えていません。むしろ、フォアキャストの考え方なんです。

つまり、現在あるものを、特に技術的に、どう積み上げていけば、実現、実行可能なエネルギー構造をつくることができるか、という発想なんです。それこそフィージビリティが最優先なんです。逆に言えば、価値観の問題が欠落しているということです。それを考えていないからこそ、シミュレーションやモデリングができるのだらうと思います。

私はそのこと自体の重要性は否定しませんが、バックキャストのエネルギー構造の転換ということを考えれば、あるべき社会像、我々の求める生活の質のレベルという大きなところを考える必要がある。合意を得るのは大変なのですが、少なくとも、例えばサス研としては、そういう問題への認識を明確にしておいた上でエネルギー問題にアプローチする、あるいは地域のあり方の問題にアプローチするという視点は欠かすことができないのではないかと思います。

エネルギー構造を評価する基準：生活の質と持続可能な社会

白井 電源構成のベストミックスやエネルギー需給の計画等の基準は、三つの E（安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）プラス S（安全性）になっています。先日参加したある学会の研究発表会でも、3E+S の基準で見たベストミックスになるのかに対する国民意識を分析したという研究発表がありました。しかし、3E+S という基準でいいのかという議論はありませんでした。そのうちのどれを重視するかという検討はしているので

すが、もっとほかにも評価基準があるのではないかという議論が抜けていました。

ベストミックスを考える際の評価基準として、人の幸福や地域の再生などの観点を入れると、答えが違ってくるわけです。やはり基準の持ち方が問われるのではないかと思います。さらに、基準の設定やウエイトづけは、どういう社会をつくりたいのかという社会目標とリンクします。

エネルギー構造、電源構成を考える際、その評価基準をどうするのか、どういう社会をつくりたいのかということとあわせて考えていくこととなりますので、その議論をきちんとしていかなければいけない。3E+S でみて、その総合評価から、これがいいという単純な議論をしていると、おかしなことになってしまうと思います。

壽福 そのときには両面があって、一つは先ほど言いましたように、我々一人一人が考えるべき、追求すべき生活の質とは何かということです。もう一つは、持続可能な地球社会というものをつくっていかねばいけないわけで、そのためには何を考えなければいけないのか。その両面があるわけです。

持続可能な地球社会という後者の観点から見れば、まずは自然生態系の保全という問題を考えなければいけない。これが壊れてしまったり、汚染されてしまったりすると、我々人間だけでなく、地球上の生物は生きていけないわけですから、一番基本に来るのは自然生態系の保全ということだと思います。

もう一つは、エネルギー問題とも関係するのですが、貧しい国をどうするかということです。工業先進国は浪費社会であり、大量生産、大量廃棄を行っているわけですが、それも持続可能ではない。しかし、貧しい人々も貧しいままで持続可能な生活を送れるかといいますと、そうではないわけです。ですから、南と北の問題の持続可能性をどう考えるかという問題があると思うんですね。

私たちは欧米と日本ということのを頭に置いて考えますから、ついつい浪費社会をどう克服していくかという発想になるのですが、貧しい人々の生

活の質をどう向上させていくのかという視点を持つ必要があると思います。そういう議論をしておかないとエネルギーミックスのことに問題が矮小化されてくる可能性がある。

工業系の専門家と普通の国民は、政府の言うエネルギーミックスの枠内で考えるのではないのでしょうか。ですから、そこをどうしていくかということを考えなければいけないと思います。

長谷部 そもそも「サステナビリティ」という言葉が強いインパクトを与えたのは1987年のBrundtland Reportで、そこでは貧困の克服と環境の保全を両立し、将来世代の必要に応えるべく成長・開発を管理することが必要であるとしている。まさにおっしゃるところが問題のスタートだったわけですね。エネルギー問題を議論するときに、そういうところに焦点が当たっていないということですかね。

サステナビリティという概念そのものは、その後様々に展開されていて、たとえば国連でサステナビリティ・ディベロップメント・ゴールズ(Sustainable Development Goals「持続可能な開発目標」、略称SDGs)が採択されていますが、あれはあまりにも包括的過ぎて意味がよくわからなくなっているように思います。ただ、それはそれで一つの流れとしてあるわけです。しかし、そのような流れと、今おっしゃったような、自然生態系を壊さない中で、リスクを評価しながら、エネルギー構造をどう転換するかという議論とが、別々に行われているということでしょうか。

壽福 例えば自然生態系の保全という問題に関しては、大気汚染などの問題ももちろんあるのですが、生物多様性がどんどん劣化しているという問題を考えなければいけないわけです。土と水と生物という3要素をどう保全していくかということを考えなければいけない。

例えば地球温暖化や大気汚染などは我々も割と頭の中に置いて考えているわけです。しかし、生物多様性を保全していくということ、あるいは土や植物の保全——植物の生態系といっても、森林の生態系もあれば、海の生態系の問題など、いろ

いろいろなものがありますが、そういうところまで深めて自然生態系の保全問題を考えていかなければいけないと思います。

そうすると、例えば大気汚染という問題に関しては、化石燃料はどうなのかという問題も出てくるでしょうし、海洋汚染という問題では、海だけに限らず、核エネルギーというものと関連させて議論することができると思うんですね。非常に不幸なことに、福島のコル電事故は時間的、空間的、ある意味では世界的な広がりがあるからなっているわけですね。ですから、核エネルギーの問題についてはそういう観点からも見ていかなければいけない。

そうすると、やはり持続可能性の問題とつながってくると思うんですね。自然生態系を保全するということと、核エネルギー、化石燃料というものをどう考えるかということ、おのずとつながってくるわけですね。ただ、正直言って、我々はそういう議論の場を設定してこなかったといえますか、やっぱり弱いんですね。

持続可能性を満たすための実践

白井 サステナビリティについて、つけ加えて申し上げたいです。まず、自然への有限性や環境容量といったハーマン・デイリーの観点から、エネルギーのサステナブルな利用を考えなければなりません。その状況を満たしたうえで、どのような人間社会をつくるかという議論をすることになります。その際、最低限、自然や地球環境とのかわり方における持続可能性を満たすとしても、それを満たす持続可能な社会は一つではないということを見ていかなければいけないと思うんですね。

サステナブルな社会のあり様は決して一つではないわけですね。SDGsの議論でも、全てを満たそうということではなく、たくさんあるサステナブルな社会のゴールのうち、どこを重視するかは選択であるといえます。

国立環境研究所は踏み込んで、二つの持続可能な社会を提示しています。かつては「サツキとメ

イ型」と「ドラえもん型」という主に技術利用の側面での二つの対照を示しました。最近では「噴水型（豊かな噴水型社会）」と「虹色型（虹色のシャワー型社会）」の二つを示しています。噴水型は、大企業を中心に経済成長を果たすと、国の財政もよくなり、福祉にお金が回せます。大きな噴水を上げて、その恩恵、恵みを福祉に充てましょうというものです。それは大企業中心型で、今までやってきた道でもあるし、アベノミクスもそういうことだと思えます。

虹色型は、現在の政策に対してオルタナティブな方向になるかもしれません。より分散型の社会を目指すものです。一つ一つは小さいかもしれないけれども、それぞれが虹色、いろいろな色に輝くことで全体を豊かにしていきましょうというものと解釈します。こうした二つの社会（の選択）によって、目指すべきSDGsのゴールの選択も違ってくるわけですね。

ですから、サステナビリティな基準を満たすにしても、それを満たす社会は一つではない。どのような社会を目指すのかということについて、そのうえでエネルギー選択もしていかなければいけない。

壽福 そのときに注意しなければいけないのは、持続可能な社会は確かに虹色の世界、多様な世界があるのかもしれませんが、持続可能な人間社会をつくるうえで、どういう基準を満たさなければいけないのかという条件はきちんと詰めておかなければいけない。

先ほど私はランダムに挙げましたが、例えば自然生態系が壊れてしまったとき、それは持続可能な社会と言えるのか。あるいは、生物多様性がどんどん劣化していったとき、それは持続可能と言えるのか。また、先ほどの言葉を使えば工業化一辺倒でよいのか。今は工業化ではなく金融資本主義ですが、金融資本主義的な生き方で持続可能な社会というものが考えられるのか。それから、大都市化ですね。メガロポリスというもののあり方、あるいはそれを追求することによって、果たして持続可能な社会がつけられるのか。

そのように、持続可能な社会というものを考えるときには最低限、どういう条件を満たさなければいけないのかということは詰めておく必要があると思うんですね。基準というよりも、持続可能な社会というものを描くときには多様な形態があるかもしれませんが、そのいずれもが必ず満たさなければならないという意味での、必要不可欠な条件という意味ですね。そういうものを明確にしておく必要があるのではないかと思います。

私は非常に単純に、そういう観点からしても、エネルギー問題の基本的な方向はもう決まっていると思っています。ただ、7月のシンポジウムで萩本和彦さんも言っていましたけれども、ビジョンがなければどういう政策をとっていくのかということが見えてこない。萩本さんは2030年と言っていました、2030年にどういうエネルギー社会をつくるのかというビジョンがなければいけない。いま、どういう政策をとるのかということのみを考えるだけではまずいという言い方をしましたね。

長谷部 そういうバックキャストが難しい理由はどこにあるのでしょうか。

壽福 同じシンポジウムで藤野純一さんが割と明確に言っていました、それは政策的な意思決定がないから、それだけの話です。つまり、藤野さんの立場からすると、2030年、2050年にこういうエネルギー社会をつくるというビジョンがあれば、我々はどういうモデルでもつくれるんだという発想なんです。今はそれがなく、政策決定の過程がゆがめられているからできない。つまり、フォアキャストしかできないし、ビジネス・アズ・ユージュアル (business as usual) なモデルしかつけれない。そういう問題の立て方じゃないですか。ちょっと単純化し過ぎていますけどね。

谷口 「エネルギー戦略シフトによる地域再生」というサス研の研究活動の中で、この「エネルギー構造の転換—具体的実践を考える—」という座談会のテーマは、本質をついていると思います。というのは、実践なしのエネルギー構造の議論は、今の時代には合わないと思うからです。なぜなら、

我々人類はずっと昔から今日まで続いて来たわけですが、近年、その人類の存続に気候変動というフィジカルな制約をつくってしまった。しかもその人類存続の危機が我々の次の世代ぐらいには起きてしまうという科学的で緊急性をもった事実を突きつけられたのは、人類史上初めてです。今までそうした状況はなく、時間的制約を持った前提での学問・研究はなされてこなかったわけです。そういう社会のニーズに対して、学問・研究自体が大きく変わらなければならないと考えます。

文部科学省も最近は社会実装系の研究を強くすすめています。本日のサブタイトルに「実践」が付されているように、気候変動対策として期限が切られた中で、目標を設定しながらやるという政策に変わってきているわけです。そこを前提とした「持続可能性」という概念規定が、今日のニーズに応えるものだと思います。

広義の持続可能性がゴールであることは、直感的にはわかるのですが、もう一つ、そこに緊急性をもったフィジカルな制約というものをに入れておかなければ、スピード感も含め、議論がかみあわないことがあると思います。

そしてもう一つ、地域再生が再生可能エネルギーの加速化につながるという仮説を私自身は捉えています。そういう意味で、広義のエネルギー構造という中に学問・研究のあり方も含めて展開していく必要があるのではないかと考えています。

壽福 その点に関して言えば、これは榎屋治紀さんが結構強調していましたが、私は、学問・研究というレベルでは1980年頃が一つの転機だと思っています。日本では榎屋さんの『エネルギー耕作型文明』（東洋経済新報社）という本が1980年に出て、アメリカでは1977年にエイモリー・ロビンズが『ソフト・エネルギー・パス』を出しました（邦訳書は、時事通信社より、1979年刊）。それからバリー・コモナーが、熱力学に基づいて、実践例も非常に豊富に含んでいるのですが、*The Politics of Energy* という本を1979年に出したわけですが（邦訳書『エネルギー大論争』は、ダイ

ヤモンド社より、1980年刊)。

それ以来、学問・研究のレベルでも、自治体レベルでの実際の運動というか、政策というか、そういうものもずっと積み重なってきているわけです。私の感覚からしますと、例えば2017年という時点をとれば、その1980年時点で既に政治的、学問的な提言がなされ、実践が始まったというところに、37年後によく世界が追いついてきたといいますか、ある意味で体系的に議論を展開するようになった。

そういう意味では、私はルネサンスだと思っています。ドイツでも、1980年にエコ研究所が『エネルギー転換：石油とウランのない成長と繁栄』というパンフレットを出しているんですね。そういうものがあるのですが、なぜそれが進んでこなかったのかということが逆の側面としてあるわけです。いろいろな人たちがいろいろな形で努力してきたのに、それがなぜ蓄積され、継続されてこなかったのか。そういうことはあまり議論してもしょうがないのかもしれないけれども。

谷口 いや、私はむしろ大事な話だと思いますよ。それがないと解決につながらないのであれば、それこそが課題かもしれない。

ビジョンのレベル：地球・リージョナル・ナショナル・コミューナル・生活者

長谷部 そういうイシューはある程度見えているのに、なぜビジョンにまで行かないのか、あるいはビジョンのような形にまとめていくためには何が必要なのか。そういう議論かもしれませんね。

谷口 ここで言っているビジョンというのは、例えば国政レベルなのか、世界レベルなのか、ローカルレベルなのか。それはどう整理すればいいのでしょうか。

壽福 図式としては、やはり4段階だと思います。地球レベルの問題、そして例えばEUや東南アジア、あるいは東北アジアでもいいのですが、そういうリージョナルなレベル、それからナショナル、そしてコミューナルなレベル。常識的ですが、この四つのレベルで同時に考えていかなければビジョ

ンは出てこない、生まれないと思います。

白井 関連して、もう一つのレベルを追加したいです。地域の調査をする機会をいただいた中で思ったのは、これまでエネルギーの話が生活者の目線で語られてこなかったということです。しかし、生活者が自分たちでエネルギーをつくれるようになり、事業を起こすこともできるようになってきた。あるいは、地域新電力ができ、生活者が再エネの消費者になれるようになってきた。

そのように生活者も関わられるようになってきたので、生活者自身がエネルギーにどうかかわるか、かかわりたいかという観点でもビジョンをつくり得る段階になってきていると思うんですね。それをつくらなければいけないのではないかと強く感じています。

壽福 植屋さんが典型だと思いますが、気候変動のネットワークがあるじゃないですか。その中で議論してできたのが、WWFジャパンの「脱炭素社会に向けた長期シナリオ2017」なんですよ。そのように、NPOレベルでは進んでいるわけです。

そういう意味では、今おっしゃったように、生活者のレベルでも意識し、議論することができるようになったということがありますし、自治体レベルでもそれなりにある。また、国内だけでなく、いわゆる国際NGOのレベルでは研究も実践もかなり進んでいるわけです。

これは一面的かもしれませんが、エネルギー政策をつくっていくときのアクターが、大企業や財界のシンクタンク、官僚、あるいは政治家も入るかもしれませんが、そういうところにもあまりにも偏り過ぎているといいますか、政策形成の場がそこで閉じられているということが大きいのではないかと思います。市民、生活者も排除されているし、NPOや国際NGOのレベルも、国連などは少し違いますが、やはり排除されているわけです。

例えば国際エネルギー機関(IEA)などもNPOの意見を聞いていますよね。とにかくヒアリングはやっているわけです。日本ではそこが極端にいびつで、エネルギー政策に関しても閉鎖集

団がつくられている。これは藤野さんが言ったことが当たっているのではないのでしょうか。

長谷部 今おっしゃった四つのレベルで考えていきますと、グローバルの中ではNPOやNGOは現実に発言力を相当持っていますし、世界を動かしているわけですよね。SDGsをつくる时候にも主導的に参加しています。しかしリージョナルなレベルでは、EUではそれなりに動きがあるのに、東アジアなどはほとんど何もない。ナショナルなレベルでは、日本ではほとんど政府が主流になっており、NPOなどが発言する場はそれほどない。コミュニアル、あるいは生活者のレベルではどうですか。

白井 東日本大震災以降、あるいはエネルギーでいえばFIT（固定価格買取制度）以降、地域が本格的に動き出している面があると思います。事業採算面からも市民が再生可能エネルギーをやりやすくなってきていますし、技術や経緯的にも市民が経験からノウハウを蓄積し、共有を始めています。ようやく、地域の生活者が、あるいは地域行政が関われるようになってきたと思います。

谷口 私は東京都の気候変動対策のビジョンづくりをやっていました。そのビジョンをつくろうとしたとき、一般的に、国は法令をつくり、自治体などの役割やビジョンモデル、基本条例みたいなものを示します。しかし、それが世界の潮流の中などでも十分でない自治体が判断したとき、自分たちの責任で、あるべき姿を求めなければならないわけです。それは国のモデルをはるかに超えて、世界スタンダードの中でベストなモデルを作ろうと考えるわけです。

例えば公害問題では、大気汚染などは、局所的な自治体レベルで問題が発生します。問題が深刻化し自治体が国に解決を頼んでも、国は一部の地域に対する政策をとるものではなく、全国に対する立場で政策をつくるものだとすることで取り上げてもらえない。そうすると自治体は市民に対する責任があるわけですから、自分たちで解決策を探る。前例がないことをやるので必死です。それが、全国に大気汚染が広まるような様子が見えて

きたりすると、国はローカルの政策をベースに全国向けの政策や法令を作る。そういうことでローカルから政策が起きてくることもあるわけです。

ですから、ビジョンもローカルから出て、それがスタンダードになっていくということも別に不自然ではありませんので、しっかりやるのが大切です。

もっと突っ込んで言うならば、法政大学にビジョンがあってもいいと思います。ビジョンをいかに構築するかということについては、責任を感じた人たちがまずやるのが一番いいだろうと思います。

実践をどのようにすすめるか：眼鏡のかけ直し

壽福 2012年にDeliberative Pollingというものが行われました。日本語では「討論型世論調査」という変な訳になっているのですが、私は論文では「討議型意見調査」としています。それは慶應義塾大学で、全国レベルでもやったんですね。また、川崎市でも市民討議という形で行いました。普通の人たちがランダムに選ばれ、社会の縮図、ミニパブリックスといいますが、そういうものをつくって討議するというものです。

そこでは、安定供給や電力料金の低さなどに関心を寄せる人が明らかに多いですよ。リスクの問題なども多いのですが、我々が想像するほどには高くないわけです。ですから、日本ではまだまだ、先ほど白井先生がおっしゃったプロシューマーの問題や、自治体レベル、NPOレベルでの政策づくりというものが広がり切れない素地があるのではないかと思うんです。

ですから、NPOや研究所、自治体、あるいは自治体の住民たちなどが政策、実践、研究という三つのレベルで広がっていけば、大きなビジョン、持続可能なビジョンというものがつくれるのかと思いますと、私はちょっと懐疑的なんですね。一般の市民、生活者のレベルについて議論をしておく必要があると思います。そういう議論をしてもそれこそしようがないのかもしれませんが。

長谷部 いや、割と大事なことだと思います。

谷口 私はいつも裏返す話なのですが、「しようがない。解決できないですね」と言ったことが、実は解決の始まりなんです。

白井 持続可能な社会やエネルギー構成をどうするかについて、熟議という方法論さえ持ち込めばいいとは思いません。熟議をするにしても専門的な知識がなければいけないから、それなら学習プロセスを設けたりするのですが、結局、現代、自分が経験してきた範囲、自分なりの従来の価値規範でしか議論されないという問題があると思います。

どこかで眼鏡をかけ直さなければいけない。その眼鏡は、専門家やいろいろと経験されてきた方々が提供していかねばいけないのではないかと強く思います。

壽福 種をまけば芽が出るという話になるかどうか。つまり、種が落ちた、あるいは種を投げかけられた大地がどうなっているのかということを考えなければいけないと思うんですね。

谷口 私は、壽福さんの前提が性善説に立ってしまっているのではないかと。まず、議論すれば正しい答えが出ると思っはいけないと思うんです。

壽福 いや、逆です。

谷口 そうでないにしても、今、例えば世論調査でも、5年前と比べて気候変動に対する関心が10%も減っているんですね。それはなぜなのかという話からスタートしなければいけない。極端に言えば、どこかのローカルエリアではみんなが気候変動に対してすごく勉強していて、世界レベルになっており、ビジョンをつくってしまうかもしれないわけです。そういうことを大切にしたいほうがいいという気がするんですね。

できる・できないという議論でできないという場合、それは恐らく人間の本性から来るものだと思います。井上陽水の歌に「傘がない」というものがあります。「……自殺する若者がふえている……我が国の将来の問題を誰かが深刻な顔をしてしゃべっている……だけでも問題は今日の雨傘がない」という歌詞です。君に会いに行かなくちゃ

ならないのだが今日は雨で傘がないということのほうが重要なわけです。そういう思考回路を本性として、そこをどう解決するかが課題だと思います。

また、制度的なことについて言えば、私が行政をやっている思ったのは、議員さんは、それが重要か、重要でないのかにかかわらず、投票権を持っていない人たちよりも、投票権を持っている人たちに向けてメッセージを送ることが必要なわけです。したがって、足下の問題といえない、気候変動は票にならないわけです。それは重要だが票にならないから話題にしないという話なんです。

したがって、議員さんたちがあまり取り上げないから、行政としても放っておいていいというわけではなくて、票とは関係ない、地域の市民の生命、財産、健康に責任を持つ人たちは、時代を超えたことをやるという責務を負っているということをしっかり踏まえないといけないし、私は公務員としてそれをいつも踏まえてやったつもりなのですが、そういうあり方と仕組みの両方を考えなければいけないと思います。

白井 どういう基準で議論するかということに関連するのですが、人がよりよく生きたいと思うならば、そのためにはどうすればいいのかを議論すべきだと思うんですね。その議論にはそれぞれの参加のしようがあると思うのですが、気候変動のために再エネをどうするかという議論をしてもなかなか自分事の話にはならない。よりよく生きるために再エネがどうかかわるかという議論がされていないことが問題なんです。

谷口 そうですね。子供や孫が生きる環境をどうするかという議論であれば納得してくれるのですが、気候変動と言ってしまうと、「よくわからない」ということになってしまう。

白井 そうそう。

壽福 孫・子のことを考えるという投げかけをしても、孫・子のことを考えますかね。

谷口 日本はそうかもしれないけれども、欧州では世代間責任法のように、そういう議論を既に超えてきているわけですよ。

白井 心や意識の持ち方は変えられる部分もあると思います。先祖代々、この地域に住んで、先祖から受け継いだ土地があって、それをまた受け継いでいく子孫がいるとか、そういうことに思いをはせて考えることもできるはずです。そのような思考に持っていかず、「あなたは何が欲しいですか」「あなたは何をしたいですか」ということだけで済ませてしまうからいけないわけです。この意味での熟議が本当にされていないと思うんですね。

長谷部 エネルギーというイシューそのものがそれほど身近でないと思います。電力供給は旧体制でかまわない、受け身な消費者の立場で、値段だけを気にしていれば十分で、あとは電力会社の責任でやってくれるという世界ですね。それをどうするかということについては、地方公共団体は全く関与しない。エネルギー政策は、国家、つまりは経済産業省が排他独占的に進めるかたちとなっている。そういう中では、そもそもいま議論しているようなことを意識するような環境さえ、なかったのではないかという気がします。

壽福 地域社会が崩壊しつつあるという現実があるわけです。それは人口問題だけでなく、雇用の問題もそうですし、社会的なインフラもそうです。ただ、地域再生の前に、地域社会が崩壊するということは、ある意味ではそこに生きる人にとっては死活問題であるわけです。ですから多分、そういう切り口が大事であって、それをどう設定していくかということは非常に重要な課題だと私も思います。

白井 生活者が主体的に関心を持つものとして地域の課題があるということは、おっしゃるとおりだと思います。

例えば、私は来週、上田市で再エネ関係者が集まるワークショップをします。再生可能エネルギーによる地域再生について、8地域の先進地域調査から5つの目標ごとに（3つずつ）、15のチェック項目をつくりました。それを全てやりましょうということではなく、地域の状況を物差しではかってみて、どこができていて、どこがで

きていないのかというように現状を共有し、今後はどこを重視して取り組むかを議論するワークショップを行います。

こうした方法を示したときに、市民共同発電事業を行っている上田自然エネルギーの理事長である藤川まゆみさんが「再エネによる地域再生の目標はいろいろとあるが、ネットワークづくりが目標の1つと書かれていたので、ぴんときました。私たちが本当にやりたいのはそれだったんです」と言ってくれました。

市民出資でお金を集め、ネットワークを広げながら再エネをやっていく。ソーラーシェアリングもみんなでわいわい言いながらつくっていく。そういうことをやっているとという自負がある、やりたかったことはネットワークづくり、コミュニティづくりなんだというわけです。

眼鏡を外から持ち込まれて初めて気づくこともあります。既存の行政が再エネ導入を行う場合の眼鏡は、気候変動防止と地域経済の自立ぐらいに止まってしまい、エネルギーの自治やコミュニティづくりなどに踏み込まない。せいぜい防災目的ぐらいです。住民がそれによってよりよく生きるということまでには行かない。浅い評価基準だけで議論してしまっており、一般の人たちもその範囲でしか見ていないというところがあるわけです。リフレーミングと言いますが、そのための眼鏡の提供がやはり大事ではないかと思います。

2 地域の再生と再生可能エネルギー

地域の危機とエネルギー問題をつなげる

壽福 住民一人一人に、違う眼鏡もあって、それも検討に値すると考えてもらうためには、私としては、これは間違った予測だと思うのですが、総務省が消滅する市町村というものを出したじゃないですか。それは人口だけでなく、幾つかの指標をとっているのですが、自分の村や町がどうなるのかということ、エネルギー問題に限らず、非常に重要な切り口になると思うんです。

今、65歳以上の人が25%以上を占める市町村

が相当数あるわけでしょう。そういうところの住民たちは、かなり危機感を持っているのではないのでしょうか。ですから、そういう切り込み方は、いま白井さんがおっしゃったコミュニティ、ネットワークにつなげていくために、どこで風穴をあけていくかという問題として非常に重要ではないかと思います。

白井 そうですね。入り口としてはあると思います。

谷口 いま言われたことは、今の日本社会のニーズとしては非常にリアリティがあり、大きなことだと思います。ところが、実際に現地に行ってみますと、その危機感と実際のアクションとが非常にちぐはぐになっているわけです。例えば、再生可能エネルギー事業で事業費が億円レベルとなると、そんなに大きな事業これまでやったことがないと尻込みしてしまいます。ちょっと大きな自治体に行きますと、相変わらず企業誘致が大半になっているわけです。今、自分たちが地域外に支払っている何億円もお金を、再生可能エネルギーによって地域内に循環できるという合理的な考え方があるのですが、そういうことはほとんど伝わっていません。説明しても、なかなか理解されない。それが現実なんですね。

壽福 そうだと思うんですよ。ですから、そのギャップがどこに根差しているのかという問題を考えなければいけないということですよ。

谷口 そうそう、そういうことなんですよ。その問題を考えることが、解決に非常に有効ですよ。

白井 「再エネ×地域が自分たちで解決したい」と思っている重要な課題」という掛け算で考えれば、何をすればいいのかが見えてきます。再エネによって地域の人口減少が何とかならないか、教育が何とかならないか、あるいは自然資源の活用が何とかならないかなど、地域の課題との掛け算によって、何を生み出していくかを明確にしなければなりません。

谷口 私が実際に担当している自治体の人や活動している人を見ますと、問題意識は持っているのですが、はっきり言って主体的に動こうとしな

い。「何とかしてください」というメッセージを出して、誰かが何とかしてくれるのを待っているだけの人が多いです。一方、自分たちで考えて解決しようとしているところは、非常にうまくいっています。しかし、それは10分の1ぐらいしかありません。10分の1もないかもしれません。どうしてそんなに考えなくなってしまったのかということは、非常に重要かもしれません。本当に考えないんですよ。自分で問題解決しようという訓練ができていないんです。

長谷部 困りましたね。

壽福 危機が我が身に降りかかっていないからでしょう。

谷口 いやいや、降りかかっている、極端に言えば、「俺が活着ている間は大丈夫」というような考え方をする人もいますよ。

壽福 ですから、問題を問題として捉え切れないわけでしょう。

白井 そういうところは、地域づくりすら何もできずにいるということだと思うんですね。地域づくりをやっているところが再エネもやり出しているという流れはあると思います。

谷口 もう一つは、地域づくりをしたり、自分たちで問題解決しようとしたりしている人たちがいるところは、一朝一夕にそうなったわけではなく、伝統的にそういう訓練ができていた地域もあるわけです。私を見る限りでは、長野県飯田市の「結い」とか、高知県梶原町の区長制度であるとか。自分たちが自分たちの問題を解決する訓練ができているところは、そういう政策ビジョンについても意外といいものをつくり出すわけです。

白井 地域づくりの事例などを見ますと、地域の中の文脈、地域づくりの流れがあるわけです。もともと地域でやってきた地域づくりの流れがあり、そういうものと再エネとの掛け算でさらにステップアップしていくことが大事だと思います。再エネ事業をもうかるということでききなり始めても、地域づくりの流れとのつながりができていけませんので、無理があると感じます。

壽福 ただ、日本では、そういう歴史的な土台、

あるいはコミュニティの政治文化などが希薄なところが圧倒的に多いわけでしょう。それをどうするかということを考えなければ、ビジョンがどうこうと言っている話も始まらないわけです。

谷口 そうなんです。そこはビジョンそのものをつくらうという流れになっていかないわけです。

社会転換をどのように生み出すか：ドイツの例

長谷部 今、恐らく二つの問題があるんです。一つは、地域でビジョンをつくるための土台があるところは非常に限られているということ。もう一つは、今お話を聞いていて確認しておきたいと思ったのですが、そういう地域でのビジョンが広がっていけば、それが本当に国の政策として結実していくのかどうかということなんです。

壽福 それは地域のレベルだけでは解決しないですよ。逆に言えば、研究所やNPO、NGOの存在意義はそこにあるのだと思います。つまり、私たちも含め、そういうところは社会に政策ビジョンを提起する責任があると思うんですね。そういうところと相まって初めて、地域の問題も出ていくのだと思います。

例えば水俣病などを見ればよくわかるじゃないですか。問題が起きた初期には漁師と工場労働者、市民との対立という図式だったのですが、それが逆転したわけでしょう。そのときに何が媒介になったのかといいますと、外の目が一つあるわけです。特に私は西日本新聞の役割が非常に大きいと思っています。もう一つは、お母さんたちだと思いますが、市民の中で運動体ができたわけです。

例えば石牟礼道子さんなどがそうですが、漁師たちと連帯する市民が出てきて、それまでの図式を打ち破ったわけです。その結果、熊本県も対応せざるを得なくなり、最終的には、裁判所が仲立ちになったけれども、国も責任を持たざるを得なくなったということです。

ですから、いろいろな媒介が必要だと思います。その中で専門研究者の果たす役割は大きいと思います。メディアや裁判所の役割も大きいのですが、我々が果たすべき社会的責任は非常に大きいと思

います。実装化していくことも大事なのですが、ビジョン形成という意味でも、その役割は非常に大きいと思うんですね。

長谷部 それは大事なポイントで、おっしゃるとおり積みあげていくことが大事ですね。経済産業省のエネルギー計画を見ましても、エネルギー源の構成をどうするかという議論しかしていなくて、社会をどういう姿にするかというような議論は完全に飛んでいるわけです。エネルギーのエフィシエンシーとか言われても、ほとんど外の世界のことであるわけです。そうではなく、自分の生活にエネルギー構造がどう関係しているかという認識をもとに考えていかなければいけない。

ただ、それを積み重ねていくことが、国のビジョンを動かすことになるのか、そういうつながりがあるのかどうかについて危惧の念がある。

谷口 それは危惧ではなく、誰のために動いているのかということだと思います。極端に言えば、過去、化石エネルギーや原子力エネルギー事業を進めてきた企業は、少なくとも投資回収が終わるまで、株主に対する責任があるわけです。しかもそこに大きな利益が見込まれるとしてきたわけですから。しかも会社の利益が国民の利益につながると考えれば、政府は、自治体が何と言おうと、経済優先は変えないですよ。でも、大きな損失が出ないと分かった途端、方針を変えたいと思います。つまり要因が違うんです。

長谷部 確認ですが、地域から盛り上がりても、それが国としての政策を変えるかどうかにしてはもう一段の議論が必要になってくるのでしょうか。

谷口 いや、議論というか、先ほども言いましたように経済原理と政策の関係によるものだと思います。例えば、1960年代の都知事的美濃部亮吉さんが工場は低硫黄重油しか使ってはいけないと言ったのです。その時、石油会社は、低硫黄重油は日本にない、そもそも低硫黄重油を精製する製油所もない。そんなものに誰が投資するのかと言ったわけです。しかし、健康は経済に優先するとして、3年以内に売らなくてはならないと条例

で決めてしまった。そのとたん、議論はストップし大気汚染防止の開発競争が始まった。そして技術を進展させ、条例をクリアした。そして、その後の日本の世界への公害対策技術輸出などにもつながったわけです。

ドイツのように再エネへの研究開発投資を積極的に行い、世界の再エネの patents の半分を取るに至った。世界が低炭素社会に向け経済革新が起きれば再エネのチャンスです。さらに低炭素化の国際的目標やルールができれば、ドイツはグローバル経済的に優位に立てる。そうして世界の潮流をリードしながら経済原理を政策としているわけです。ドイツにも石炭や原発をビジネスにしている大企業はありますが、そういう会社も新しい潮流に乗ろうとしている。

そういうものを日本の政策の中でうまく生かして切れていないのは、化石エネルギーや原発にかかわる企業は、再エネが大幅に増えると、彼らは損だけをする。したがって再エネの技術開発は積極的にせず、むしろ再エネの拡大を抑えるというような目先の利益の話になっているからです。そうして石炭や原発にしがみついているうち、世界の脱炭素経済への転換の流れに取り残され、グローバルなビジネスチャンスも逃してしまうのです。

壽福 今のことに関して言えば、日本でも起こり得ると思いますが、なぜドイツの企業が核エネルギーをやめるのかといいますと、もうもうからなくなっているからです。政府の補助金もなくなってしまし、市民の下支えもなくなってしまし。だから輸出に活路を見出そうとするわけですが、少なくとも国内ではもうできないわけです。

それは、谷口さんが言われたような要因もあるのですが、もう一つの大きな要因は、議員のレベルで、憲法でアンケート〔専門家調査〕委員会というものをつくるのが義務づけられているといえますか、4分の1の議員が賛成したらつくらなければいけないわけです。

そこには全党派の議員が入り、党派が推薦した専門家——エネルギー専門家に限らず、科学者が同数入ることになっています。ですから、例えば

5対5の10人でその委員会をつくるわけです。また、その人たちだけで議論するのではなく、国内、国際的な研究機関に全て鑑定書を出させ、ヒアリングもします。政策を決めるのは議会ですから、最終的には各党派の妥協や交渉になるのですが、その専門家調査委員会が出した報告書をベースにしてつくるわけです。

ドイツの場合は下から運動があったからだという議論もありますが、それはそのとおりだと思います。ただ、国会がそれを決めちゃったんですよね。つまり、全党派の議員と専門家が入った調査委員会では報告書を出すと、議員はそれを無視できないわけです。

そういうことは日本ではなかなかできないかもしれませんが、制度化の要求はしていかなければいけないと思います。

谷口 それは、日本政府にはできないかもしれませんが、ローカルガバメントであればできますね。

壽福 ドイツの場合は国家の意思として核エネルギーをなくすということにしたわけです。そこに行くためには、国会議員のレベルであることが必要なわけです。

白井 いろいろなアプローチ、いろいろな攻め方があると思うのですが、今、必要なのは、社会転換のビジョンを持つことだと思います。一気にそちらに行くかどうかは別として、それを社会にきちんと位置づけていくことが求められます。

そして、地域レベルでもいいから、社会転換を具体的な形にして示すのです。社会転換はどうあるべきかということをお机上だけ議論していてもしょうがないので、地域でやればこういう社会転換の姿がくれる。地域で制度を改良すれば、国主導とは違うこともできる。それはすごくいい生き方ができる社会である。そんな具体像をつくってみるのが大事であって、先進地はそこに着手しているのだと思います。

社会転換につながるイノベーションが積み上がっていったら、どこかで全体も変わらざるを得なくなってくる。それがボトムアップによるトランジションです。バックキャストによるやる

べきことを強いていっても、何も積み上がっていかないと思います。

壽福 それは全て必要なですよ。アプローチは、いろいろなレベルで同時に進めなければいけない。ただ、地域からビジョンをつくっていくという場合、注意しなければいけないのは、地域再生はある特定の地域だけで可能なのかどうかということです。特に「持続可能な」という枕言葉をつけたときには、その問題は非常に重要だと思います。これはあまり議論されておらず、もっと議論しなければいけない。

エネルギー産業界をどう動かすか

長谷部 わかりました。一つ言わせていただきたいのは、今の議論の中でアクターとして全く出てこないのが、エネルギー産業界です。産業界は需要に応えられるかどうか死命を制するわけで、将来の需要が今議論しているような方向に行くということが本当に明確になれば、企業はそういうことに向けて投資や技術開発をしようと思っているんですね。

そういう企業活動を動かすような、産業界のビジョンの議論が必要ではないか。自動車業界ではそういう議論が既にされているのですが、エネルギー産業界はどうもエネ庁と一体的に動いているような感じがして、その構造を変えなければまずいのではないかと思います。

産業界が本当に動き出せば社会の構造転換になってくとも思うのですが、そういう議論がなぜか展開していかない。

壽福 それは長期ビジョンのところで、省エネ云々という議論ももちろんしなければいけないのですが、例えば2050年に電力需要が今の半分で済むようになるということになれば、電力会社は投資をどうするか、回収をどうするかということを真剣に考えざるを得なくなると思うんですよ。

ドイツではそれがうまくいっているわけです。先ほど言いましたように、悪いところもあるのですが、例えばE.ON（エーオン）などは風力に切りかえています。ジーメンスも原子力発電から撤

退しましたし、政府が半分にすると言っているわけですから、全て海上・陸上風力に転換しなければ資本回収ができないわけです。これはエネルギー需要ですけどね。

企業はもうけなければいけないわけで、そのためには安全な投資先をどうつくるかということを考えなければいけないわけです。ドイツの場合は、全部が全部、うまくいっているわけではありませんが、上からそういうインセンティブを与えています。それは政治的な決定として与えているわけです。そうすると、企業はそれに順応していきます。そうすると、格付会社というものが非常に重要になってくるわけです。

イギリスを中心に、エコな会社、アンチエコな会社という格付が実際にできており、全世界の企業の格付をしています。そうすると、一般市民の投資行動も変わってきます。つまり、エコな会社で、かつ資本投資に値するという格付に従って投資する。格付会社が発表しています。私はドイツやオランダ、イギリスのことしか知りませんが、それがすごく浸透しています。

そうすると、やっぱり企業は考えますよ。だって、お客が減ってきて、株が売りにくくなるわけですからね。これは一つの例ですが、そういうやり方もあるのではないかと。例はたくさんありますし、企業はお客に支えられているのですから、お客の意識や行動を変えていく仕組みをつくらなければいけませんし、それを我々が実際に提言していけばいいわけです。そうすれば、かなり変わりますよ。

E.ONはヨーロッパ規模のエネルギー会社ですから、そこが撤退するとなったら、株主に大変な影響を及ぼします。逆に言えば、E.ONという会社は株主の行動を変えたのかもしれないし、新しい株主を獲得したのかもしれないわけです。そういうこともあり得ると思うんですよ。

ですから、長谷部さんがおっしゃったように、企業の力がある意味で活用しなければいけないわけです。そのためには、NPOや研究所が、今言ったような仕組みを提案していくことには意味があ

るのではないのでしょうか。ですから私は WWF ジャパンのエネルギー計画を、そういうところにまで踏み込んで提案しているということで、非常に高く評価しているんです。

谷口 産業ということでは、産業全体の流れと、産業の中でもとんがったアクションをする人たちとは分けたほうがいいわけですね。産業全体ということでは、成功している国では、産業は10年後にはこうしてほしいというコミットを必ず出し、その上でそのための予算に重みをつけたり、課税でそちらに誘導させたりしています。その一番のターゲットは投資家です。

今、再生可能エネルギーへの投資はものすごくふえています。理由はリターンが大きいからです。リターンが大きい政策をしているわけですからね。ですから、産業がビジョンをつくることも大事かもしれませんが、それはとんがった人たちに任せておいて……

長谷部 動かすわけですね。

谷口 そうです。全体としては政策誘導をしていったほうがいいですね。

壽福 それはすごく重要です。おっしゃったように、課税で優遇措置、軽減措置をとることは、企業にとっては非常にメリットになるんですよ。スウェーデンなどを見ればわかります。

谷口 あと、東京都で気候変動対策をやったときも、企業に「実効性のあるCO₂削減頑張ってください」と言ったとき、「頑張りましょう」と言った企業はごく少数なわけですね。なぜなら、やればやるほどコストがかかるので、株主は「うちは名誉よりも利益だよな」と言うわけですよ。しかし、全ての企業にキャップをかけたときには、企業や業界団体から喜ばれたんです。なぜなら、「本当はCO₂削減をやりたかった。そういう公平な競争にさらされるならば株主に説明できるから、全力でやります。」というわけですね。ずるをした企業が得をするような中途半端な社会ルールでは困るというわけですね。

白井 8月に韓国の濟州島の調査に行ったのですが、まさにビジョンによって地元の企業が動い

ているという話を聞きました。濟州島はカーボンフリーを目指し、100%再生可能エネルギー、100%電気自動車にすることを、タイムスケジュールを決めて進めています。一方、財団法人濟州テクノパークという地場の企業を支援する財団にインタビューしたのですが、エネルギー関係の開発事業が100%ぐらい動き出しているといいます。島を挙げてカーボンフリーを目指し、そこに市場ができるとわかるから、自分たちの既技術で何ができるかという検討をし、地場の企業が動きだしています。エネルギー関係はインフラか市場かという卵か鶏かの話になってしまいます。ビジョンが示されることで動きだせます。

例を挙げますと、バッテリーは40年使えるのですが、電気自動車の車体寿命は20年ぐらいだといいます。ですから20年後、使える中古のバッテリーがたくさん出てきたとき、住宅用に使うなどのリユースが検討課題となります。それは高度技術でもありませんから、地場企業もサービス的に参入しやすく、そういうビジネスを試験的に行いたいと今から動き出しているわけですね。

壽福 そうですね。企業が投資の意思決定をするとき、例えば3~4年で回収できるものと10年で回収できるものとは考え方が相当違いますね。ですから、超短期ではダメなのですが、短期的には資本回収できる市場をつくり出せばいいわけですね。

谷口 それに近い例としては、経済産業省が海底資源開発で行っているものがあるんですね。あまりにもリスクが高いし、リードタイムも長いので、普通の企業はやっていけない。しかし、世界企業に負けてしまっても困ると。そこで失敗しても国がある程度フォローしてくれる仕組みをつくっています。

それと同じことを、地熱でやり出したんですよ。地熱の熱水脈を見つけ出すボーリングは、コストがかかり熱水が出ないリスクも高いわけですね。そこで自治体が絡んで行うのであれば、失敗してもお金を返さなくていいという補助金です。補助金というのは、通常目的を達成できない場合は、

返金させたりします。血税を無駄にしてはいけな
いからです。長野県も類似の収益還元型補助金を
やっています。

そういう仕組みはあります。長期的なリスクを
どうとるかということは、できれば民間に任せる。
しかし、民間に任せて進まないのであれば政策的
につくっていくと。

長谷部 そのためにもビジョンが必要ですね。

壽福 やっぱり必要ですね。それがないと企業は
怖過ぎて動きたがらないですから。

谷口 ただ、最初の話に戻るのですが、政府に「ビ
ジョンをつくれ」と言って待っているだけではそ
ういう時代は来ませんので、地域などでそれぞれ
やったほうがいいわけです。

壽福 そうそう。シンクタンクでつくっていく。

長谷部 わかりました。将来ビジョンはそうい
うものだといいことですね。

再生可能エネルギーによる地域づくり

長谷部 地域再生と再生可能エネルギーを結び
つけていくことがサス研の研究テーマの一つに
なっています。白井さんがいろいろと研究されて
います。

白井 私が担当させていただいている研究では、
社会転換の目的、つまり再エネによる地域づくり
によりどのような社会をつくるのかという代替案
の共有が必要だという設定を行い、そのうえで目
的を実現するための地域づくりの5つの目標を設
定しています。

一つは「エネルギーの自治」。エネルギーは地
域の自治のテーマになっていなかったわけです
が、自分たちで制御可能、運営可能なものにな
ってきている。それ自体が大きな意味を持つ。それ
から、「対話とネットワーク」、「地域経済の自立」
です。そして「公正、安全と環境共生」は、福祉
や地域課題の解決、防災面、気候変動の防止、生
活環境の改善等の公益的な目標です。そして真ん
中におくべきが「主体の自立共生」。地域の主体
がよりよく生きるといことです。プロシュー
マー的な意味を含めますが、自分のことは自分で

行い、できないことを支え合うという喜びや成長
のある生き方のことですね。

そして実際に八つの先進地域を回らせていた
だき、具体的にどういうことをやっているのかを整
理し、五つの目標ごとに三つのアジェンダを整理
しました。次の表を参照してください。

長谷部 五つの目標の中で、「エネルギーの自治」
や「公正、安全と環境共生」は確かに再生可能エ
ネルギーと密接に関係すると思うのですが、一方、
「地域経済の自立」「主体の自立共生」「対話とネッ
トワーク」については、再生可能エネルギーに特
有の効果とは言いがたいようなものもあるわけ
ですね。再生可能エネルギーの事業に取り組むこ
とが、この五つの目標に結びつくという、再生可
能エネルギーが持っている特性とはどういうもの
なのでしょう。

白井 再生可能エネルギーは、分散型では安定し
ないというデメリットがありますが、地上資源、
地域資源、中間技術という特性を持っています。

特に、地域資源とは地域にあっていろいろなこ
とがつながっているということです。どんどん大
量に生産できるわけでもなく、地域につながっ
ていて、動かしにくい。ある意味では安定供給で
きず、非市場性も高い。しかし逆に、それを生か
せば地域固有性を高め、地域のつながりを生か
すこととなりますので、地域づくり的には有利な側
面だと思います。

また、中間技術としては、使いやすい。制御可
能で身近で、人が使われることはなく、人が使
うことができる側面を持ちます。だから、地域の
企業や地域の住民が関わるができる、という意
味で、「地域経済の自立」「主体の自立共生」「対
話とネットワーク」に結びつきます。

長谷部 特性と目標は結びつきやすいとい
うことでしょうか。

白井 そうですね。身近にあって、大規模な投資
ではなく、少額でもつくれるわけです。ある地域
では、太陽光パネル自体をプレスしてつくったり
していますし、自分たちで設置することもでき
ます。小水力も、地元の企業がどんどん技術開発し

表 再生可能エネルギーによる地域づくりの5つの目標と15のアジェンダ（チェック項目）

目 標	アジェンダ
① エネルギーの自治	① -1 再生可能エネルギーを入口として目指す社会の姿や理念を共有する
	① -2 事業を担う組織を形づくる（企画・調整・支援を行う組織、中核的事業体、地域新電力）
	① -3 省エネルギーや熱供給・輸送燃料等も含めて包括的なエネルギー自治に取り組む
② 対話とネットワーク	② -1 不特定多数が関心をもって参加し、さらに学習を継続する機会をつくる
	② -2（地場企業、市民ネットワーク、地域組織、大学等の）異質な主体をつなぐ・巻き込む
	② -3「外の力」の持つ専門性を上手く活かしながら、「内の力」を高める
③ 地域経済の自立	③ -1 地域内でお金をまわす（資金調達、設備投資、維持管理、移入、移出代替）
	③ -2 再生可能エネルギーを活かすコミュニティ・ビジネスを起こす（意欲を高める）
	③ -3 地域内でのボランティアな交換・融通を活発化させる
④ 公正、安全と環境共生	④ -1 恵みを公平にわかちあい・地域の福祉に活かす
	④ -2 非常時に使える電源・燃料とし、災害への抵抗力を高める
	④ -3 地域内の環境問題、地球規模の問題に貢献する（ものとして位置付け、大義とする）
⑤ 主体の自立共生	⑤ -1 小さな成功を積み重ね、地域に生きる手ごたえを高める
	⑤ -2 関与を通じた喜びを共有し、より良き居場所をつくる
	⑤ -3 活動を通じて、一人ひとりが自分を見つめ、成長する

ようにするわけです。従来の巨大な火力発電所や原子力発電所、大型ダムではない技術で、住民や地元企業がかかわりやすく、自分たちでビジネス、発電事業としても立ち上げやすい、地域づくりの道具になるのだと思います。

長谷部 その道具になっているということも、実態調査の中である程度実証できつつあるということでしょうか。

白井 そうですね。ただ、そういう側面があるがゆえに、大きなもうけにはなりませんし、大きくCO₂を減らすことにもならないわけです。例えば、全国に約1000の市民共同発電があるのですが、そのうちの約350が長野県の飯田市にあって、日本一の集積度となっています。ただ、それがどれだけCO₂を減らしているのかといいますと、年間1500トンぐらいなんですね。飯田市の行政が1万トンぐらいで、それに対しては10%ぐらいなのですが、市全体では70万トンという数字もあって、それに対しては0.2%ぐらいです。市民共同

発電だけをカウントした数字ですので、飯田市内のメガソーラーをカウントすればまた違ってきますけれども。

しかし、市民共同発電がそれだけしかCO₂を減らしていないのならだめだということでしょうか。そこでいろいろな人がかかわり、互いにつながることによって意識変化をもたらし、従来の「結い」の活動が活発化するというような社会的な側面があることを見なければいけない。既存の見方では、「小さい。まだまだですね」ということになってしまうのではないかと思います。地域社会にとっては大きいといえると思います。もちろん、既存の市場の中でよりスケールアップするような改善の余地もまだまだあると思います。

長谷部 先ほども少しお話がありましたが、今、消滅する可能性があるなど、危機的な状況にある地域社会が結構あるわけです。そういうところの地域政策の一つとして、こういう事業に取り組んでいくことは十分に有効だと考えてよろしいので

しょうか。

白井 まだ立ち上がったばかりだと思います。飯田市では条例を立ち上げ、地区ごとに発電事業ができるようになり、そこにいろいろな専門的な支援や公民協働のサポートがあるということで動かしているわけですが、実際には20地区のうち3地区が特に熱心で、3地区の中で8カ所が動いているという状況で、全区にはなっていないわけです。また、地域新電力のような動きはまだこれからです。飯田市のように進んでいる地域がほかにないことは確かなのですが、一番進んでいる飯田市でもまだそういう状況だと思います。

また、そういう条例をつくった地域が全国に幾つあるかといいますと、20ぐらいでしょうか。まだまだ立ち上がり段階ですので、これからどうやっていくか。福島でも風力発電をたくさんつくりましたが、その売電収入が出て、それを地域還元していくのはこれからです。これからなんです、大きな可能性を持っているので、その意味でこれからなのかなという感じがします。

谷口 地域にとって有効かどうかということについて、理屈と実績の話で言いますと、まず実績としては、ヨーロッパではもうローカルエネルギーが標準化しています。これは元々「地域のエネルギーは地域のもの」という考え方からきているようです。国内でも、地域にそれなりの利益をもたらす実装が加速度的に進んでいます。

では、地域にとって何が有効かという理論的な側面を私なりに補強しますと、これは当たり前のことですが、再生可能エネルギー資源がないという地域はほとんどない。

長谷部 なるほど。そういう資源はある。

谷口 再エネはあるわけです。それから、仮につくった場合、売り先もあります。例えば地域で消費しているエネルギーの半分を、地域のエネルギー事業者が供給するとすると、地域内にお金がかかります。人口10万人未満の自治体であれば、事業収益では地域の企業のベスト3くらいに入りますよ。そのくらい大きな地域ビジネスになります。それくらい地域貢献度が高い。しかも、乗数

効果を入れずにですよ。

ですから、理屈的には地域にとってべらぼうなんです。自分たちが補助金を出してまで企業誘致をするよりは、地域が地域に電気を売り、より高い金で地域が買い取るぐらいにしたほうが、地域内でお金が循環し実はいいんですよ。

ほかにもう一つ、地域再生につながる規模で事業をするときには、それなりの資金が要るのですが、実は日本の金融機関の預貸率は、メガバンクが4に対して地域金融は6です。ですから、地域に金はあるわけです。しかし、メガバンクは相当な率で事業投資をしているのに対して、地域金融機関は外国の債券を買ったり、国債を買ったりして、地域への投資は少ないわけです。地域に有望な投資先はなかなかないということですが、彼らも開拓していないということが問題であって、お金はあるのですから。

また、開発予定地域は地域の人の所有になる場合が多いです。最近、外から来た企業に唾をつけられてしまっているところもあるので微妙なのですが、本来的には地域のものだと思います。

それから、小規模分散のローテクもたくさんあるということは、大してもうからない手間もかかる。けれども、地域の中で内部収益率を3%から6%ぐらいの間でやってもそこそこできる。地域の中で行いますので、買い手は絶対に逃げないわけです。

そういうことを合わせると、実は経済的な面では、地方創生、地域再生にとって本当にトップクラスの価値があるわけです。ただ、そのことをほとんどの自治体がわかっていないわけです。そういう関心のなさを示したアンケート調査の数値もあります。さらに、金融庁は地域金融機関に対して「地域内で一生懸命やれ」と言っているにもかかわらず、彼らは事業実績がないという理由だけでほとんど手を出していない。しかも、日本で再生可能エネルギーの債務保証制度を持っている自治体はまだ1桁であり、支援制度も十分ではない。

コミュニティパワー

谷口 そういうことをいろいろと考えていきましたと、ポテンシャルや有効性は非常に高く、それに気づいているところはうまくやっている。去年の12月に秋田県の能代市でつくった17基の風車では、なんと100%、エクイティが地元ですし、デットも100%地元なんです。事業費は、160億円ぐらいです。そういう事業を地域で回し、その金の100%が地域に落ちる。乗数効果にすれば、べらぼうです。さらに陸上で数十基を計画しています。

多くの自治体では企業誘致をして、風車が来て、固定資産税が入るのでうれしいねと喜んでいて。ある自治体では、誘致企業への、固定資産税減免条例みたいなものをつくっているところもある。固定資産税が入ったとしても、その約4分の3は地方交付税から差し引かれますので、例えば1000万円の固定資産税が入ったとしても、手元に残るのは250万円程度です。一方、自分たちのエクイティとデッドで行えば、そういうおこぼれの100倍ぐらいの利益が出るわけです。

壽福 能代市の場合、複数のアクターがいるのでしょうが、どこがメインなんですか。

谷口 地元の建設会社ですが、さらにその前段階があるんですよ。秋田の「風の王国プロジェクト」というNPOです。

白井 調整役をしているんです。

谷口 ええ。世界風力エネルギー協会が作った「コミュニティパワー原則」というものがあります。地域の利益とは何かということで、三つの原則があります。

一つは、まず地域に経営権があること、または地域に政策の意思決定があること……、もう一つは所有の過半が地域にあること。最後の一つは、地域に収益の過半が落ちること。この三つのうちの二つを満たしていれば、それをコミュニティパワーと呼ぶということで、これが風力以外にも広まってきています。それと同じようなことをいろいろな人が言ったのですが、これを、実際に地域

の事業に落としたのが秋田の「風の王国」です。

風の王国はSPCを作り、既に風車とメガソーラーを潟上市と男鹿市につくりました。それらと並行してその延長で去年、能代で風車をつくった。能代の関係者とも勉強会を重ねていたんですね。

そして、次に検討しているのが洋上風力です。今年、地域の漁業者が主催して、洋上風力が来た場合、漁業者はどう対応すればいいのかという勉強会を開きました。そのように気がついているところ、とんがっているところはあるのですが、それがまだ日本ではほとんど知られていません。

白井 今おっしゃったように、地域再生に結びつくかどうかは、誰が、何のために、どうつくるかということ次第であって、外から大資本が入ってきて再エネをつくれればいいのかというと、それでは地域再生にならないわけです。誰がどうつくかが問題です。それはどういう社会を目指すかということともリンクする話で、目指す社会によって作り方も違ってくるはずですよ。

再生可能エネルギーも、従来の企業誘致による地方再生というようなやり方ではおかしな話になって、あまり地域再生に役立たないということの繰り返しになってしまうわけです。

谷口 地域再生に役立たないと同時に、非常に反発を買うんですよ。地域社会に役立たないどころか、その企業の利益のためだけにやっている事業も実際に結構あります。一番ひどいのは、分譲型でメガソーラーをやるというところがあります。それは完全に脱法行為だったので今は認められなくなりましたが、投資案件として実態的にメガソーラーをつくり、50kW未満の小規模案件として分譲するのです。買う人は自分のパネルを何枚か持って、土地まで買わされてしまいます。後でそのパネルがダウンしたりするというトラブルも起きています。しかし、それがメガソーラーの過半だと言われているわけです。

確かに安くつくりますが、地域に配慮のないまま運営されているものが多く、反感を買って、そういう事業は嫌だということではなく、再生可能エネルギー自体が嫌だという風潮も出てきてい

るんですよ。それは地域にとって不幸なことです。

私は地域による再生可能エネルギー事業にすごく関心があって、徹底的に地域の利益のために地域で事業を起こしたほうが、実は再生可能エネルギーの普及は加速するのではないかと。ですから、最初のテーマですが、地域再生のためのエネルギーシフトではなく、私としては、地域再生を通してエネルギーシフトをやりたい。本当は両方ですよ。ただ、地域再生は時間をかけてもいいのですが、気候変動は待たないです。優先順位を変えただけで、結果が同じなら一緒にいいんですけどね。

最近、環境省などでは、地域に一生懸命、エネルギーシフトや再生可能エネルギーのことを言っても非常に反応が悪いので、逆に地域再生を一番に言おうとしている。その結果、CO₂削減につながるというものに支援することにすれば、広がるだろう。私もそれには賛成です。去年の地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定委員会のガイドラインづくりでは、完全にそのようにシフトしていました。

壽福 先ほどの話につながるんですけども、地域社会がいかに崩壊しつつあり、それが自分の生活、あるいは孫・子の世代も含め、どういう影響を及ぼすのかということを見ることがあると思います。

ですから、能代市のことでお聞きしたいのは、NPOが果たしている役割のことです。行政とか自治体との関係もありますし、NPOであるからには一般市民との関係もあるわけですよ。特に利益還元のことを考えるときには当然、市民出資ということも考えるわけでしょう。

谷口 能代市では、地域市民だけから出資を募集して、2億円を集めようとしたのですが、応募がその3倍あったんです。そして、何と利子が4%で、銀行融資の利率よりはるかに高いわけです。ですから、地域市民のメザニンをふやせばふやすほど、事業収益は減少していきますがメザニン分借り入れは減らせません。また、そこに能代市が出資しているんですね。マイナーですけどね。そういうこ

とで公共性を持たせればいいのではないかと。

ただ、4%ではなく2%か3%にして、1.5倍とか2倍ぐらい集めても同じです。そのほうが市民の参加度を高められてよかったのではないかと。1人100万円までとか、上限も決めていますね。

壽福 市が出資するという事は、市長はもちろん議会も賛成しているということですね。どうやってそこまで持っていったのでしょうか。そうなるまでには、どれぐらいかかったんですか。

谷口 それは勉強会をやっています。少なくとも5年はかかっていると思います。市長と地域の産業界との勉強会も繰り返し行いましたからね。

徳島では、地域金融機関が再生可能エネルギーに全く見向きもしてくれなかったのが、地域金融機関向けに再生可能エネルギーの勉強会を5回連続で行ったりしたのですが、そういう地味なことが意外ときいてくるんですね。それはNPOがやったんです。

壽福 NPOのメンバーはどれぐらいいるんですか。

谷口 秋田県の場合は、実質的には1人かな。山本久博さんという方です。

資本出資したのは地域の産業界です。いわゆる市民何とかというのは、規模感がないし、資金を集める力もないわけです。だから地域市民はメザニン出資です。山本氏の目標は、地域に産業を起こして、再生可能エネルギーで持続的繁栄を実現するんだということをずっと言い続けています。

それに賛同する地域の人や企業は多くて、NPOや株式会社もつくっているのですが、雇用が生まれる、大学もそれ専門の人材育成機関をつくるなど、いわゆる市民発電とはスケールが違うわけです。

従来型の地域開発との違いは何か

長谷部 ただ、ちょっと気になるのは、地域で内生的に事業を起こし、地域経済を活性化しようという取り組みはずっと続いてきていますよね。大失敗したのですがリゾート開発もそうですし、

その前から地域資源の活用という発想はずっとあるわけです。その系譜の中で、今度は再生可能エネルギー事業があると考えなのか、過去から自立的な地域経済づくりのために様々な試みがされてきて、その多くが失敗を積み重ねてきた、そのような取り組みと同じというか、その延長上にあるのか。そこはどうでしょうか。

谷口 改めて考えたことはないのですが、違うような気がします。

長谷部 どこか違うんですか。

谷口 例えば観光と比べますと、観光は基本的に観光客の取り合い、地域同士でパイを奪い合うものです。再生可能エネルギー事業は自分が使っているエネルギー、外から買っているエネルギーをどれだけ代替できるかということだけで相当な事業になってしまうわけですから、質的に違うと思います。すでに大都市に奪われた大きなパイを取り戻すようなものです。どの地域にも奪われたパイを取り戻す機会があります。

白井 従来のやり方で動いている再生可能エネルギー事業と、地域主導で動いている再生可能エネルギー事業の二つが動いている状況だと思います。地域主導のものが動いている分、かつてのリゾート開発とは違うと思います。あのときにもエコツーリズムなどのオルタナティブなものがあったのかもしれませんが、それはリゾート法とは別の話ですよ。FITの価格が低下することもあって、地域主導の動きの延長上で、これから何ができていくかということが問われる状況だと思います。

谷口 再生可能エネルギーははっきりと二つに分けたほうがいいと思います。地域が主体となっているものと、東京の会社などが投資家を集めて行うものとははっきり分けて考えたほうがいい。先ほども数字を出しましたが、地域に対する経済効果がまるで違うからです。

白井 リゾート法などと違うのは、地域主導の再生可能エネルギー事業が次に目指すところは、地産地消などであるわけです。外から資本を呼んでこよう、観光客を呼んでこようということではな

く、地域の中で生まれるお金を地域の中で回すなど、目指す方向が違っていているわけです。そういう内発的、地域循環型の方向を目指して踏み出す流れができていているという意味では、やはり違うのではないのでしょうか。

長谷部 ちょっとくどいようですけども、地域の歴史的・文化的な資源を生かして観光業を振興していこうという取り組みと、再生可能エネルギー事業を中心に地域づくりをしていこうという動きの違いは何なのか。

谷口 簡単に言えば、売り先が担保されているということです。お金がどこから入るかという点、観光業は外から来る人頼みなんですよ。極端に言えば、そこで鳥インフルエンザがはやってしまったら、もう観光客は来ないわけです。そういうリスクがなく、人間が生活している以上、必ず電気などのエネルギーを使うわけで、その人たちが地域のエネルギーを買うようなルールになれば、必ず買ってくれるわけです。ましてや自分たちで出資している事業であれば、そこから買うわけです。その意味で地域にとっては観光業より手堅い事業だと思います。

長谷部 自給の可能性のようなどころにつながっていくということですか。

谷口 そうです。簡単に言えば、自給ですよ。今まで高いお金を出して外から買っていたものを、自分たちがそこでつくって売る。

白井 FITで売電収入が入るといのは移出効果の話であって、外に物を売るとか、観光客に外からどんどんお金を持ち込んでもらうということと同じです。その構図は、FITで高く売ってもうける事業をやっている分には変わらないのかもしれませんが、ただ、その場合も、売電収入をどう地域に還元するかという仕組みや、その利益を誰が得るかということによって違ってきます。

もう一つは、FITの価格が低下してくれば、外にどんどん売らしようというモデルがなくなっていくと思います。そこで、地域で払っている電気代が外に漏れているわけですが、地域新電力によってエネルギーの地産地消を図り、漏れている

電気代を内部留保し、地域の中で回すという移出代替型の事業が出てくると思います。

谷口 そうですね。まずは、出ていくお金を中で回すという効果が非常に大きい。

壽福 トрендとしては自家生産・自家消費でしょう。

谷口 再生可能エネルギーがあり余っているところは、地域の産品として外に売らんですよ。

壽福 余った分を売るのは別に構わないのですが、まさにおっしゃったようにアウトルキー、自家生産・自家消費なんですよ。それがメインの柱で、余った分は外に売ってもいいわけです。

白井 外から電気を買うよりは、自給の電気を買ったほうが安いという状況に持ち込めればね。

壽福 今は、それが土台としてあって、余剰分を売るという感じなんですか。

谷口 もう一つ誤解があるのは、「永続地帯」というものがありますが、再生可能エネルギーの生産額が地域の民生エネルギーの100%を超えれば、そこは自活できるととれるようなことを言っていますが、実態は、その事業者の大半は地域外のエネルギー会社です。そういうところほど、地域に金が落ちていないわけです。逆にそれを地域でやったならば、べらぼうな金が入ってきて、一大産業になるんですよ。

私は以前、それをニセコで提案したことがあります。ニセコの水力発電は大正時代につくったものですが、その電気を、出光興産を通して東京の新丸ビルに提供していた時代があったんですね。生電力を送ったということで、それはそれでおもしろかったのですが、それは王子製紙がやっているのだから、結局は東京の会社だけがもうかっているわけです。それではおもしろくないので、それを地域で買い戻してはどうかと提案したんですよ。それだけで毎年、数千万円が地元に入ってくるわけです。それぐらいの事業であれば、人口が数千しかないニセコではナンバー1の企業になってしまうわけです。

地域社会が変容していく

長谷部 今のは地域の経済的な基盤の議論ですよ。しかし、先ほど白井さんは、それを超えて、地域の姿みみたいなものも事業を通して変わっていくのではないかとということをおっしゃいましたよね。

白井 はい。一つの例として、岐阜県郡上市の石徹白地区を挙げたいと思います。石徹白は、集落の100世帯が全戸出資して、専門農協による小水力発電所をつくり、毎年2000万円の売電収入を得るようになっていました。全戸出資していますので、それを地域のためにどう使うかを集落で話しあうわけです。もともとはトウモロコシなどの農業があったのですが、耕作放棄地が増え、地域の大きな問題となっているので、耕作放棄地の活用のために売電収入を使おうと考えていると聞きます。

売電収入は2000万円と見込まれ、地域の課題解決に使おうということで一致団結し、地域が動き出しています。また、専門的なコーディネーターや調整役を担う若い人が入ってきて、通っているうちにそこに移住されました。奥さんが地域で洋品店を始めたり、後に続く人たちもでてきています。地域の中に入って行って、若い人たちと一緒に石徹白のホームページをつくったり、(視察も来るようになったのですが、食事をするところがないわけです。スキー場の食堂ぐらいしかなかったので) 婦人層が中心になって、観光客向けにコミュニティ・レストランというものを始めるなどの波及的な動きがあります。

また、もともと農産物の加工場があって、一時はやめていたのですが、小水力発電の電気を使って復活させたんです。農産物の加工場を担う地域おこし協力隊が入り、その若者も任期が終わった後も残り、福祉サービスを始めました。高齢者ばかりなのですが、病院にも通えないので、その送迎サービスをするという事業です。また、移住して自然学校のようなものを始めた女性もいます。

再エネ事業に関連して人が入ってきて別のことをやり始め、地域の住民が元気になって、またほかの何かを始める。そういう波及のきっかけとして再エネが動いているということが大きいと思います。

長谷部 地域社会の姿がどう変わっていくのが気になります。今のお話は、大規模なものではなく、集落単位ぐらいでそういう波及効果があるということですね。

白井 お金だけでなく、情報や人が動くことでの波及効果がある。再エネが単に普及するだけでなく、そこから刺激を受けていろいろなことが動いていくという波及的な効果が、特に社会面ではあると思います。

長谷部 気にしているのは、「主体の自立共生」や「対話とネットワーク」などがどういう感じなのかなということなんですね。

白井 石徹白の例では、100世帯の地域においては、小水力発電を入れることによる経済的な効果が非常に大きいわけですね。社会面でいえば、小学校が廃校になりそうだったのですが、再エネ事業をきっかけにして若者が移住し、廃校を免れたんです。小学校がある・なしというのは、地域にとって非常に大きい。

長谷部 それは経済的な基盤ができたから、外から入ってきたということでしょうか。

白井 もちろん、生計がたてられないと移住できないですが、そこに自分がやりたいことがある、支えてくれる住民や他の移住者がいるから、再エネをきっかけに入ってきて、居着いているということだと思います。

谷口 逆に、地域がこれ以上、負担金を出してくれないということで、病院が撤退しようとしたとき、風車をつくって、それを引きとめたという例があります。ちょっと古い例なのですが、北海道の寿都町というところ。片岡春雄町長がそれをすると行ったところ、「誰もやったことがないのに」ということで、議員も労働組合も全て反対したわけです。しかし、「じゃあ、あなたたちは病院がなくなってもいいのか。それが嫌だった

ら、病院を残すための代替案を出しなさい」と言ったら誰も出せなくて、「じゃあ、俺の責任でやる」ということで始めたところ、大成功したわけです。今、年間3億円以上の利益を上げています。

それで病院がとどまっただけでなく、さらには、その町の海辺で磯焼けという現象が起きているのですが、磯の回復のためにそのお金を使っています。また、風車からすぐ近くに老人施設があって、100メートルあるかないかぐらいなのですが、そこに運営費を出すということもしています。

長谷部 ですから、事業収益をどう使うかが、それぞれの地域の主体で意思決定できるということが大きいわけですね。

谷口 そこが大きいです。しかも、それを地域内部への投資に回せば、さらに雇用などの乗数効果が出てくるわけです。

白井 やはり移住を促す効果というのを見たいですね。先ほどの石徹白の例でも、伝統的な集落だけでは起こせないのも、外の専門家がサポートし、その人たちがこの地域で本気になってやろうということで移住してくる。その効果が非常に大きいわけです。今、若い人たちがどんどん移住するという流れもあるのではないのでしょうか。最近、地域おこし協力隊も任期後の移住が期待されています。

谷口 移住した人がそういうことをするという例もあります。岡山県の西栗倉村でしたか。そこでは移住してきた人が中心になって木質バイオマス事業を起こし、やはり立派な事業になっています。

白井 若い人が古いデイサービスの入浴施設に自らが住むことにして、手を入れてゲストハウスにしたんですね。地域の森林資源の循環の一環で薪を調達し、薪ボイラーでゲストハウスのお湯を沸かしています。もともとコンサルをやっていた人ですが、移住して、そういうことをやっています。

西栗倉村の場合、再エネには関係ない面もあるのですが、起業型移住が地域づくりの柱になっています。農業などの仕事があるから移住してくださいということではなく、この地域に住んで仕事

を起こしてくださいというものです。業種油の油絞りの会社を始める人や、B&B、ゲストハウスを始める人もいます。現在、30代の人口が非常にふえています。(人口は)1500人ほどで、合併しなかった村ですが、次の展開がつくれてきています。その中に再生可能エネルギー事業の人も一部いるという感じです。

谷口 それから、風力や太陽光とは違って、バイオマスだけは原料が要るわけです。原料はランニングコストの6~7割かかって、調達リスクは高いのですが、その調達先を地域に置くだけで、安定的な燃料ビジネスの売り先ができますので、森林関係の雇用などに非常にいいということもあります。

長谷部 そうすると、エネルギー構造の転換だけではなく、日本が今抱えている地域社会の疲弊という問題への対応といえますか、再活性化といえますか、そういう手段——手段と言っては語弊があるかもしれませんが、そこに一石を投じる。しかも、そこからの波及も期待できる。再生可能エネルギー事業にはそういうこともあるということですね。

谷口 そういうこともあるといえますか、それは非常に意義があると思います。日本の中でもまだ5%未満ぐらいの話ですので、伸び代があるわけです。

3 再生可能エネルギー：可能性を展開するために

事業推進の担い手は？

長谷部 それがわかった上で次のテーマは、それを進めるためにはどうすればいいかということなんですね。それについてはいかがでしょうか。

谷口 成功しているところは、地域金融機関が入ると事業性が非常によくなるわけです。素人は「お金を借りたことなんてない。怖くて借りられない」と。それでは地域金融機関に行っても、リスクが読めないということで相手にしてもらえないわけです。地域金融機関がノウハウを持つことで成功

したのがドイツです。貸出先の開拓にもなりますからね。

日本でもドイツと同じように、地域金融機関が、地域で使うお金をさらに低金利、あるいは利子補給でもいいですけれども、ビジネスとしてやってくれるといいですね。

白井 いろいろなパターンがあると思います。一つは公民協働で、地域の行政がしっかり仕事をする飯田市タイプです。公民協働を条例でも位置づけ、おひさま進歩などの民間主体と連動して、一緒になってやっています。住民の中に行政の職員が入り込んでいって、一緒に考えて動かしていく。そこに専門家も連れてきて、つなげながらやっていく。そういうタイプの動かし方は、間違いなく必要だと思います。

ただ、市町村の行政の職員がそんなに熱心に動く場合はあまりないということもあります。ですから、石徹白のように、行政ではない専門家が外から支援し、住民の受容性さらには主体性を高めていってもらうというような積み重ねの動きも必要です。

壽福 ある種の市民主導ということですね。

谷口 逆に、地域を食い物にして、金太郎あめを売り歩いているようなひどいコンサルもいるんですよ。そこは見きわめなければいけない。ただ、おっしゃるとおり、いいコンサル、いいアドバイザーを見つけて紹介するという事はいいと思います。

白井 それぞれの仕事の仕方があるというのが私の提案です。上田市ではNPOを立ち上げるとき、それは県の呼びかけもあったのですが、藤川さんなどが「六ヶ所村ラブソディー」という映画を見たり、3.11の地震があって気づいて、市民活動をやっていったわけです。上田市の行政は後からついていっている感じです。移住者のネットワークとして、もともと地域通貨などがあって、「六ヶ所村ラブソディー」を一緒に見るというような勉強会なども行っていました。

谷口 私もJST(科学技術振興機構)の「地域に根差した脱温暖化・環境共生社会プログラム」

(2008年から2013年にかけて実施された)の中の再エネタスクフォースにかかわっていました。先程話が出た石徹白も駒宮プロジェクトの中でピコ水力発電技術開発などをやっていました。その中で堀尾正頼領域統括の下、故船橋晴俊さんと私とで再エネモデル条例の原案作りの作業をしたのです。それをJSTの2012年6月に開催されたシンポジウムで「地域自然エネルギー振興基本条例の必要性とひな型案」として発表し自治体に提案しました。湖南省長や飯田市長などもそこに来ていました。

壽福 私は、東京電力から新電力である「みんな電力」に切りかえました。「みんな電力」は世田谷区にあるのですが、その電力をどこから買っているかという、いろいろなところに発電所があるわけです。それは個人でやっているものもあれば、協同組合でやっているものもあれば、市民発電もあれば、自治体がやっているものもあって、たくさんあるんです。そして、それがその発電所のある地域をすごく変えているんですよ。その地域が非常に活性化すると言うんです。そういう新電力をつくることによって、大もとの発電所が存在する地域の姿を変えることもできるわけです。

谷口 正直言って、新電力はそれだけではもうからないです。この間、上田市に行ってみてびっくりしたのは、屋根借り太陽光発電事業をやっているNPOの人達に新電力をやらないのですかと尋ねたところ、「まだそんな気はない」と言っていたのですが、そうこうしているうちに、地域外の会社から「新電力をやりたい」という売り込みが来たそうです。新電力をやってもたいしてもうからないのに、上田市で新電力をやりたいがっているわけです。新電力をつくるから、応援してあげるし、金も用意してあげるという話をしているわけです。

大してもうからないのになぜやるのかというと、その新電力のために、上田市で再生可能エネルギーを自分たちが開発してあげますよと。そこでもうかっちゃうんですよ。

壽福 ああ、自分たちで発電をやりたいと。

谷口 そうです。発電もやってあげますと。ですから、新電力が地域にあっても、全部外注みたいなものです。

壽福 それは外部資本の変形ですね。

谷口 そうです。そういう危険性も出てきている。ですから、どこかの人がシュタットベルケみたいなことを言っているけれども、地域新電力という名前であっても、内実は全くシュタットベルケではない。

壽福 「みんな電力」の母体は東都生協なんですよ。東都生協は、生活クラブ生協よりは小さいけれども、かなり大きな生活協同組合です。私が一番お聞きしたいのは、協同組合はどういう働きをしているのかということです。

谷口 私は生協で新電力づくりにかかわりましたから。パルシステム東京です。パルシステムで、私は、買い取り先の地域に絶対にお金を落とさなければだめだと話しています。そのためには、地域の事業者が金に困っていても安易に貸してはだめです。利益がこちらに来てしまい、その分地域から減ってしまうからです。お金を貸さずに、地域の事業者に、与信を与え、彼らが資金を借りられるようにしなければ意味がない。

一方で都市住民からお金を集めて、もしくはメガバンクからお金を集めて、地域の再エネ事業にお金を貸し、それで「地域で再エネができました」と言っている市民団体や生協がありますが、そのリターンは地域に落ちないわけです。ちょっと話が違いますが。

生協がおもしろいのは、利益の配当ができないことです。だから結構内部留保があるんです。その資金を使いろいろな新しいチャレンジをしていて、今もまた次のチャレンジを仕掛けています。

とにかく生協も低炭素の事業になってもらいたいんです。パルシステム東京のCO₂排出の8割が自動車で、今、電気自動車の相談に行っているのですが、大手からは「そんなことは全体のシェアからすればわずかなものなので、我々のメインテーマにならない」ということでみんな断られて

いるわけです。

また、配送車のEV化ができれば、自前の電気のFIT率やCO₂排出係数がそのままどんと行くわけです。ただ、排出係数はグリーン電力証書がなければだめなので、とりあえずは再エネ電気でもいいのですが、それはFITが終わった段階で、いきなり全てグリーンになりますからね。FITは必ず終わりますから。

白井 生協の消費者は環境意識も高いし、社会意識も高いとすれば、それはいい消費者であって、生協が再エネの電気を売ることは理にかなっているわけですが、電気を売るだけでなく、何かプラスアルファのことがもう少しできないんですか。いろいろな商品売っているわけですから、例えば再エネ電気をつかった農産物など、ほかの商品の付加価値にもするとか。

谷口 それはアクションとしての優先順位は低いんです。まずはお客様、買い手をふやす。それから、安定的な電気をもっと……。あの十文字のものはボリュームが大き過ぎて、去年も日本全国で10数カ所、鳥インフルエンザが起きているのですが、それが起きた段階でいきなり落ちるというリスクがあります。ですから、もっと分散型で電気を集めようということで、小型分散をやりたいという政策でやっています。

白井 都市の生協が地域の電力とかかかわってやっていくというやり方があるんですね。

谷口 そういう大消費地とエネルギー生産地の連携が最後のテーマなんです。

大学が果たすべき役割

長谷部 もう一つ残っているのが、大学は何をするのかという課題です。もちろん今のような議論を含め、研究を進めていくということはあるわけですが、実装化については、大学はどのような役割を果たすことができそうか、あるいは果たさなければいけないのか。ちょっと大きなテーマかもしれませんが、どのようにお考えでしょうか。

谷口 私が都庁にいたとき、日本私立大学団体連合会は温暖化対策に全く協力してくれず、経団連

と一緒に都庁の政策に反対したわけです。ふだんは建前を言っている専門的な人たちが、なぜ自分たちのことになるのいきなり拒否するのか。私はその後、東京都内で最もCO₂を出しているT大学とW大学に行って、低炭素をやりましょうと言ったのですが、彼らの関心は低いわけです。でも、東京都がCO₂排出にキャップをかけてしまったのでけっこう頑張っています。

法政大学の中では、温暖化対策には残念ながら関心が高いとは言えず、排出権を買ってほしいじゃないかという意見もありました。そういう話ではなく、大学としてはエネルギーに対してどのようなスタンスを持とうとしているのか。それをやらない限り、「グリーン・ユニバーシティ」というのが泣くわけですよ。

長谷部 大学が実装化のためにパイロット的な役割を果たすことは必要ということですね。

壽福 そうですね。首都圏の大規模大学が行うというところに意味があるわけです。

谷口 大規模大学でも、たとえば九州大学で始まりました。しかも、大学の範囲を超えて、隣接する公共施設とあわせてやっています。大学と春日市と県庁でやっています。とりあえずは事業費で2桁億円です。普通の市町村でも2桁億円に行くんです。そのうちの3分の2、補助が出る制度があります。

白井 大学の提案ということもあるのですが、大学だけが何かやればよいということではなく、それぞれの主体が率先して踏み出すことが大事だと思います。

まず「地域の活動主」としては、NPOや市民共同発電事業者などの主体がいるわけですが、今の状況においては、再生可能エネルギーでどういう社会をつくるのか、どういう地域再生の仕方をしていくのかというビジョンを、関係者で一度立ちどまって共有しなければいけないし、5つの目標などを具体化しなければいけない。また、再エネ事業で終わるのではなく、そこからいかに波及させていくかという広がり部分をきちんとデザ

インすることが大事です。今言うべきなのは、そういうことではないかと思っています。

次に、「地域活動の支援者としての行政」です。情報を共有し、共創を立ち上げていく協議会（アリーナ）とその専門的支援組織（チーム）をつくること、条例等により柔軟に対応できるようなものに変えていくこと、とんがった“フロントランナー”が動けるようにすること、そんな施策が必要だと思っています。地域の大学が頑張っているとき、それを応援するなど、公平性などとは関係なく、先取りする、社会転換するという事業をどんどん支援していただく。「住宅にあまねく太陽光発電を普及させる」というような施策も重要ですが、社会転換にはならないわけです。ですから、社会転換につながるようなイノベーション実験を支援してほしいと思います。行政はそういうところが苦手だと思うのですが、地域行政は政策の革新者になろうと思えばなれるのです。

「地域住民、生活者一般」には、それぞれの生き方の見直を提案したい。「地域の企業」もまた新規事業や社会貢献として、再エネに取り組むチャンスである。

そして、「地域の大学」は、アクティブ・ラーニングの教材として、エネルギー自治のキャンパスということを率先して行う。それは研究開発にもなりますし、地域の主体と連携し、地域新電力のようなつながりを持てば、より地域貢献もできる。より地域というフィールドの中での教育・研究もできる。

そして、「コンサルタント」も仕事の仕方をもっと積極的に変えてほしい。行政の発注があるから仕方なしにやるということではなく、仕様書を変えるというぐらいのつもりで提案しようというようなことです。

また、再エネ関係の計画、エネルギービジョンや新エネビジョンなどの中身がよくないと思うんですね。CO₂削減や経済効果のことだけを言っていて、社会面の効果などのデザインが（足りない）。地域課題の解決ということぐらいは言うようになってきているのですが、そのデザインがき

ちんとできなければいけないし、実践も志向するぐらいのつもりで計画づくりをしなければいけないということをコンサルに言いたいです。

それぞれの主体にそれぞれやることがあって、大学もその中の一つである。大学さえ頑張ればいいという話ではないと思います。このようにまとめてみましたので、ご意見をいただければと思います。

長谷部 図らずも、これからどういうことをやっていくべきかというお話をさせていただいたと思います。研究を担う大学として、どういう課題が残されており、これからどういう方向に行くべきかということについてはいかがでしょうか。

谷口 まず、サス研はこれからどう向き合おうとしているかを明確にする。法政大学はこれから気候変動に対して、どう向き合ったらいいのかを提案することだと思います。

壽福 一つの課題は、法政大学としては何をするのかということですよ。

谷口 そうです。それをサス研でどうするかを考える。もしこれを実行に移せないのであれば、どうしたら実行に移せるのかを最大の課題にしたほうがいいと思います。

長谷部 その課題は共有されています。サス研の活動が築いた基盤をもとに、法政大学がパイロット的な役割を果たすべく次に展開していく必要がある。それから、白井さんは地域の研究の中で、いろいろな主体に対して、それぞれの主体に即した取り組みの提言をしていくというお話をされているわけです。

これから自分としてはこういうことに取り組みたいということはいかがでしょう。

壽福 私は、来年の「日本エネルギー計画 2050」を出版することですよ。2018年度に関しては、ドイツにおいて1973年から2017年までのエネルギー政策がどう形成されてきたのかということサス研としてまとめることですね。これは非常に重要な課題で、類書がないわけです。

谷口 今、全国でRE100を標榜する大学が出てきていますが、それはやはりトップダウンなんで

すね。今、小さいんですけども、千葉商科大学では原科幸彦学長が頑張っていて仕掛けていますよね。それから、先ほど言いましたように九州大学では、おもしろいグリッドで、地域と一体になってやろうという事業も始まっています。そういうものは、それなりの資金と意志が必要です。

そして資金に関しては、そろそろ回るようになってきています。シードマネーがなければできないということではなく、少なくともエクイティで200～300万円あればできます。そういう感じで思っています。

長谷部 わかりました。サス研が残す大きな課題の一つのようですね。

サス研の使命は、「エネルギー戦略シフトによる地域再生」という切り口の中で、基本は学問的な貢献をすることだと思います。ただ、このテーマで学問的貢献をしようとすれば、具体的な実践を伴う必要がある。そういうテーマであることが見えてきて、今おっしゃったようなことに動けるかどうかが問われているということですかね。

谷口 足元と学問の両方が要ります。そして、足元で学問をすることが多いです。

白井 「エネルギー自治実践論」という講義で、去年は壽福先生、今年は長谷部先生が担当で、谷口先生には去年来ていただきました。千葉大学の学生にもゲスト講師として来ていただきました。学生のプランがそれなりにできてきて、最後に仕上げて、社会学部の研究発表会などで発表してもらいました。

教員が張りついて丁寧にやれば、学生主導でも、ワークショップを5～6回積み重ねて、すごくおもしろがって、いい提案するんですね。例えば、多摩キャンパスは交通関係のCO₂負荷が大きいですが、それに対して学生は、近所に住めばいいんじゃないかと提案してくれました。近隣の賃貸住宅が今、あいていますので、そういうところを学生寮にして、学生がもっと近くから通えるようにすればいいという提案です。

そのように学生主導で提案してきたユニークなもの、実践まで支援するというシステムを大学

にもって欲しいと思っています。

原発事故とエネルギー転換

長谷部 ところで、エネルギー構造の転換と大きくかかわっているのが原発事故だと思います。原発事故の持っている意味が、まだまだ十分には受けとめられていないような気がします。原発事故というところからエネルギー構造の転換、つまりどういう社会構造のビジョンを描くかということにつながるような研究が必要ではないか。原発事故からの再生の研究とエネルギー構造の転換に向けた研究とを何かの形で結べないのか。

谷口 私は今、その最前線にいまして、生協で今年の6月まで理事をやっていたのですが、その中で脱原発運動は活発に行っています。それに比べ、気候変動問題及び再生可能エネルギーへの関心の落差はすごいんですよ。逆に言えば、そこは非常に重要で、原子力から再生可能エネルギーに結びつくかといいますと、結構厳しいんですよ。

長谷部 なるほど。でも、社会転換といいますが、持っている意味を深めるという意味では、そちらのほうがアプローチとして有効かなと思っているのですが。

谷口 アプローチとしてはありますよね。有効かどうかはわからないけど。

白井 WEBモニターを使ったアンケート調査をさせていただいて、脱原発あるいは再エネ推進の支持に関する現在の意識と、原発事故の前の意識を聞きました。その差を見ますと、意識を低めた人もいるのですが、基本的には脱原発、再エネ支持の方向にシフトしています。

ただ、その人たちに対して、そのために自分は何をやりたいかということも聞いて、関係性を見ているのですが、意識を高めたからといって、太陽光発電をつけよう、出資しよう、計画に参加しよう、再エネ電気をやろうという話にはなっていないんですね。

その要因を分析し、先日、学会で発表したのですが、意識を高めた人は、もともとはかなり意識が低くて、事故があった、大変だ、何とかしな

ければいけないというような意識の高め方であって、自分は何をすればいいかということまでは考えていないわけです。行政がやることは支持するという感じです。そういう人たちには女性が多いんですね。意識を高めた人たちを実際の行動につなげるための、より取りかかりやすい選択肢の提供が必要ではないかと思います。そういう意味では、地域新電力は大きいと思います。新電力がより選択できる状況になれば、意識が変わった人の受け皿になるのではないかと思います。

また、福島原発事故の後、福島での再エネ事業が動き出しています。地域主導の形のほか、大きなものも動いています。何カ所か回って見えますと、地域主導の動き方は、いわき市、白河市、南相馬市、会津地域、それぞれ違うわけです。また、南相馬市では大きな風力発電事業が動き出し、その売電収入の地域還元はこれからになります。自分の生活の立て直しに精いっぱいだった地域住民が、再エネのことも考えるかもしれない。本当にこれからだと思うんですね。市民共同発電の数は

今、長野県が一番多いですが、実はその次が福島県なんですね。

今年はそういう実態を調査し、レポートにまとめるぐらいしかできないのですが、脱中央集権、脱原発を明確に掲げている福島の再エネへの取組みもまだまだ注目すべきと思っています。

谷口 最後によろしいでしょうか。先ほど私は、脱原発の人たちは再エネに結びつかないと言いましたが、逆に再エネの人たちは、これをすることが原発を脱することになると考えていますよ。だからやるんだと。むしろ、脱原発を目的とした人たちを巻き込んでやるほうが難しいと。

長谷部 なるほど。ただ私は、両者は深く関連しているし、問題を正確に捉える上では両方を結びつけることが必要だと思います。そして、大学だからこそそれができるのではないかと思います。

(2017年10月26日実施)

<座談会>

原発事故被災からの回復 —人と地域が持続する条件—

出席者

長谷部俊治（法政大学社会学部教授）

友澤 悠季（長崎大学環境科学部准教授）

早尻 正宏（北海学園大学経済学部准教授）

1 原発事故被災をどう見るか

長谷部 サス研の原発事故被災地再生研究会は、原発事故被災という問題について3年間研究を続けてきました。2016年と17年には公開研究会を開催し、討論の機会も持ったところです。その活動も踏まえながら、現時点でどういうことが言えるのだろうか、今後どういう展開が必要になるのだろうかということを、まとめというよりは、少し探求型でお話をさせていただければありがたいと思っております。

「回復」と「イニシアティブ」：ギャップ解消のカギ

長谷部 そもそも原発事故被災問題とは何か、そのところが十分クリアになってない、まずはそういう視点でお考えをお話ししていただきたいと思います。

最初に私のほうから、原発事故被災地再生研究会で3年間活動した中で、どういう捉え方が必要か、あるいはどう捉えるべきなのかということについて、現段階での考えを簡単に話します。

事故からもうじき7年になろうとしているわけで、広い地域で避難が解除され、事態そのものはどんどん進んでいる、ところがよく見ますと、それが問題を解決する方向での進展なのかと考えると、何か齟齬があるのではないかと。

一つが、被災者に対する支援の仕組み、あるい

は支援の考え方です。その基本は損害賠償と早期の帰還で、帰還しない選択も想定されていますが、もとへ戻ることを前提とした仕組みで対応がなされているわけです。だけど、避難先で生活の実態は6年以上続いているわけです。また、損害賠償ですが、その中身は基本的には金銭的な補填——経済的損失に対する賠償と慰謝料——だけです。だけど、被災者に対して必要なのはそういう賠償だけなのだろうか。

避難をしたあと、もとの日常性を取り戻すことに焦点を当てた賠償の形になっていない。そのギャップが、賠償責任をめぐって広範な訴訟が提起されていることや、自主避難者と強制避難者との間の分断とかにもつながってくる。つまり、齟齬はいまだに解消していないし、これからの進展でそれが自然に治癒していくとはなかなか考えられないのではないかとということが一つです。

それから、被災地への国の対応ですが、緊急事態ということで避難を強制し、そこを安全な状態に戻そうとする。これは緊急事態への対応としてはそれなりに理解できるわけですが、そういう緊急事態が静まり、次に被災地をどうするかというときにも、緊急事態の連続の中でしか政策が展開されていない。つまり、被災地をどのような形にするのかに関して、被災者の意思はほとんど反映されていないと思います。

国は、原状回復と復興を目標にしている

ようですが、原状回復は無理ですね。だって、廃炉事業は長年にわたって続き、中間貯蔵施設ができ、汚染状態はまだら模様で、山林は自然に放射線が減衰するのを待つだけというそういう中で、元の状態に回復するとしても、それはずっと先でしょう。一方で、復興と言っていますけれども、復興ということそのものが被災者にとってどういう意味を持つのだろうかという議論は、ほとんどされていないのではないかと。いま進められている復興は、過去の地域振興の考え方にに基づき、その流れの上に組み立てられているのであって、起きたことに対応するような地域の復興にはなっていないのではないだろうか。そんなギャップがある。

そういうギャップを突き詰めていくと、そもそも原発事故被災に対する中心的な課題は「回復」のはずだと気がつきます。被災者が日常性を回復する、被災地で日常生活が送れる状態に回復する。「回復」とは何なのかというのはもっともっと掘り下げなければいけないですが、そういう「回復」という大きな課題に向けての対策あるいは取り組み、そういうことが意識されていない、組み立てられていない、そんなように感じる、あるいはそういうふうに言えるのではないかと。

では、そういう状態を転換していく、回復につながるようにするとき何が一番重要になるかというと、「イニシアティブ」ではないかということが研究会の議論として浮上しているわけです。つまり、さっき申し上げた現状は、いずれも被災者や被災地が、自分たちで意思決定をしていく、方向を組み立てていく、あるいはプロセスを担っていく、そういう形で仕組みができ上がっていない。その「イニシアティブ」が確保されていないということが「回復」につながらない大きな原因ではないかということです。「回復」が何なのかということを引き詰めていくということもあるのですけれども。

そういう状況を踏まえて、被災地再生研究会では、ではどうすればよいかという政策をなるべく具体的に提案したいと検討中です。

なぜギャップが生じたか。これはこれで大きな

研究テーマです。私は、そこには政策の失敗が根底にあるはず、あるいは、緊急事態への対応がなし崩し的にそのまま継続している、状況が変わったのに対応の枠組みが変わらないままずっと引きずっているとか、幾つか原因があると思っています。ただ、そういう議論をしてももう詮方なくて、これからどうするかというところを、現在の状況に至っている原因に振り返りながら、もう一度組み直すことが現段階での大きな課題になっているのではないかと考えているところです。

被災地再生研究会は今年度で終了します。今のような議論をこれ以降どういうふうに行き詰って展開できるかはなかなか見通せないわけですが、あまりきっちり議論されてないような気がしていますので、問題提起というよりは、現実に回復に取り組んでおられる方々が自分たちで取り組んでいく上で参考になる、力になる、何かそういうものをまとめることで研究会としての役割は一応区切りにしたいと思っています。

これが現段階での研究会の活動状況です。

早尻 この研究会にお招きいただいてからちょうど1年が経ちました。私は、福島に実際に足を運び、林業に関わる方々の生の声を集めることに力を入れてきました。その中で知り合う研究者にはフィールドワークの手法を採る方が多かったので、現地からやや距離を置いて復興問題を議論する場の存在は新鮮でした。また、「回復」や「イニシアティブ」という言葉を耳にしたのは、この研究会が初めてではなかったかと思います。

「回復」についていえば、回復すべき事柄は何か、ということが問題となります。現地に出入りする研究者は、表現はともかく、被災者の日常性をどう回復するか、という問題意識を持って調査研究に当たっていると思います。しかし、先ほどのご指摘のように、国がはたしてこうした問題意識を持っているのかといえば、そうではないでしょう。避難指示区域の解除とか、損害賠償の打ち切りなどの動きをみればそれは明らかです。

政府は、回復の対象となる「地域」をどこか抽象的な空間として捉えている節があります。土地

に実際に人が住み、生業（なりわい）を営む。そうした人たちの暮らしを回復するという視点を欠いていると言わざるを得ません。住民の帰還がなかなか進まないという現実に触れるたびにそう思います。暮らしの回復や日常性の取り戻しが復興施策の原点として据えられるべきですが、国や東京電力は、損害賠償を一刻も早く打ち切りたい、次の復興ステージに移りたいという思惑ばかりで動いているのかなという気がします。

もう一つ、「イニシアティブ」についてです。究極的にはイニシアティブを取るべきは地域住民だと思います。ただ、現実の生活に追われている住民一人一人が公共的な課題の解決に向けて実際にアクションできるかといえば、それは難しいのではないのでしょうか。その中で、生業の再建を図るべくイニシアティブを発揮してきたのが、農協、漁協、森林組合などの協同組合です。私は、原子力災害に向き合う福島協同組合の実践から、農山漁村の再生に果たす協同セクターの役割を学ぶことができました。

少しは変わったかもしれませんが、あらゆる場面で行政が顔を出すことに対して、私たちの国はあまり疑問を感じていないように思います。実際、地域振興の現場、特に農村部がそうですが、そこには必ずといってよいほど市町村職員の姿があります。私は、市町村の役割を否定するわけではありません。何といても住民自治の拠点ですから。ただ、原発被災地をみていると、次々に舞い込む復興業務に人手不足も相まって、市町村職員は余裕をなくしています。こうした現実を目の当たりにして、私は、「イニシアティブ」という概念を通し、行政に一方的に頼らない地域づくりのあり方を描く必要性を感じるようになりました。

原発事故被災とは：根本的な喪失

友澤 私個人は、2011年3月11日14時46分の瞬間、埼玉県にいました。福島第一原発の冷却機能が停止したというニュースを聞いて愕然とし、起きていたあいだじゅう、ラジオやインターネット配信ニュースを追いかけ、避難するかどうか

かも考えました。結局、家族、仕事の事情を優先して移動しなかった。でも、それ以来拡大し続けている原発事故被災による被害について、調査研究までは実践できていませんが、新聞やテレビなど間接的な情報を手がかりに考えてはきました。昨日からずっと、今日のお話の前提にある、原発事故被災とはそもそも人びとにとって根本的になんであったのか、ということを考えていました。私は、この研究会にかかわりながらも、先ほど長谷部先生からご提示のあった、「現実に戻りに取り組んでおられる方々にとって参考になる」ようなことは何一つ言えないという立場です。ですが、理解の内容について共有したいとは思っていません。

いま早尻さんが仰られたように、都会とは異なる地域の暮らしというものが、どういうものだったのかということ、国の中枢や、都会の大企業で働いている人間が、そもそも知らないという状態が、震災前から生まれてきていました。2015年のこの研究会で、佐藤彰彦さんが提示された視点です。もし震災がなければ、東電の社員は、例えば川内村などには一生足を運ばなかったかもしれませんし、そこでどのように人が暮らしているのかということを知ることもなかったかもしれません。それくらい乖離が進んでいるような社会であることが、そもそもの下地にあったのではないかと考えています。

事故によって、地域の日常が突然崩壊していく。そこでものすごく根本的な喪失というものが起きました。以前、この研究会の中で、その喪失の感覚は、何かを「奪われた」「失った」というよりもっと深く、人びと自体が地域から「根こそぎになってしまった」、そういう性質のものではないかとお話したことがあります。その考えは今も変わりません。

考える材料として、NHK制作のドキュメンタリー「飯舘村～人間と放射能の記録～」という2011年7月23日に放映された番組があります。震災後4ヶ月でおそらく慌ただしく作られた番組だと思いますが、私はこの番組に、今の問題の根

本が含まれているような気がしていて、何度も見えています。

たとえば、その番組の中でこういう場面があります。

鳴原良友さんという、飯館村長泥地区の区長さんをしていた方です。この方は、基本的には村の自宅に戻りたいと考えていて、とても長泥が好きだとおっしゃっている方ですけれども、個人としてだけでなく、区長さんとしての判断も求められる。離れると言われていたけれども一体どれくらい離れていけばいいのか、戻れるのか戻れないのか、そういう悩みを、自分一人だけではなくて区長として考えなければいけなくなるわけですね。それで、除染を行うとどれくらい放射線量が下がるのかを実験するため、自分の家の周りを提供されました。そして家の周りの木を切ったり落ち葉を集めたりして除染をするのですけれども、放射線量は半分にしかならなかった。いっぽうで、かき集めた落ち葉や伐木が、放射性物質の付着したゴミとしてフレコンバッグ何袋分も出るわけです。

それで、その除染の実験が終わったところで、現場に来ていた（当時の）原子力規制委員会委員長の田中俊一さんが、鳴原さんに提案します。「除染した結果、廃棄物がたくさん出ました。これから除染をするとすれば、飯館だけで考えても、何百万トン出る、そうすると谷一つぐらいいは埋まっちゃうんだよね」と笑います。そして続けて、「でも、これだけ広いんだから、どこかの谷を、村で確保してもらえないか。全部こういうのを集めてどこかにまとめて処分できるようにしないとイケない」という趣旨のことを鳴原さんに話すんですね。

そのとき田中さんは、広いんだからどこかの谷を一つ埋めてもいいだろう、というふうに言ったわけです。でもこの発言が、いかに、その地域に生きる人たちが大事にしてきた価値を無視しているかということです。谷には一つ一つ、名前も意味もあるはずなんです。そのことを理解していたら、「いっぱいあるうちのひとつ」となどという考え

にはならないはずなんです。鳴原さんは、「やっぱいいま、言われても、ハイってこう…理屈ではわかってても体が許さねえもんな…拒否するもんな」と応じます。田中さんは畳みかけるように、「いまのまま何もしなければ帰ってこれないんですよ」と鳴原さんに決断を迫ります。なぜ田中さんが鳴原さんを脅しているのか、本当はこれじゃ立場が逆で、おかしいわけです。

これは一例にすぎませんが、いわば科学技術の粋を集めた原子力というものを担っている、高度な知識を持ったエリートの田中さんは、原子力発電所の影響をこうむった飯館に育った鳴原さんのことを、まったく理解できない、理解できていないことにも気づかない。そういう現実が映されていました。現在は、巖平に除染廃棄物の減容化施設が作られ、長泥地区は飯館村の中で唯一帰還困難区域の指定を受け続けている。撮影をされたときはこうなることはわからないわけですが。

鳴原さんの震災前の暮らしは、牛を飼ったり米をつくったりということをしてながら生きておられるわけですが、そもそもその地域の人たちがどうやって暮らしを立てているか。もちろん一樣には言えませんが、映像や本などから、その暮らしは、1年という季節の循環を大切にしながら営まれていたことが想像されます。

この映像自体が、1年の循環を意識させるように、田（たのかみ）神社という場所での100年以上続く豊作祈願の祭りの場面から始まるんです。1年間の農の営みが始まるその一番はじめに、寒い雪の中でやるのですが、数少ない住民がそこに集まってくる。そのときは4月中旬ですから、事故から1ヶ月ぐらいい経っています。祭りのとき、神主さんが祝詞を上げますよね。神主の多田宏さん（草野綿津見神社宮司）があげた祝詞にはこんな祈りが込められていました。「弥生の十一日、科学技術の粋を集めたる東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故によりて、山うるわしく水きよらかなこの村は、いかなる禍津神（まがつかみ）の禍事（まがごと）にや、放射能にゆれ穢（け

が)され、農作物の作付けもままならぬ年とはなりぬ。村人が萎(な)えたる心を奮い起こさしめ、もとのごとくよき村に立ちかえらしめたまえ」と。その場にいた村民も、マイクを向けられて、私たちはとにかく神に頼むしかないと思っていますと仰る。それまでの生活サイクルが途方もない、得体の知れない何かによって大きく崩されてしまったこと、そしてその破壊はもう自分たちの力で回復できる質のものではないと感じておられることがわかります。

あるいは菅野宗夫さん、千恵子さんご夫妻が出てきます。千恵子さんはカメラに向かい、家の周りをめぐって、その時期いつも食べていたものを一生懸命説明されます。山菜——タラの芽、シイタケ、フキノトウと、「畑も山も青くなってくんのになんにも食べられない」という嘆きの深さがあります。それは誰に伝えているかという、もちろん視聴者もあるけれど、まずは目の前のNHKのカメラマンの方にですよね。原発事故さえなければ、菅野さん夫妻はテレビになんて出なかったかもしれない。NHKの人は飯館に来ることはなかったかもしれない。

この4月という時期に、何人もの人がカメラの前で、思わず涙ぐんでおられます。多分、同じ方たちにいまカメラを向けても、涙を流されないとします。千恵子さんは、震災前に出来上がっていた凍み大根などの農産物が、まったく売れなくなって自宅に保管してあるのを見ながら、悔しい、悔しいと涙される。私の勝手な推察でしかありませんが、ご夫妻がこれまで真面目に暮らしてきて、今まで息抜きに「見る対象」でしかなかったテレビに、とつぜん自分が映される側になって、目にも見えない放射能ゆえに、外から来た人たちに、「ここにいて大丈夫ですか」と心配される立場になったということの悔しさがそこにあるのではないか。

とにかく根本的な断絶が現れた瞬間だったと思うのです。出てくる方がおのおの言い方で、自分たちがつきあってきた自然の性質について伝えています。畑や田んぼは、たった1年作付けしな

いだけで、雑草にどんどん覆われてしまう。するとその雑草の種がいっぱい落ちて、翌年もう一度耕しても、雑草が生えやすくて厄介になること。牛のお産は鳴き声でわかるから、なるべく近くで暮らしていること。田んぼに水を入れたらカエルが喜んでけっこうけっこうと鳴いた、とか。そういう一つ一つ、映像に登場する方々が生活の中から体得してこられた自然の摂理を、東京電力福島第一原発・第二原発から電気を送ってもらって、電気で便利に生活してきた首都圏の間人は、知らないし、わからなくなってきていたということです。原発事故で誰が何をどのように失ったのか、ということ、社会がきちんと理解するためには、農業技術や、畜産技術や、自然生態系の仕組み、そういったレベルから学ばないと共有できないのではないのでしょうか。だから、これは放射線だけをうんぬんしていればよい話ではないということです。

戦後の政策を見てみますと、日本は開発志向を戦後直後から非常に大事にして、国土計画を立て、地域開発を行うということをやってきた。その中でもっとも強力で推進されたのが、重化学工業をふくむ製造業でした。石油などの原料は輸入せざるを得ないけれども、それを加工して販売して利潤を生む、そういう形態を基本にしてきた。何か地域レベルで発展計画を立てると言えば、そういう業種を誘致するというのが典型でした。そのいっぽうで、農林水産業という、人間の暮らしの一番根元を支える産業を大事にする発想がまったく共有されずにきました。その結果、1970年にいわゆる第一次産業従事者が全体の割合の半分を切って、またたく間に担い手不足に陥り、食料自給率も40%を切るような状態がずっと続いていますよね。第一次産業というのは、人間社会にとって、自然生態系との接点、窓口のような役割があると思いますが、日本では東京や大阪など大都市に人口の大部分が集中してしまい、第一次産業に接することなく生きていく層が多くいる。同時にその人たち(私たち)は、毎日朝から晩まで電気漬けて生きている。こんな社会がいかに脆弱

かということも、便利さに浴していると考えなくなる。震災直後の計画停電の際に、私たちは多少、この危うさを意識したはずでしたが、すぐに忘れて、また表面だけ便利な生活をしています。

逆に、鳴原さんのような立ち位置から見ると、大都会やその便利な生活がいかに脆弱さをはらむものかは、よく見えていたと思います。よく見えていたから、震災後にここを離れろと言われても、ここを離れてしまったらものすごく根本的な喪失になるということを直感的にも具体的にも理解されて、だから離れたくないという抵抗をされたのだらうと思います（長泥記録誌編集委員会『もどれない故郷 ながどろ—飯館村帰還困難区域の記憶』芙蓉書房出版、2016年）。

被災直後のイニシアティブ

友澤 もう一つ、「イニシアティブ」という問題提起がありました。私の考えでは、被災直後には、あちこちで住民がイニシアティブを発揮した瞬間が無数にあったと思います。

鳴原さんの話ばかりで恐縮ですが、例えば、長泥には十字路があります。私も1回だけ通らせてもらいました。そこに原発事故から5日目に防護服姿の人が来て、放射線測定をしています。しかしその数値は、地元、その気になればその場ですぐ伝えられるはずの住民に告げられることはなかったそうです。数値は十字路の掲示板に、3月24日から掲示されました。どうして公開されたかといえば、鳴原さんたちが再三、かれらに、測定値をここで伝えてくれ、テレビを通じて見るのではなく、ここの掲示板で見たいんだと求めたからだそうです。結果として、映像の中では、マジックで手書きされた「何月何日何 μ Sv/h」という情報だけが書いてある紙が映し出されます。その数字が何の意味を示すのか、という解説が何にもありません。それでも、テレビで見るのではなく、自分たちがいつも通っていたその道の、その掲示板で、自分の目で見たいんだということを住民が求めて初めて公開されたといいます。

これは小さな例ですが、鳴原さんだけでなく、

福島県内だけでなく全国各地で、何人もの方々が、自分たちで自分たちの状況を何とかしたいという意志を持ち、おかしいと思うことを東電に言ったり、国・市町村行政に言ったり、ということをやっているのではないかと思います。やっているのだけれども、それに対する進捗、手応えというものが得られない状況が続いて、やるせない思いだけがたまっていった、だんだん諦めざるを得なくなっていく、ということが起こりつづけてきたのではないかと思います。そういうフラストレーションを、うまくエネルギーに変えて形にする機能が、早尻さんにおっしゃっていただいたような協同組合や、その他多様な団体にあるのかもしれないですね。住民が能動的に動いている瞬間は、本当はいくつもあるはずですが、しかしそれは見ようとしなければ見えないのだらうと思っています。

同時に、たいへん気になることは、さっきの田中俊一氏の話ですが、専門家の間には、放射線の理解には高度な知識が要るので、一般人に下手な情報を言ってもわからない、あるいは言ったらパニックになるから教えないほうがいいというような、民衆を見下した思想があるように感じます。民衆のことを基本的に信用していなくて、自主性、能動性があるということをもそも政策の中で認めていないような感じがすごくあります。その底には差別意識があるように思いますけれど、それはものすごく根深くあるような気がしています。

長谷部 いま友澤さんがおっしゃった二つのことと、先ほど早尻さんがおっしゃったこと、イニシアティブのもう一つ前のところで、被災した人の立場の中でどういうことが起きているかという認識が十分なされないまま対策がどーっと進められてきているのは事実だと思います。

ただ、それがもう6年以上続いているんです。では、今の対策は友澤さんがおっしゃったような被災者の被災認識に答えるようになっていくかという、違うと思います。しかし、そこを放ってはおけない、だけど認識は変わらない。これはどういうふうに考えていったらいいですかね。

早尻 友澤さんのお話で興味深いのは、原発事故

は、現代日本が抱えるさまざまな問題が象徴的に表れたものだという事です。私の問題関心からいえば、それは国土利用をめぐる現実や課題が原発事故で露わになったということになると思います。

残念ながら、都市で生まれ育った者が多い私たちの世代は、農村に「へその緒」がつかないままです。そこが年配の世代とは違うところです。彼／彼女らは都市に住んでいても農村との距離をそう遠く感じていない、つまり、生まれ故郷あるいは身近な風景としての農村に「へその緒」がつかないままです。もちろん物理的ではなく心理的な距離という意味ですが。

私は、農村で暮らす人々と都市で暮らす人々の間で、具体的な農村像が共有されにくくなったのが現代だと思っています。だとすれば、被害を受けた当事者以外が、原発事故で何が失われたのかを理解するのはそう簡単ではありません。復興施策を組み立てる霞が関から見れば、どこか遠い場所の出来事というのが正直なところでしょう。施策と現地のニーズのずれが生まれるのは必然です。だからといって地域に全面的に任せる気もない。

そこを埋める努力を福島の市町村や協同組合は重ねてきたわけですが、国や東電がそれに応じてきたようには思えません。私は、「イニシアティブ」は「ボトムアップ」と対で成り立つ概念だと思いますが、国と東電に「ボトムアップ」という視点は今もないと思います。心の底では地域の力を信じていないのかもしれないですね。

原発事故から6年半が経過しましたが、農林水産業の損害賠償の仕組みはほとんど変わっていません。事業体の存続が優先的な課題であった緊急対応の枠組みのままです。しかし、地域の産業や暮らしを再構築することが重要な課題となる中で、この枠組みはそろそろ見直す必要があると思います。森林組合からは「賠償金は一銭も要らない」、「生業を継続できるような仕組みをつくってくれ」という声も上がっています。損害の賠償から生業の支援にお金の流れをシフトしてほしいということです。ただ、国や東電はそれに対応でき

ていません。

もう一つ、被災地にはもちろん都市も含まれますが、今回の議論では農村に焦点を当てる場面が多くなるかと思います。確かに農村と都市に共通する復興課題もあります。ただ、帰還の行方を左右する、暮らしの糧をどう得るのかという課題に応える上で、生業の取り戻しは重要な論点となります。ここで具体的な話ができるのが農村です。都市の帰還問題を論じるには、生業とは異なる何か別の切り口が必要なのではないか、と感じています。

長谷部 被災地の回復ということを考える上では、生業がむしろベースでしょうね。

早尻 基本的にはそうだと思います。

被災者の多様性とそれぞれの「回復」

友澤 先ほどは、ひとまず農山村を前提として話しましたが、確認しなければいけないのは、「被災地」と「被災者」は同一視してはならないということ、「被災地」も本来は、市町村の境界線で区切れるものではないということ、そして、「被災者」というくくりも、特定の属性（〇〇町民など）を持った人に限られるものではないということがとても大事ですよ。

事故直後に人がたくさん動いています。2012年のピーク時、県外・県内避難合計16万人ぐらい動いていて、家が全壊してしまって住めないという方はもちろん、家は無事だったけど放射能汚染のため事故直後にバスで避難されている方、後から汚染がわかってきて避難された方、そして放射能の数値をご自身なりに判断されて危険かもしれないと思って移動した方がいる。浜通りだけでなく中通りからも、県外でも、そういう方たちがたくさんおられる。同時に、怖い、嫌だなど思いながらも、家族の介護や子どもの学校や仕事の都合上、家を離れない選択をした方々がいる。放射能なんかには負けないぞと踏ん張っておられる方もいる。その選択は一人一人多様で、どれもが尊重されなくてはならない。被害の軽重は、何か一つの軸では全然はかれないもので、どっちが重い

とかどっちが軽いかかそういう話では本来ないはずです。

しかし、これまでも指摘があるように、被害者同士の分断が生じていて、何か語り始める際に、「自分は浜通りじゃないから被災者とは言えないんですけど」とか、「自分は避難区域外だから原発事故で被災したとは言えないんですけど」というように、他者と一緒の場に立つというよりは他者から自分のことを区別してしまう、あるいは他者を区別してしまうような意識を、多くの方が持っているのが現状だと思います。

とくに潜在化しがちな、避難区域外からの避難者の方たちについて、立教大学の関礼子先生と大学院生の廣本由香さんが、佐賀県鳥栖市に避難した方たちの聞き書きをしていらっしゃいます（関礼子・廣本由香編『鳥栖のつむぎ—もうひとつの震災ユートピア』新泉社、2014年）。浪江町のような浜通りの方もいれば、福島市、郡山市、いわき市や千葉から自分で判断してすみかを離れた方もいます。

その時々で判断して、主に子どものいる方たちがすみかを離れていくのですけれども、2年3年で戻る方も多いですね。戻った方は、避難する時も、そこに住み続ける近所の方に「自分の住まいが危険だと思うから避難する」とは言えなくて、単に「夫の転勤で引っ越す」と言って自分を隠しながら引っ越してきた。また引っ越し先から戻るときにも、申し訳なさから、「ここはとても気に入ったけれどもまた戻らなきゃいけないから戻る」と伝えたりしています。ご自身の正直な気持ちをそのまま外に出せない生活を、事故以来ずっと余儀なくされている状況が伝わってきます。そして、私たちは、こうした方たちの出身の違いに注目するのではなく、それぞれに痛みを背負わされてきたという共通性を確認しないといけない、と思わされます。

こういう本が生まれた背景には、鳥栖に実家があって鳥栖に避難した方が、避難してきた人のつながりをつくらうという活動があります。これは一つのイニシアティブだと私は思います。何かを

声高に訴えるわけではなくて、困っている人同士のつながりをつくる、助け合いをする、声をかけるだけでもいいという、そういう場をつくりたいという思いから活動されて、1年ほどで終わるのですけれども、でも、そのプロセスがあったことによって、同じアパートに入ってきた人の生活の苦しさというのは幾らかでも軽減されている面はあった。それは政策には全く反映されないわけですけれども、そうした互いにケアする場づくりみたいな活動が、あちこちで生まれているということも確認したいと思います。

では、「回復」ということを農山村以外のところでどういうふうに考えるかというのは、これこそまったく一概には言えないことです。避難をきっかけに移住した先で定住する方もいれば、戻る方もいる。ただ、どちらにしても、「あのとき被曝したかもしれない」という不安は同じく持たれていることは忘れてはならないのではないのでしょうか。「回復」といったときに、若い世代で移動した方たちは、移住先で、仕事と子どもの通学という二つの要素が確保されれば、当面の日常を忙しく送られるのではと思います。ですけれども、長期的に考えたとき、根本的に欠落している支援は、「あのとき被曝したかもしれない」「これから何か起きるかもしれない」という健康不安に対する対処の窓口が一つもないに等しいということです。

農山村の生業の「回復」と同時に、別次元の問題として、将来起き得る健康障害に対して国が何らかの責任を持っている状態をつくることは、一人一人の精神的な「回復」を支える条件ではないのでしょうか。新しい場所で生活を立てられた場合、ふだんは被曝可能性を意識しないで生活できるほうが気持ちは落ち着くと思いますけれども、何か健康上の懸念が生じたときに、自分のもと〇〇町に住んでいて、どこそこで被曝した可能性があって、その後移動して…というプロセスを証明しろと求められる可能性は大きいと思うのですが、それはたいへんな困難です。「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置

法」(2009年)と同じ困難で、認定患者がこれまで出ていない地域からの申請は、不知火海で獲れた魚をどれくらい食べたかの証明を出さなければならない、というかぎりなく不可能に近い条件がついています。でも今、まさにこうした事態が将来起き得る条件がどんどん整っていつてしまっていると思うんですね。

ですから、直接「回復」につながる質のものではないのですが、将来何かあったときに、確かに被曝していた可能性があることを示せる証拠のようなものを、被曝したかもしれない人に対して、国なり東電なりが何も渡していない状態は、改善されなければいけないように思います。これはもちろん地域を離れていない方々に対してもそうです。浪江町では、独自に健康管理手帳を配布しておられますよね。そういう取り組みは大切な視点だと思います。

無力感が生まれるのはなぜか？

長谷部 なぜそういうことになっているかというと、最初に申し上げたとおり、損害賠償という支援の仕組みそのものが「回復」という視点に立っていないからです。日常性の回復を図る責任を負う、その責任を全うするために何かをする、それが賠償という、そういう視点で組み立てられていない。しかも、損害賠償の仕組みや方針は、被害の実態がわからないうちにばたばたと決まっていますよね。それで既成事実ができ上がって、それがもう変わらないままずっと来ている。それで、今おっしゃっているような現実のニーズとの齟齬を埋めるような機会ももうないという中で、今に至っているということだろうと思うんですね。

友澤さんがおっしゃったように、いろいろな声は上がっていることは事実だけれども、声が上がっているだけです。起きていることの認識そのものは、こう話をしていくと「そうだね」となるけれども、それが具体的な動きにつながっていかないまま既成事実が積み上がっていく中で、どういうふうこれから考えていかなければいけないかという、そういう問題ではないでしょ

うか。

いま友澤さんがおっしゃったものに少し近い話として、高橋美加子さんという、南相馬から避難して戻った人が、今の状況についてこういうことをおっしゃっています。

「6年たったときに私が一番気にしているのは人の心なんです。復興、ハードが進んでいくにつれ、頑張っていた人の心がだんだん磨れて、そして下向きになっている。その下向きと復興。いろいろな町のハードの部分が進んでいって、どんどん心が沈んでいって、このギャップが、逆に言ったら町の活性ができなくなっている。6年たってそういうふうには見えているんです」(日本チェルノブイリ連帯基金『グランドゼロ』112号 p.28、2017年6月発行)。

ギャップを埋められないまま、むしろ今の政策が進んでいけばいくほどギャップが確定をしていくみたいなお状態。つまり、今やっていることが日常性の回復につながっていくかということ、つながるように感じられないということまでギャップが深刻化しているのかなと思います。

早尻 ご指摘の通り無力感もあります。これまで訴えてきたことが制度化されない、全然前に進まないという無力感があって、誇りを失うというか、やる気を失うというか、そういう状況はあると思います。

被害構造の話題に戻ると、農業経済学者の小山良太さん(福島大学)は、原発事故の被害を三つに整理しています。一つ目が「フロー」、経済的な実害ですね。二つ目がインフラ、機械、土地といった「ストック」。これらはお金で償うことができますので、分かりやすい。

三つ目が「社会関係資本」、人々のつながりですね。農林漁業は一人で成り立つ営みではありません。共同作業を必要とします。それが、原発事故で住民がばらばらとなり、事実上できなくなりました。都市というか中央で制度を設計する国や東電が見落とすのがこの被害です。そこには金銭での評価が難しいという事情もあるかとは思いますが。

同じく農業経済学者の守友裕一さん（福島大学）は、この三つの被害に加え、「循環」と「自給」の破壊を挙げています。例えば、落ち葉や腐葉土を農地に投入する行為は、農業生産力を高めるだけでなく、日常的な森林の手入れにもつながります。森林と農地は一体的に管理されているということです。これが「循環」に当たります。もう一つの「自給」とは、山菜採りやキノコ狩りといった自然の恵みを享受することを指します。これらはいずれも損害賠償の対象から外れます。

「循環」も「自給」も農村の暮らしを支えてきた根本的なものですが、国や東電にはみえない性質の被害のようです。みえない、あるいはみようとしない理由には、数値化できないという事情だけでなく、農村で暮らすということの意味を理解できていないということがあると思います。自然豊かな地域で他者と協力して生業を営むことが、農村住民のアイデンティティに結び付いていることを、国や東電は気付いていません。「社会関係資本」とか「循環」、「自給」といったものが原発事故で失われてしまったのだという話をしても、もはや彼らには全然通じない。無力感が出てきて当然です。

そうではありますが、私は、農村住民の思いと復興施策のギャップを埋めることは、その一部に過ぎないかもしれませんが、可能だと考えています。協同組合の出番はここにあります。例えば、森林組合は地域事情を粘り強く国と東電に説明することで、森林賠償に関する制度やその運用の改善を成し遂げています。

長谷部 しかし、国が策定した福島復興再生基本方針、避難解除等区域復興再生計画、早期帰還・定住プランなどは、日常性の回復という視点はゼロのように思います。復興計画の中には、健康の状態をモニタリングする仕組みを取り入れようとかそういうのは入っていますけれども、日常性回復というような視点は入ってない。それがない中で、では本当におっしゃっているような協同組合の役割が広がっていくことになるのでしょうか。

早尻 そこはやはり限定して考えないといけな

い。協同組合も縦割りで、森林組合が扱うのは基本的には林業のことだけです。協同的な営みの成果がコミュニティ全体に波及すればいいとは思っていますけれども、やはり一つは、林業というものを再建して、その中で人々の生活の糧をちゃんともう一回つくり出して、戻ってきた人たちが食べていけるような環境をつくろうという視点です。

総合的に人々の暮らしを回復するとすると、日本の現状では恐らく市町村の仕事になるかと思えます。ただ、市町村も原発事故から時間が経って何か変わったかという、私が見る限り、そういうわけでもなさそうです。具体的な案を伴ったビジョンを欠く中で、従来の緊急対応の延長線上の仕事に追われているというのが正直なところではないでしょうか。そもそも圧倒的に人が足りていません。職員の方々は、自らの仕事がどういう成果を生み出すのかを明確に描くことができない中で、復興業務を手探りで進めているというのが現状だと思います。

「福祉」の視点が欠けている

長谷部 友澤さんが最初におっしゃったところをさらに私の感覚で申し上げますと、行政を含めて、福祉ということについての理解、福祉はこういうものかということに対しての認識が日常性に根差していないから、その部分が発揮しようもないというところがあるように思いますね。

公害対策を見ても、その政策体系そのものは、原発事故の被災者への対応よりは生活再建を支えようという考え方はもう少しはあるように思います。だけど、それがウェルビーイング（Well-Being: 良好な生活を送ることのできる状態＝福祉）というものを目指した政策であるかどうか、そのところが認識されていない。回復といっても身体的健康の回復までですよ。そこはどういうふうに見えておられますか。

友澤 公害対策でも、実態として福祉の視点はゼロに近いように感じます。もちろん環境省は「環境保健福祉」という概念で事業をされていますし、

医療補助やリハビリなどの支援はあります。でもたとえば、水俣病をどうやって治すか、イタイイタイ病をどうやって治すかという研究を、国が本腰を入れてやったことがあったかという、ないですよ。起きたことに対して、その被害を受けた方々のその後の人生を良いものにするために、最善の措置をとる、というふうな信念が、国の側から示されたことは歴史上まだ一度もないのではないかと思います。

古い話になりますけれども、さかのほれば、明治維新になって大久保利通ら官僚が、ヨーロッパを見に行き、日本は今まで封建的な社会であったので、人民には力がない、だから政府が主導して産業を興して、富国強兵、殖産興業していくしかないんだという考えで、内務省を作った。生糸や銅を輸出して外貨を稼ぎ、鉄を買って武装の財源にする貿易が始まり、足尾銅山はじめ国内の鉱山では、銅をどんどん生産し、契約した量を必ず輸出できるような体制を確保する。

それで問題が起きるわけですね。足尾では、32日間かかって製錬していた銅を2日でできるように技術を導入する、その分、32日でていた廃棄物も2日ですら出るようになるわけで、山元は激しい煙害にさらされ、周辺の村々では農業生産ができなくなって廃村になってしまいます。また渡良瀬川下流域に住んでいる人たちは田畑が鉱毒に覆われた状態になって農業生産も漁業もできない。民衆が切羽詰まって、決起して東京へ押出し（デモ）に来る事態になっても、政府が取る対応というのは本当に一貫してその場しのぎなんです。当時の企業主の古河市兵衛に対しては鉱毒予防工事をしなさいという指導はするけれども、本当に何が起きてきたかということ、視察には行ってたようですが、例えば農作物の被害データを総合的に取ったことがあったかといえば、ないわけです。被害の把握がそもそもない。そうこうしているうちに古河は悪名高い永久示談を進めていくわけですね。民衆の多くは、お金を握らされてそれで終わりというふうに、黙らされてしまったと。

その状態はいつ終わったかと思ったら、戦後ま

で終わらなかったわけです。足尾町民の方にうかがった話では、戦後も、雨が降ればそれに乗じて、鉱滓を渡良瀬川に流してしまうような行為が複数あったように聞いています。しかし、群馬県太田市の農民が団体を作って、まさに組合的なものですね、971名で政府の公害等調整委員会に調停を申し立て、結果、1974年に初めて古河鉱業側（現・古河機械金属株式会社）に加害事実を認めさせて、補償金を支払わせ、土壌の回復事業も約束させて、90年代までかかって初めて土地を回復させたということがありました。当事者の言葉で「百年鉱害」といわれるゆえんです。

渡良瀬遊水池というハート型の池が栃木・群馬・茨城・埼玉の県境にあります。これは被害が激甚だった谷中村を強制的に廃村にしてつくられたもので、谷中村民は離村を余儀なくされており、一部の方々は北海道までも移動しているわけです。サロマベツ原野という、栃木とは気候も土も全く異なる厳寒の地を与えられて、開拓すれば自分のものになるからと言われて、辛酸をなめた方々がたくさんいる。定住した方もいますが、栃木に戻りたいと帰郷運動をした方もいた。けれど、元の村はなくなっているわけなので、戻りたいという気持ちを持ち続けた人のうち栃木県が受け入れを許した方たちは1970年代になって6戸戻ってこられたそうです。しかし、これは本当に行政的だと思いますけれども、その受け入れの基準は、収入が無くて税金が払えない人は受け入れたくない。佐呂間（町）から行きたいと言った方の中でも、高齢の方、つまり社会保障費をもらう側の人には受け入れられないということで、戻りたいと思いつつ佐呂間で亡くなった人も大勢いるのではと思います。

これは一例に過ぎませんが、こういう事件の経過を見てみると、福祉という概念は程遠いという感じがしてしまいます。かつてマルクス主義の術語で「国家独占資本主義」という言い方がありましたが、国家が率先して産業を育成するんだと。国民のために産業を育てているはずなのに、国民を足蹴にするというのはおかしい話ですけど

も、国家と企業が限りなく近い立場を共有していて、資本育成という目標に邪魔になる民衆に対しては、多少の金銭は仕方がないから払うけれども、それ以上のケアは、被害者側が粘り強く交渉しない限り、提供されてこなかったのではないのでしょうか。

長谷部 その構造は今の福島はこの事故も全く同じように見えるということなんですね。

友澤 全く同じだと私は思っています。日本社会が、システムとして被害者にとっても冷たい態度を取り続けていて、原発事故被害への対応もまた、同じかそれ以上にひどいということは、残念です。どうにかならないのかということは思い続けていますけれども。

一つご紹介したいと思ったのは、新潟県のご出身で、公害史研究とともに、柏崎刈羽原発反対運動をされてきて、事故直後から飯舘村にも通っておられる、菅井益郎さん（國學院大學名誉教授）の指摘です。菅井さんが足尾銅山鉍煙毒事件からの教訓として指摘されるのは、今後被害に遭った土地（放射能汚染地域）を国が買い上げたり強制収用したりということが進むだろうけれども、たとえば谷中村から佐呂間に移住した人が「帰りたい」と思ったときに帰れなかった史実を考えると、所有権を手放してしまうのはやめたほうがいいと。定期借地権を設定して国に借り上げさせ、その借地料を使って別の地域で当面暮らすような形をとるなどしてつながりを保つ。戻ってこられるのは100年後かもしれないし300年後かもしれないけれども、「戻って来られる可能性は励みになります」とおっしゃいます。もしこうしたことが実現されれば、一定の層の方々には、回復や再生の手がかりになるかもしれません。もちろん、逆に重荷になる人もいると思うので、そこは選択できたほうがいいと思いますけれども。少なくとも、地図上からたとえば大熊町という町を消さないという選択をするのであれば、そこに住んでいた人が、土地との関係は維持しながら、当面の生活を立て、そしていずれは帰るのか帰らないのかを、自分で決められるような制度が必要ではない

かという考えで、私も賛同します（菅井益郎「足尾・柏崎・福島一反原発運動と反公害運動の重なりから」『現代思想』39（14）、2011年、72-79頁）。

長谷部 中間貯蔵施設の用地買収がどうなっているかで地権者会の人と話したことがあります。30年間の定期借地で絶対頑張るとおっしゃっていて、環境省もそれは受け入れることになったそうです。買収と定期借地の併用ですね。また、30年間の定期借地方式を基本とする方針は、町有地を貯蔵施設用地として使う場合の扱いにも適用する旨意思決定されているようです。だから戻れる機会をちゃんと残すということに関しては、強い意思があるように思います。

ただ、将来の帰還可能性は確保したとしても、生活再建を図る仕組みがあって、そのもとで被災者が支えられていくことになっていない。それがないと「戻れる機会」は建前だけに終わるかも知れません。

くどいようですが、被災地の復興方針が日常性の回復というところに焦点を当てた政策になっていないというところは、いずれにせよ問題はずっと残っていくわけですね。早尻さんがおっしゃる協同組合でというのも、そういう可能性のあるところはそんなにあるわけではない。ではどうするんだというのを考えなければいけなくて。友澤さんの言葉を借りますと、明治維新以来延々続いてきた政治社会構造をここで変えていくというのも大変なことです。

多分、それに匹敵することが起きていると私も思っています。住めない土地が突然生まれるわけですよ。しかも住んでいる人は、突然、とにかく避難しろと言われて、戻れない。例えばダムで集落が消える、土地が消えるということは日本で何度もあります。でも彼らは、ではいつ移転できるとか、心の準備ができるわけですし、こういう補償もしなければだめよとかの交渉もできるわけですよ。

そういうことも一切ないまま、突然この区域に住んでいる者は避難せよと言われて、補償金を払うから損害は補填したとする。もともと住んでき

た土地をどうするかというと、自分たちのイニシアティブがほとんどないまま、ここは除染して住むことのできる場所にした、帰還可能だとか、そういうことが起きているでしょう。

それは友澤さんがおっしゃっている明治維新以来の政策の延長に近い構造かなと思います。だけど、それをどういうふうに変えるか、変える力をどこに求めるのかが見えていないのではないのでしょうか。

ただ、それで黙っていてはだめという思いもあって、具体的にどういうことをやっていかなきゃいけないのかなというところで、とりあえず政策を提案しようと考えているところです。

国土利用と定住権

早尻 国土利用という観点で発言したいと思います。これまでの地域開発で採られてきた政策手法は大きく二つに分かれます。産業を移動させるか、人を移動させるか、です。戦後日本の国土開発の指針で、「国土の均衡ある発展」を掲げた全国総合開発計画は、そのうち前者、すなわち産業を移動させることで、地方でも生きていける、暮らしていける条件を整えようとしてきました。その試みは総じて失敗に終わりましたが、地方で暮らす人々の定住条件を確保しようとした政策姿勢には、評価すべき点も含まれていると思います。現在、こうした政策姿勢すら見えなくなりつつあるわけですから。

例えば、最近、全国総合開発計画の後継である国土形成計画の策定過程において、「住み慣れた場所に住み続けることをあきらめる覚悟が必要」という趣旨の発言がありました。私は、産業の移動も、人の移動もどちらも望ましい政策ではなく、それぞれの土地に根差した産業の育成こそ大切だというスタンスです。ただ、前述したように、「国土の均衡ある発展」というコンセプトを全面的に否定する気にはなれません。全国津々浦々で暮らす人々の定住権を保障しようとする姿勢をそこに見出すからです。しかし、人の移動を簡単に肯定する先ほどの発言には、そうした問題意識はひと

かけらもありません。

農業経済学者の小田切徳美さん（明治大学）が問題視する「農村たたみ」を肯定する意識がじわじわと広がりつつある状況、そうした文脈に避難住民の帰還問題を位置付ける必要があるように思います。あたかも定住権を否定するような風潮の中で出てきているのが、帰還をめぐる自己責任論です。帰還できる条件を整えたにもかかわらず戻らないのは本人の選択の結果であり、賠償なき後の暮らしは自己責任で対処すべきである、ということ。自己責任論で帰還問題を片付けてしまい、そこで思考が停止する。避難した人々が故郷に戻れないのはなぜか、こういう問いもはや浮かばないわけです。

先ほども少し触れましたが、住み慣れた場所に暮らし続ける権利を私は定住権と呼んでいます。それは基本的人権の一つです。こうした定住権の保障というコンセプトが開発政策の中で後景に退き始めたのが、自己責任論に日本社会がハマっていく2000年代だと思います。帰還問題もこの延長線上で理解すべきでしょう。相当根が深い問題なのです。

それでも国は、帰還できる準備を十分にしてきたと主張するでしょう。これだけお金を投入しインフラ整備をしてきたのだから、それでも戻らないのは自己責任ですよ、という主張に対抗するには、友澤さんのお話にもありましたが、それこそ明治維新以来の政策のあり方を反転させるぐらいの力が必要なかもしれませんね。長谷部先生のお話にもありましたが、東日本大震災にはそれくらいのインパクトがあったように思います。大震災後の日本社会を、戦後社会になぞらえ災後社会と呼ぼうとした人々もいました。ここから日本は変わるんだ、と。でもほとんど変わらなかった。

もう一つ、定住権の保障は政府だけで成し遂げられるものではないことに触れておきたいと思います。近代以降、農村の暮らしを支えてきたのは、農協や漁協、森林組合などの協同組合です。協同組合は、暮らしの糧となる生業を一緒に創り出し、その持続的な営みを通し環境を保全してきました

た。こうみると、協同セクターが定住権を実質的に保障してきたという捉え方もあながち間違っていないと思います。実際、福島では、地域に根差した協同組合が復旧・復興の場面でフル稼働してきました。

避難区域となった農村で深刻なのは、地域社会の担い手が足りないことです。これが都市とは決定的に違う点だと思います。山積する地域課題に向き合えるのは市町村か協同組合のどちらかという状況なのです。ただ、ご承知の通り、行政は身軽ではありません。それに対し、ボトムアップを重視する協同組合は機動的です。もちろん行政の役割は依然重要です。定住権の保障という観点でいえば、行政はそれを制度的に保障する役割を課されています。他方で、協同セクターのイニシアティブもまた重要です。

長谷部 それは強みですよ、自然資源に根差した産業であるという、それこそ本当にどうしようもない部分が逆に強みになっている。

早尻 まさにその通りで、土地に根差した産業は、土地が何とかならない限り再スタートできない。切迫感がものすごくある。それに対し、こうした土地を基盤とした産業に依拠していない地域はどうだろうか。私にはいま一つ分からない。

友澤 調査も想像もなかなか及ばないところです。

早尻 そうですね。

友澤 さっきご紹介いただいた、「住み慣れた場所に住むことはあきらめる覚悟が必要」との発言があったのは、いつごろですか。

早尻 2014年12月の第6回国土審議会計画部会です。第2次国土形成計画（全国計画）の策定に当たって、論点や考え方を整理するために設置されたものです。

友澤 「集中と選択」につながるお話ですね。

早尻 その通りです。こうした発言をする方が委員となる時代になったということですよ。帰還問題を論じる上でも、見逃すことのできない発言だと思います。

長谷部 福島の帰還問題も全く同じだと思います。

す。拠点のハードをこういう形で整備した、あとはそこへ戻るか戻らないかはあなたの選択よと。だから、こんな拠点は自分にそぐわないと言うなら、そこに戻らなくていいじゃないかとする、多分そういう考え方ですね。

早尻 これは除染の問題にもつながるお話です。森林全体の除染が技術的に難しいことは、福島側も理解しています。ただ、生活空間に近接した里山のような身近な森林にも一切手を付けないということが納得できないのです。国は、農村の暮らしを都会のマンション暮らしと同じイメージで捉え、道路や農地、住宅などの「点」を除染すれば事足りると考えています。でも、農村空間における宅地と農地、裏山は一体的です。そこに境目などない。生活の場のポイント、ポイントを除染する方針に、福島側が違和感を覚えるのは当然だという気がします。

日常性を回復するというのは、土地、生業、コミュニティを一体的に再生することであるという当たり前のことが、なかなか国に理解されず、施策にも反映されないというもどかしさを福島の、とりわけ農村に住む人は感じているようです。

長谷部 やはり議論は戻ってきますね。何を回復させるかという認識そのものの問題に。

早尻 そうですね。

コスト論が見失うもの

友澤 今みたいに話題が戻ってくるということは、やはり大事だから戻ってきてしまうのだろうと思います。

個人的な話で恐縮ですが、昨年父を亡くして、お墓をどうするかという問題に直面しました。父方の墓は西日本で、母方は北陸、墓参りに通うにはいずれも遠い。結局、母は現住所のそばに一代限りの墓をつくることを選択しました。そこで驚いたのは、お墓ビジネスの存在です。地方出身者が首都圏に墓を建てるケースはとても多いのだろうと推察しますが、要は、マイホームを建てる時と一緒に、お金を出せば出すほど「素敵な」お墓、たとえば、駅近、手入れの行き届いた庭園、

法要も可能な施設ありといった好条件の墓地が手に入りますよ、と。つまり、墓地に必要な機能と安心感を、全部お金で買わないとならない。かつ、他に選択肢はない。でも、大都市集中が起きる前の時代であれば、長年自分の家系が暮らした故郷の地に、代々続く墓があって、たとえ少しそこを離れる期間があったとしても、最後はその土地に戻るんだという考え方があったはずですね。ここでは、墓という物理的なものだけでなく、親族やその土地の祭祀の風習など、すべてがある。何より、自分の先祖がここにいる、自分もそこへ入ると、子や孫もいずれここで一緒になるんだという安心感もあったと思います。

もちろん、そういう古い慣習から抜け出ることが近代化だとされてきましたし、慣習の廃止で救われた方たちも多くいるとは思っています。ただ他方で、古くからあったつながりと切れたところで、今度は孤独死ということも起きてきましたよね。どんどん、土地から切り離されて生活する人がふえればふえるほど、実は、お金で解決しなければいけない社会になる。社会保障の面に実はダイレクトにかかわってくるわけですよ。

ですから、長い目と広い視野で、過疎過密と社会保障の問題を全体として何とかしようと考えたら、住みなれた土地を離れることになってもしょうがないという発想にはならないと思うのです。でもいま物事を非常に短期的に捉える、例えば10年などでしか考えないというのが当たり前になってきている気がします。でも、政策には、もう少し長く考える役割があってもいいはずですよ、100年なり200年なり。

話が戻りますけれども、冒頭で紹介した飯館村・多田宏宮司によれば、長泥の集落は、天明の飢饉(1783～1786年)のときに一度絶えている可能性があり、それが100年かけて回復してきた歴史であったそうです。「今回の人災では何百年かかるかわからない」とおっしゃいます。どこの家にも、仏壇があって、先祖の位牌があって、毎日ご飯をあげてということをごく自然にずっと繰り返してきた。秋に稔った稲を刈れば、その稔りを一

束とって、かまどの上の神様に捧げて、去年と比べて出来具合はどうだったかを見る。そういった命のつながり、繰り返しが断たれたことの喪失感を思います。実はそうした一つ一つの慣習が、社会を維持するミクロな仕組みでもあったのかもしれないですよ。先祖代々、子々孫々の存在を一人一人が思いやる発想が自然と受け継がれてきたことが、地域を存続させていくための、ものすごく大きな要素だったと思います。それがなくてもいいやという現代の考え方は変えなければいけないのではないのでしょうか。

長谷部 今お話を聞いていて思い浮かんだのですが、復興政策はむしろ、地域の神社で恒例の行事をし、1年間の自然の恵みを思い浮かべ、過去と未来を考えることができる、そういう生活が成り立つようにすることが目標だろう、本来そうあるべきなんじゃないかな。言い方は悪いけれども、工業基地なんて幾らでもつくれるんですよ、港は掘ればいいわけだし、鉄道は敷けばいいわけだし。だけど、今おっしゃっているような生活は人工的にはつくれないですよ。そういう生活が戻ってくるのが復興だと認識しなければならない。復興方針の大転換みたいなものがやはり要るんですかね。

早尻 お墓の話は興味深いですね。北海道でお墓ができるのは開拓からかなり経ってからです。開拓の初期は、一旗揚げて故郷に戻ろうという考えが強かったようです。だから、この地域で生きていくという覚悟が生まれるまで、開拓民は墓を造らなかった。墓をもつというのは、人々がコミュニティに根付いているのかどうかを示す一つの指標といえるかもしれませんね。

長谷部 なるほど。お寺の危機というのはまさにそういう議論ともつながりますね。ああそうだと、確かに、議論は全部つながっているんだ。

早尻 何でもお金に換算してしまう風潮も問題です。あらゆる場面で数値目標が掲げられる時代ですが、こうした考え方が国土計画に持ち込まれると「撤退の農村計画」という主張につながります。「撤退の農村計画」、ずいぶん威勢がいいです

が、つまりは「農村たたみ」です。集落が自然に消滅するのを待つのではなく、消滅する前に自ら身を引きましょう、そのほうが行政コストの削減にもつながります、というものです。主張自体は但し書きが多かったり、技術論に終始したりして、まとまりのある理論とはいえません。ただ共感する人が少なくないのも事実です。

なぜ私が、基本的な人権の一つとしての定住権、という回りくどい表現を使うのか。それは、それが基本的な人権であることを強調しないと、人々の暮らしや生き方に関わる事柄がコスト論に回収されてしまうからです。コストを全く無視するわけではありません。しかし、それを適用する領域は限定すべきです。少なくとも、生まれ育った場所に住み続けたいという人々の意思が、コストの観点から否定されることがあってはなりません。そもそも私はコスト論に興味もないし、与することもありませんが、技術的にも、「社会関係資本」とか「自給」、「循環」といった農村の暮らしを支えてきた有形無形の資産を、コスト論は正当に評価できない点も指摘しておきたいと思います。コスト論が幅を利かせる時代の復興方針がストンと心に落ちてこない理由の一つはこの点にあると思うからです。

友澤 お金の話でいうと、精神的被害の原因がお金が作っている面がありますね。避難区域では、世帯の人数によって補償金額も異なりますが、一時に大金が振り込まれてしまうわけです。それで、暮らしが楽になるのでほっとする面はあるけれども、鳴原さんの表現では、「魔法にかけられてんだか、馬鹿夢を見せられる」そして金に「飼い馴らされてる、飼育されてるのとおんなじ」になったと。自分でも感覚がおかしくなっていると感じながら、価格に頓着せず着るものや食べ物を買うことに馴れてしまって、そのことを「俺は狂ってる」と感じている。狂っていると感じながらそれを止められない状態はつらいはず。こんなんじゃないか、と、引き裂かれる思いが伝わるんです。今までの自分というのも厳然としてあるわけですから（長泥記録誌編集委員会『もど

れない故郷 ながどろ一飯館村帰還困難区域の記憶』芙蓉書房出版、2016年、266-267頁）。

たとえばパチンコやタバコに賠償金がつぎ込まれていくという状況は、原因をたどれば、「なんなんだこの金は」と、根本的なところで自分が狂わされていると、どこかで感じながら、それまで暮らしてきた家から引き剥がされて、何をしていたかわからずに毎日毎日、過ごさなければならない時間の辛さから生まれている状況であって、表面に出てきている現象だけを外側から非難したり軽蔑するようなことはできないはず。もちろん賠償は支払われて当然ではありますが、そのやり方はもう少し考えられなかったのでしょうか。大金を与えることによって、素朴に生きてきた方たちの精神構造をがらっと変えてしまうという、そのことによってさらに深く人々を傷つけるという、本当にやってはいけないことをやってきた面があると私は受けとめています。

2012年のテレビ番組で、石牟礼道子さんが、日本は明治期に国家をつくって「近代化」を果たしたというけれども、徳義というものを民衆と一緒に高めることは全然してこなかった、と話しておられます。「ふつうの娑婆では、人に迷惑をかけて、けがをさせたり、まして殺したりした場合は、加害者になったほうは身も世もなく、被害者よりももっと苦しんで」謝罪をするはずだけれど、会社という近代の象徴たる主体は、そういうふつうのことをできない。海を殺し、人を殺しているのに、無感覚で、気づきもしない。だからもう日本の近代は壊れている、活字でだけ考えるような「文明人というのは、合理的ですが、倫理において非常に欠落している」、つまり無感覚な人間というのをたくさん生み出してきたと仰います。

一方で、テレビなんかには映らない地味で普通の生活を営んでいる人たちの中には、自分たちだけの世界じゃないことを知っている徳義みたいなものを受け継いできた。ごく普通に暮らすということは、実に尊いことなんだと、石牟礼さんは仰るわけですが、それは一つの真実ではないでしょうか。先祖代々の努力で、自分が生かされて

きた、自分もまた、子や孫を育てて死んでいくという、何も特別なことはないごく普通の庶民の連綿とした営みが、土地を維持してきたということが、今ほど無視されている時代はないと思います（NHK クローズアップ現代「水俣病“真の救済”はあるのか—石牟礼道子が語る」2012年7月25日放映、朝日新聞西部本社編『対話集 原田正純の遺言』岩波書店、2013年）。

アイデンティティの回復：「自己統御感」

早尻 今年、イングランド北部の旧産炭地を訪れたのですが、興味深かったのは、衰退地域けれども過疎地域ではない、という地域社会のあり方でした。日本では、旧産炭地のように基盤産業を失った地域は過疎化が急激に進みます。しかし、イギリスでは必ずしもそうはならないようです。失業の問題はもちろん深刻ですが。

衰退地域の再生活動を推進する市民団体の担当者に、地域振興で一番大事なことは何かと尋ねると、「アイデンティティの回復だ」という答えが返ってきました。所得を獲得することも大事だけれども、コミュニティとつながっているという感覚、それを回復しないと何も前に進まないということでした。福島にも共通する指摘ではないでしょうか。

例えば、私が入り出している田村市都路地区の帰還率はかなり高いです。では、それで万々歳かといえばそうではありません。地域活動を支援する職に就く市外出身の若者に聞いたところ、総じて住民の熱意が乏しい、という感じだそうです。確かに人は戻ってきました。ただ、住民同士で何かしようという動きがなかなか湧き起こらない。座談会などを開催していろいろ働き掛けてみるものの、住民が自ら動いて何かするという状況にはない、というのです。その背景には、地域で暮らす意味、アイデンティティを見出すことの難しさがあるように思います。

こうみると、故郷に戻ってからの回復こそが大切なのかもしれません。ただ、復興施策からそれは完全に抜け落ちていきます。もし政府が「回復」

という言葉を使うとしたら、戻ることをもって「回復」とみなすでしょう。けれども、地域社会の持続性の確保を考えるのであれば、アイデンティティの「回復」にも目を向ける必要があります。それこそがあらゆる地域活動の基盤となるのですから。このことをどう政策に織り込むか、難しい課題です。

「回復」にはいろいろな局面があります。その一つに、やや抽象的ではありますが、アイデンティティを含めてよいのではないのでしょうか。それは心の問題にとどまらない、社会的な広がりをもつ概念です。例えば、他者と触れ合う場を設けることは、コミュニティに関わっている感覚を取り戻すことにつながるかもしれません。共同作業を伴う生業はその重要なツールとなり得ます。こうした支援を意識的に行わないと、地域住民が「イニシアティブ」を発揮するところまで行き着かないのではないのでしょうか。

長谷部 だから、基盤にアイデンティティがあつてのイニシアティブということですね。

早尻 そうですね。それがないとイニシアティブも絵に描いた餅に終わります。

長谷部 アイデンティティそのものがどんどん摩滅しているように思いますよね。

早尻 長谷部先生も最初のほうに南相馬の話題でお話しされていましたね。

長谷部 時間がたてばたつほど、なえてくると。

早尻 そこにお金の問題も絡んでくるということでしょうか。

友澤 2016年2月の研究会で、山本信次さん（岩手大学）が、原発事故による被害の特徴として「自己統御感の喪失」があるという指摘をされていて、とてもぴたりくる表現だと思いました。

この表現は、農林水産業に携わる人に限らず、万人に当てはまる概念だと思うんですね。どこでどのように暮らすにしても、自分自身の尊厳を保つためには、自分で自分のことができるという感覚が取り戻せるということは必須条件だろうと思います。

いまの田村市のお話からも感じられるのです

が、おそらく誰もが、かつてあったものが二度と戻らないということを、もうわかっているわけですよ。二度と同じ生活はできない。同じ家に戻っても、周りの人はいないし、畑もインフラも買い物物の便も以前とは違う、放射能汚染もあちこち残っている。だから、元に戻ることは根本的にできないということをみなさんわかっておられて、それでも戻ってきた人たちがもう一度何かを始めるといふときに、何かを自分で決めていける、自分でハンドルを握っている感覚みたいなものを、どういうふうに支援していくのかという視点が大切なのかなと思いました。こうしたことはすでに何度も、現場からも研究者からも指摘されてきたことでしょう。それが国の復興政策と全然結びつかないことのやるせなさにも多くの方が悩まされていて、そうこうしているうちに、だんだん震災の報道も減ってきて、という時期に入っていますね。

2 今後をいかに展望するか

「オルタナティブ」の可能性

長谷部 そういう状況になぜなっているかという、少し厳しい言い方だけれども、こういうふうに変えるべしというオルタナティブの提案がされているように私は思えないんです。オルタナティブは今何かありますか。

早尻 林業の現場からオルタナティブな政策が出てきています。少し前まではある一つの森林組合が孤軍奮闘して、最近ではこの組合を含む避難指示区域のある五つの森林組合が協定を結び、国に政策提言を行っています。

ご承知の通り、放射性物質で森林が汚染されたことで、震災以前と同じ内容の森林管理はできなくなりました。特に阿武隈高地の特産品であるしいたけ原木の生産は、セシウム 137 の放射能が 10 分の 1 になるのには 200 年かかるという状況では、いつ再開できるか全くめどが立ちません。ただ、森林には水源かん養や土砂災害防止など国土保全に関わる公益的機能があります。それは汚染されたから失われるというものではありません。

ん。

森林管理を続ける必要はここに 있습니다。五つの森林組合はこの問題に対処するための施策を具体的に国に提示しています。注目したいのは、ここで国や東電に求めていることが損害賠償ではないということです。そこでは、国土保全という観点から森林管理を再開し、それを継続できる体制のあり方について、森林組合がその担い手となることも含め、具体的な政策提言が行われています。

長谷部 回復支援なり回復責任なり、そういうこと。

早尻 そうですね。震災直後は組合経営をいかに存続させるかが切実な課題だったのですが、最近では地域林業をどう立て直すかという組合経営を超えた課題にも向き合い始めています。県や市町村は、こうした森林組合によるボトムアップ型の政策提言を好意的に受け止めているようです。国がどう受けとめているのかはよく分かりませんが。

長谷部 友澤さんは、今の状況を変えるのどこから切り込んでいくのが力になっていくとお考えですか。

友澤 オルタナティブという言葉は本当に魔法の言葉だと思います。黙らせる力もありますね。「オルタナティブはありますか」と言われたら、「ええっと…」となるというか。

長谷部 なるほど。そういう効果もあるわけね。

友澤 そして、「じゃあ、それが出来ないならもっと考えてください」というふうに突き放すのにも使ってしまう言葉ですよ。

長谷部 もちろん時間はかかるし、人さまごまだというのはあるけれども、黙っているわけにはいかないんじゃないですか。

早尻 友澤さんのご指摘はもっともだと思います。「では、あなたは他に何か案を持っているのですか」と問い返されると、つい黙ってしまいますよね。それにはまってしまっていると、私たちは途端に身動きがとれなくなります。農林漁業に従事する人々は自然に対峙する中で得てきた経験に自信があるし、それを踏まえリアルな主張ができ

ます。また、それを代弁してくれる協同組合もあるので、ある程度はこうした問いにも対抗できますが。そういう境遇に恵まれない人々にとってはかなり厳しい問いですよ。

友澤 まずは、一つ一つの要求を続けられるか、それを周囲も支援できるかどうかですよ。公害でも、最初の動きというのはごくわずかな人たちが直接、市役所や会社に出かけて行って訴えることから始まっています。

長谷部 さっきおっしゃったイニシアティブね。最初の時期にたくさん発揮されたイニシアティブというのはそういうことね。

友澤 オルタナティブをとりわけ渦中にいない者がポンと出すことは非常に難しいです。たとえば、コンビナート由来の大気汚染と海洋汚染に悩まされた三重県四日市市では、大気汚染公害を国が認定する前から、市のレベルで公害認定と医療補助を始めています。それはやはり当事者ならではの要求というものを、現地の状況の中で受け止めて始まったものだと思います。

ただ、だとすれば、何か要求が出てきたときに、それを理解しうまく活かすことのできる周囲の認識の深化、刷新というものが絶対的に必要だとは思っています。私は、特定の地域に通ってまとまった調査をすることはできていませんが、せめて、報道やテレビ番組などなんでもいいので情報は取り入れて、認識を絶えず作り替えていくことを続けるしかないかなと思っています。

いかに人が人のことを理解できないか。これは教育システム上の課題なのかもしれませんが、つまり、一種の同質性の中でしか教育が行われず、出自や暮らし方が違う人のことを想像する機会に乏しい社会が問題の根元にあるように感じます。飯館の方たちが映像を通じて吐露された気持ちは、日本の社会というのは何なのかということをお教えますし、いまここにいる私たちは、その内容をおおまかに共有はできますけれども、たとえばこういう話を官僚や企業の方に伝えたとしても、返ってくるものが少ないということが一方にあるので、どうしたらいいのかと、ほんとうに

私もわかりません。

早尻 国は「寄り添う」とずっと言ってきたけど、実際はそうなっていませんね。

長谷部 というか、何に寄り添うのかという、そここのところですよ。

早尻 寄り添うとか取り戻すとかいろいろな言葉を使うけれども、例えば、東電の損害賠償をみても、その窓口の担当者はコロコロ変わるわけです。賠償請求を代行する森林組合の職員は、そのたびに林業のイロハを担当者に説明しないといけない。息の長い支援を必要とする土地、生業、コミュニティの回復に本当に伴走していく覚悟はあるのか。地域の人々が疑問を感じても仕方がないと思います。細かい点でいえば、そういうところも改善していく必要はありますね。

五つの回復：権利・生活・安全・コミュニティ・生態系

長谷部 最初に少し紹介しましたが、原発事故被災地再生研究会の研究のまとめとして、アクションとして今行うべきというものをいくつか提案しようと考えているのですが、「回復」という目標と「イニシアティブ」という大きな課題をベースに考えています。

最初の一つが、被災者の権利・人権を回復しようという視点です。先ほど言いましたように、ある日突然避難しろとか言われて、それぞればらばらに出て行って、そこで生活を営んで、除染も終わったしハードもできたから戻れ、戻らないならここでおしまいよという仕組み、そういうのは市民としての人権がほとんど確保されていない。そこを確保するような政策を考えよう、例えば二重の住民登録を実現する。

それから、バーチャルな議会。つまり、私はもと住んでいた土地とつながっているよと言いながら、距離があってそこでの行政的な意思決定に参加できない。住んでいる場所での行政的な意思決定に参加しつつ、つながっている先での行政的な意思決定にも参加できる。バーチャル議会と言うと難しそうな感じがあるかもしれませんが、何か

そんな仕組みをつくるとか。それが市民としての権利を回復するための仕組みとして必要ではないか。これからもう少しちゃんと詰めますけれども、それが一つの柱になっています。

もう一つの柱が、生活の回復です。日常性の回復のための政策。これは若干アクロバティックですけれども、損害賠償ではなくて、むしろ福祉政策として被災している人を支援するというふうに、枠組みを大幅に組みかえたらどうか。つまり、福祉政策というのは困っている状況に応じて、そのニーズに応えるように対応するわけですよ。誰がお金を負担するかについては、税金なのか賠償金なのか、それはいろいろあるかもしれないけれども、対応そのものは福祉ではないかと考えます。

逆に言うと、被災者に対しての生活再建の支援ができないのは、福祉政策一般が十分に充実していないからではないかということです。困難に遭遇している人の回復プロセスを支えるという福祉の原点のもとで、福祉政策を格段に充実し、そのなかに被災者の回復というニーズに応えるような仕組みを埋め込んだらどうかというのが2番目です。

3番目に、安全性の判断を誰がするかということについてイニシアティブが回復されていない。つまり、避難解除、安全ですと誰かが言うことと、被災者がもう帰ることのできる状況になっているというのでは違うのではないか。どういう状態が安全かというのは人によって違うと思うんです。乳児を抱えているお母さんの立場と、ちょっと言葉は過ぎるかもしれませんが高齢者とは、安全という感覚自体も随分違うはずですよ。その判断もイニシアティブを持って決める。それをどういうふうにするかというのはもう少し詰めなければいけないでしょうけれども。つまり、国と地方公共団体が安全宣言して避難の要否を決める、それは違うのではないかとこのころです。

それから、被災地の回復の中で特に大事なものは、やはり自分たちで決めるということです。先ほど早尻さんがおっしゃったように、自分たちで決

ざるを得ない人、土地に根差している人は自分たちで決めているだろうと思います。でも、そうではない、ただど生活をしていく人についても、どういう形で地域を回復していくかを自分たちで決めるための仕組みとして、コミュニティ単位で基金のようなものをつくって、その基金で地域の回復をどういうふうに図るかという計画を立て、具体化をする、そういう仕組みが有効ではないかと考えています。

その基金は今の福島復興のためのお金の一部を回してもいいし、東電の賠償金を投入してもらってもいいし。長期的な期間、自分たちで地域を回復するのに必要なお金を用意し、お金の使い方も自分たちで決めてもらう。これは考えようによっては、地方公共団体のミニ版。むしろ一番プリミティブな自治なのかもしれません。そんな仕組みをつくったらどうか。

5番目に、それこそ生態系の回復です。生態系の回復に関しては、いろいろな調査をされているかもしれませんが、具体的なプログラムがないだろうと思います。やはりそこはもう一つきっちりやらないとまずいのではないかと。

これも関連するのですが、廃炉事業が実施される土地と中間貯蔵施設の敷地、あの区域をどう扱うかに関しては、地方自治制度との齟齬があるような気がします。中間貯蔵施設と廃炉事業については自治体が一切タッチできない、そうするとそれに対しては住民のコントロールが働かない。これは困ることで、周辺の住民の人々が、その区域がどうマネージされているか、どう変わっているかというのを、コントロールまでは言わないまでもその扱いに関与できる、あの特殊な区域の扱いについての特別な仕組みが必要ではないかと思っています。具体的に考えていくと制度上難しいところに直面しますけれども。

その五つプラスアルファぐらいのことを手がかりに、本当の回復に向けたプロセスを押し進めるような取っかかりができないかなと思います。ただ、そこがどこまでリアリティーがあって、あるいは現実に被災に遭っている人々の考えとマッチ

するかどうかというのも気にはなっていますけれどもね。

今、そんな着地というか、できることはそこまできかなというぐらいのことを考えているのですが、いかがですか。

政策を変えることができるのか？

早尻 まず、私が少し手を入れた五つ目の生態系の回復についてコメントします。強調したいのは、生態系という空間ではなく、人と自然の関係性を回復するという点です。汚染された森林を国は基本的には放置するという方針を採っていますが、私は可能な限り手を加え続けるべきと考えています。今は使い道がなくても、将来、放射性物質を効率的に取り除く技術が開発されたり、新しい需要が発生したりする可能性は十分にあり得るからです。放っておけば何の使い物にもならないけれども、被曝を防ぎつつ森林整備を続ければ、資源利用の可能性は保持されます。このように「可能性の束」として森林を捉え、生態系の回復というのは大変重要な意味をもちます。

一つ目の権利論アプローチは、まさに定住権に関わる話です。生まれ育った場所で暮らし続けたいという思いは最大限尊重され、保障されなければなりません。それが現実にはできていないわけですので、ここで改めて指摘しておくのは重要です。

四つ目のコミュニティ基金は、「イニシアティブ」に関わってきます。コミュニティの復興における住民のイニシアティブとは、住民自身が地域課題の解決の主体となることだと思います。だとすれば、こうした地域住民の活動を支えるコミュニティ基金はどうしても必要です。すでに似たような取り組みを進める地域もあるかもしれませんね。

友澤 長谷部先生のお話は、福祉に関する政策は所管として厚労省に頑張ってもらおうというようなイメージでしょうか。

長谷部 まあ、前面に出てくるのはそこでしょうね、やはり。今の福祉政策そのものが極めて不十分だからこんな状況になっているのでしょう。

本当に充実した福祉政策が基盤にあれば、原発事故で被災した人が避難したとしても、その場でその仕組みの中で生活を回復するプロセスをたどっていける、そういうことになっているのではないのでしょうか。それができてないでしょうということです。

友澤 公害で被害を受けた人の施策、救済というのは環境省がずっと担当してきた経緯がありますが、その中にウェルビーイングの発想はあまりないように見受けられます。その状態は、原発事故でも全く同じです。人一人、あるいは一世帯、その家族をどのように支えていくのかという、時間的継続の視点がないというのはおっしゃるとおりだと思います。行政側からは「そんなことまでやってられない」「ほかにやるのがいっぱいあるんだ」という声が聞こえる気もしますが、果たしてそれでいいのだろうかということですね。

私はおっしゃっていただいた点そのものに批判はないですけれども、根本的に変わらないとだめではないかと思っているのは、中央省庁や大企業などの強い力を持つ立場にある人のあり方、発想が変わらなければ政策は変わらないと思っています。被災地にいる方たちは疲弊を重ねているわけで、提案を届ける相手は別のところに（中央に）いるのではないかと。

たとえば政策の担当者は、被災した人たちとどれくらい対面する機会があるのでしょうか。足尾銅山鉍煙毒事件の原因企業の古河機械金属の社員の方たちが、研修で、被害地である下流域に自ら足を運んで、農業を手伝ったりして、どんな被害が起きたんだろうと考えたことがあったらどうか。今までないんだそうです、それは。ぜひやってほしいと社員の方に伝えたことがありますが、いい返答はありませんでした。でももし、人間が人間の顔を見て考えはじめることができれば、何か変わるのかもしれない。

あまりに単純素朴に過ぎる発想ですが、でも、こういう意味のことを、「人権の回復」などの概念にすっきり言い換えてしまうと、理念上のお題目を取り入れておしまいというふうになってしま

うので。職務をまっとうするために、何が起きて
るのか全然説明してくれなくて、突然来て帰って
いった測定器を持っている人たち、「ここを動か
さないと地域が回復しないけどどうするんだ」み
たいに恫喝する人たちを、被災者はたくさん目撃
してきたと思います。そうすることに疑問を持っ
て、少しずつでも振る舞いを変えることができる
人を育てる必要があるのではないのでしょうか。す
ぐには変わらないかもしれないけれども、何かそ
ういった面でできることはないのでしょうかとい
うのが私の思いです。

それから、被災地再生の議論から抜けがちな話
題として、二つ疑問に思っていることがあります。
まず根本的に抜けていると思うのは被曝の管理で
す。放射性物質のゆくえの管理ともいえます。放
射性物質を垂れ流したわけですから、今、被曝の
可能性を全世界の人が持っているわけですよ。放
射性物質がどういうふうに移動して、今どこで
どうなっているのかということをしちんと把握す
る責任は国にこそあるし、国だからできるのに、
総合的な調査をやっていないということは問題だ
と思います。それは水俣でもそうです。患者さん
がどこにどのようにいるかという悉皆調査を一度
もやってないということです。

長谷部 それは本当にそうだ。確かにやってな
い。

友澤 よく言われることですが、福島県は事故前
まで首都圏をはじめ全国に農林水産物を供給する
大事な役割を担っていました。事故後はJAなど
で徹底して放射性物質検査をされているので、む
しろ安全だとおっしゃる方もいます。しかし、県
境を越えて、違う地域に行くと、そこまで徹底し
た管理は行われていない。事故直後に、シイタケ
の原木や、牛の餌を通じて牛に出ましたよね。そ
ういうことが今ももしかして起きているかもしれ
ないのに、きちんと把握されているのでしょうか。

国家として被曝を全然管理していない。だから、
海外諸国が日本産品に輸入禁止措置をとることに
は一理あります。過剰に心配しているとか、そう
いう話ではないと思います。

もう一つは、廃炉です。国は廃炉作業員の方た
ちの雇用に責任を持ってほしいということです。
今は原発で働く作業員はおおむね年間50ミリ
シーベルトの上限とのことですが、作業員の方た
ちは、自身の被曝線量を、今日は0.1食った、今
日は0.3食った、というふうにずっと積算してい
って、上限に達すると作業から外れなければなら
ない。収入手段がなくなって放り出されて困って
しまう。雇用がまったく不安定です。また、原発
に関する専門的知識を持った人が働けなくなって
いって、新しい人がぼっと来て、知識が不十分な
まま危険な目に遭うようなことが増えると懸念さ
れていますね。かつ、廃炉のために働いている人
の中には、福島出身の方も多く、福島のために
という思いを持っていたりするわけです。そうい
う思いに報いるような働き方が確保されないまま、
廃炉が無理やり進んでいる印象を受けます。そん
な状態で、何十年と続く廃炉作業をどう回してい
くのか。危険手当を1万円ふやしても中抜きされ
て実際の作業員の懐まで全然行かないとか、そう
いう問題が依然としてあると聞きます。しかも廃
炉作業は今後、福島だけではなくて、美浜もまた
作業が始まりましたけども、古くなったところは
停止して解体を始めていかなければいけないはず
です。ですから、100年先に原発をどうしていく
のかという政策を、一方ではきちんと立てて、そ
のためはどうやって安定的な雇用を維持するかと
いうことを、国がきちんと考えていかないとけ
ないように思います。

早尻 最後のお話は、二つ目の環境安全管理の個
所に含めることもできるかもしれません。

長谷部 そうですね。確かに抜けている議論で
すね。

それぞれの取り組みたい課題

長谷部 では最後に、この問題に取り組んでい
く中でどういうことが見えてきた、あるいはこれ
からこれと取り組みたいとか、そういうことをそ
れぞれお話ししていただいて終わりにしたいと思
います。

早尻 2013年の春に福島を訪れて以来、森林、林業、山村の再生問題をずっと追ってきました。その中でみえてきたのが戦後日本の国土利用の矛盾でした。国が、慣れ親しんだ地域に住み続けたいと望む避難者の気持ちに添えてきたようには思えません。自己責任論が私たちの社会に隔々にまで行きわたる中で、「戻る、戻らないは本人の自由」といった避難住民を突き放す論調も珍しくありません。

ここで北海道庁が実施した道民対象の意識調査を紹介したいと思います。道によれば、現在住む市町村に「できれば住んでいたい」と答えた道民の割合は1988年以降、ずっと7割台を維持しています。しかし、現実には札幌一極集中が加速化し、現在では道民の3人に1人が札幌市民です。この状態をどう捉えるべきでしょうか。好きで札幌に移住していると捉えるか、それとも、意に反しやむなく移住していると捉えるか。二つの考え方があり得ます。私の考えは後者です。道民の願いに答えることができないような国土利用体系、それこそが問題だと考えるわけです。

これは帰還問題とも関わる話です。「戻らない」のではなく「戻ることができない」という表現のほうが、事態を正確に捉えているのではないかと。故郷に戻りたいと願う人の気持ちにどれだけ政策は添えてきたのか。疑問は尽きません。本気で帰還を進めるのであれば、「フロー」や「ストック」だけでなく、地域の暮らしを支え、生活に張りや彩りを与えてきた「社会関係資本」や「自給」、「循環」といった資産の回復にも目配りする必要があるように思います。

今回の座談会で、私は生業の回復の必要性を繰り返し指摘してきました。生計の糧を得るための働く場所をつくるという意味だけでなく、生業を通じ住民が再び結びつくことで、アイデンティティを回復することができるのではないかと考えるからです。それは、息の長い取り組みを必要とする復興において、地域住民がイニシアティブを発揮するための必要条件だと思います。

友澤 早尻さんのお話を伺って、国土計画がここ

まで来ているのかと目を見開かされた思いがしています。根本的には、やはり近代社会のあり方がたがたに崩れてきているんだと、改めて今日勉強になりました。

現代の科学技術社会が生み出した商品は、時間というものをすべて無駄なものというふうに切り捨てる価値観に貫かれてきましたよね。日用品のCMを見ている、メイク落としも、ふる場のカビ取りも、食器洗いも、こすらずつるん、みたいにです。30分で何品作りますという「時短社会」ですよ。その傾向は、人の発想からしぐさまで、全てを変えてきたと思います。もう山手線を3分待つのもダルイというような。だから意思決定にも時間をかけることができない。もっと時間をかけて考えなければいけないのに、では3年間の間に水俣病被害者は申請をしてくださ、ハイ締め切ります、みたいな事態があちこちで起きる。

即効性のある政策は全然思いつけないけれども、人間社会が何万年か続いてきたとしたら、それは誰がどういうふうにつながってきたのかという、人間社会がどういうふうになり立ってきたのかという問題ですね。多分、今回、根こそぎになったことで、その一端が見えた。多くの人が「普通の暮らしがよかったと気づいた」と語っては涙を流されたはず。そういう瞬間瞬間にあらわれてきたような人の営みのあり方というものを知りたいし、伝えたいというのはあります。

なかなか取材に行けていない日頃ですが、行けなくても、映像を見たり、取材記事一つ読むだけでも、その向こうにやはり誰かの肉声が聞こえるとは思っています。それを明日の政策には活かせなくても、10年後に官公庁で働く人の心の中に残すことはできるかもしれないですね。

長谷部 何か、ため息が出てくる状況ですね。

早尻 緊急対応の局面は終わりましたが、だからといって5年、10年というように区切るのもいかなものかと思います。被災地の人にとって、切りのいい年数などないのですから。

長谷部 というか、人間はそんなものではないですよ。

早尻 そう思います。でも、政策はそう動いている。

長谷部 画一的でもなければ、行ったり戻ったりいろいろしながら進んでいくはずなんですけれどもね。

では、私も最後に申し上げておきたいのですが、私も、私は、今回、政策の失敗を痛切に感じました。福島政策の失敗もありますけれども、水俣病との比較の中で、水俣病での政策がどういうことか。公害対策が典型ですが、過去にも大きな失敗があった、それが全然活かされてない、本当に活かされてないという思いがあって、「なぜこんなに政策の失敗が続くのだろうか。変わらない

のだろうか」と不思議に思います。なぜかという、そこを知れば、いま起きていることの根源が少しずつわかってくるような感じがしています。

その根源を変えていく論理のようなものを考えないと、それこそウェルビーイングは実現できないのだから、人は道具にしかないというのがずっと続くのだからと、今回研究してみて痛切に感じました。研究会の活動は終了するので今後どういう状況の中でできるかはわかりませんが、その課題に取り組むことが次のステップではないかと考えているところです。

(2017年10月28日実施)

<座談会>

記録の力 一年表とアーカイブズ—

出席者

堀川 三郎 (法政大学社会学部教授)

小林 直毅 (法政大学社会学部教授)

清水 善仁 (法政大学大原社会問題研究所准教授)

進行

長谷部俊治 (法政大学社会学部教授)

1 これまでの研究成果：記録の力をめぐって

長谷部 サス研の研究活動には三つの柱がありますが、その一つが「年表とアーカイブズ」です。それに関しての研究成果の確認、特に共通のテーマである記録をめぐって、記録の力を活かすという意味でどういうことが既に達成されているか、あるいはそれを活かすためにどういうことに取り組まなければならないか、お話しいただきたいと思います。

原子力総合年表ジュニア版（仮称）の編纂：年表という方法

長谷部 『図説原子力総合年表』の編纂が進んでいます。少しだけ私のほうからお話ししますと、『図説原子力総合年表』の前に『原子力総合年表—福島原発震災に至る道—』（原子力総合年表編集委員会編、すいれん舎、2014年7月発刊）が既に刊行されているわけです。サス研設立以前から編集が続いて、刊行に至ったという経緯があります。その本に、そもそも年表とはどういうものであるか、『原子力総合年表』の特徴や狙いは何か、次のように書かれています。

「社会科学の課題としては、歴史の徹底した検証のための基本的データを集積・整理し、広く公論形成と学問的研究の共通基盤を確立することが、優先的課題のひとつになる。」ですから、学問的研究だけではなくて、公論形成というところが割に重視されているなと思いました。「そこで、日本の環境社会学で蓄積されてきた問題解明の方法としての年表作成、つまり方法論の一つというアプローチを原子力問題に適用し、原子力をめぐる諸問題と政策と運動についての歴史的基本的事実を整理する。多角的な関心と視点に基づくさまざまな検討・研究の共通基盤になるような学問的素材を形成し、広く社会に提供する。」

そして、七つの特徴を挙げていまして、一つが、日本、世界各国の原子力問題の歴史的経過を包括的に把握すると言っています。それから73の年表に分けている。視点を絞ったものと包括性。そういうことで大局的展望の確保と重要事項についての詳細な確認をできるようにしようというのが2番目ですね。

第3に、日本国内の原子力施設のサイトごとに個別年表を作成するというので、サイトごとにさまざまな検証あるいは情報提供できるようにしよう。第4に、世界的な動向を把握するために、

主要諸国について各国別年表を作成する。それ以外にテーマごとに、例えばエネルギー政策、重大事故、訴訟、被曝問題、放射性廃棄物問題、そういう政策課題に直結するテーマ別年表をつくる。73の年表が幾つかの視点で総合的に組み合わせるようなことになっている。さらに、共通して出典を付記するという。詳細な索引を形成して使用の利便性を高める。非常に完成度の高い年表が発刊されているわけです。

その成果を受けて、『図説原子力総合年表』の編纂がサス研の特に後半、ここ3年ぐらいの活動として展開されているわけですが、その編纂作業についての方針なり成果について、まず堀川さんからご紹介いただけますでしょうか。

堀川 まず年表についてお話をします。大きく分けると、三つお話をすることになると思います。まずは、年表という方法とは何かということ。今、「図説」と言われましたが、現時点では正確には『原子力総合年表ジュニア版（仮称）』ということになっています（最終的な刊行時の書名は『原発災害・避難年表—図表と年表で知る福島原発震災からの道』すいれん舎）。その年表の成り立ちについてのお話が2番目。3番目は、この『ジュニア版』の編集方針とはどういうものであったのかということです。

第1番目の年表という方法は、先ほどの長谷部さんのお話と重複するところもありますが、大切なポイントなので私の口からも改めてお話しします。まず、年表というものが東アジア固有の表現形式だということです（Masayuki Sato, “Comparative Ideas of Chronology,” *History & Theory*, Vol. 30, No. 3, pp. 275-301, 1991）。これは日本人の僕らからすると、「えっ？」と思いますけれども、西洋に年表は存在することはしますが極めて数が少ない。彼らの歴史認識にとっての主要なツールは、論文や本という形で語りおろすか、アトラスという歴史地図という手法が主流です。

ところが東アジアでは、年表がごくごく当たり前に出てくる。それはなぜかということは歴史哲

学の領域にかかわるので、ここで詳論することは避けますが、簡単に言えば、東アジアでは異なる王朝が併存していて、王朝ごとに異なる年号が存在していたことに関係しています。例えば「平成」という年号は、ネーション・ステートである日本の枠内においては意味をなすけれども、それは台湾や中国に行くと、「何なの、それは」ということにしかならない。だから、日本の「平成」というものが、中国や台湾や韓国の王朝にとって、いつの時代に当たるのかという歴史コンバージョンテーブル（換算表）が必要となってきます。年表はそのために生み出されたのだというのが、歴史哲学の最新の成果の一つです（詳しくは、佐藤正幸『歴史認識の時空』知泉書館、2004を参照）。

僕らはあまりにも年号や年表というパラダイムに埋め込まれ過ぎているから、世界中で年表があるんだらうと思うかもしれないけれども、東アジアの文化圏の外に出ると、意外に年表がないということが見えてくる。ですから、漢字文化圏におけるいわば換算表として機能していた。年表は司馬遷の時代からの長い歴史を持っている東アジアに固有の表現形式であったわけです。この伝統を受け継いで何かやってやろうというのが、僕らの企画であるということです。

次に年表というのはどういうものなのかを論理的に考えてみると、歴史的な事象と年月日という二つの変数間の関係を記述した、それだけで既に論理的分析形式を持っているものです。その特徴は何かというと三つぐらい言えるでしょう。

一つは一覧性があるということ。論文でずらずら何百ページも読んでいくのとは違って、見開きで、ある程度の時間的な推移の中で事態を見ることができる、一覧性があるというのが第1の特徴です。

第2の特徴は、比較可能性が高いということです。韓国、中国、日本、台湾というふうに四つの欄をつくったとしたら、同じ2017年の10月という段階で、「台湾では脱原発にかじを切って動き出している」けれど、「安倍政権は再稼働に進み出そうとしている」ことが同時並行的に進行し

ていると、即座にわかる。一覧性があるだけでなく、比較可能性が確保されているのが大きなポイント。これが第2点目です。

第3点目は、一枚の年表から複数のストーリーを構築可能だということです。これは小林さんの放送アーカイブスという領域にもかかわってくるかもしれませんが、シーケンシャル、つまり時系列に頭から順番に読み下していく論述形式だと、著者の解釈をそのまま聞いて受け取るしかなくなってくる。複数欄あると、この事件 [A] がこれ [B] を呼び覚まして、これがこうなるでしょうという、逆くの字型に展開するストーリーを清水さんが考えつくとする。ところが長谷部さんはそれを、いやちょっと待てと。これ [A] からすぐ直下のこのこと [C] が起こって、それからこっち側に行つてこう行つてという、逆まんじ型みたいな形の解釈をする。そうすると小林さんが、もっと違うものを考えつく。

そうやって、確かに編者が選んだという意味では恣意的なテキストではありますが、客観的だなんて到底言えないけれども、それでも、共通のそのテキストを母体に、異なる解釈を許容し得る論述の形式である。これが年表の非常に大きな特徴だと思います。つまり解釈の多様性を保証し得る形式なのだということができると思います。

では、今述べたように年表の論理構造と特質を明らかにした上で何が言えるかということ、データベースの一形式だと言いかえることが可能なのではないかと思います。ここで船橋晴俊先生の構想につながってくるわけです。全ての研究の基盤になるようなデータベースを提供するという意味で、年表というのは非常に重要だ、だから年表班がサス研の中に設置された、ということになると思います。そこから新たな気づき、そして研究を生み出し、政策の基礎となっていくような、その知的基盤となる一つのデータベースとして年表は構想されていたということになるでしょう。

年表には、先ほどご紹介がありましたように長い歴史があります。例えば1977年の飯島伸子『公害・労災・職業病年表』という記念碑的労作があ

ります。たった1人でこれをつくるというのは、本当に超人にしかできないという感じですが、東京市政調査会藤田賞を受賞した大労作で、僕はこれで学部時代勉強したわけです。それを30年後、2007年に復刊しました。実はオリジナルは索引がなかったんですね。飯島先生が年表の本体を執筆することで力尽きてしまって、索引をつくるどころまで行かなかったのです。そこで船橋先生と僕と、あとは関東学院にいる湯浅陽一さんの3人で一夏かけて索引をつくって、2007年にすいれん舎から復刊しました。

ところが飯島『公害・労災・職業病年表』には大きな問題点がありました。この年表は極めて詳細で、たとえば水俣病についての項目を見てみますと、水俣病問題に深い関心を寄せる小林さんが喜んで読みふけてしまうというような感じの詳細な年表ですが、詳細であるがゆえに一覧性がないんですね。だから、水俣病の歴史をちょっと振り返ってみたいと思つて見ると、相当水俣病についてわかっている人が数日かけて読み解くのもないかぎり、問題の全体像は見えてこない。詳細に推移をたどりたいて思つて力を込めてつくと、飯島先生はつくり込み過ぎてしまったので、かえって読者は「木を見て森を見ず」みたいになってしまうという、パラドキシカルな展開があったのです。

ですから、その問題点をもう少しエレガントに解決できないかというのが2010年、船橋先生と僕らでつくった『環境総合年表』（すいれん舎）というものです。方法的な革新がそこにはあったのです。

どういう方法的革新があったかといえば、まずは各研究者に、自分の専門で超精密な年表をつくってもらい、それを集めてきます。その中から編集委員が、各年表の中の重要なものをある一定の基準でピックアップし、それを集めた「重要事項年表」というものをつくって載せたのです。「重要事項年表」は各分野の重要事項が集まっているので、戦後日本の重要な環境にかかわることがそこで大体網羅されている。これで水俣病はや

はり重要なんだな、じゃあもうちょっと水俣病について詳しく見てみたいというと、水俣病に関する個別詳細年表が控えている。こういう2段構えになって、一覧性と詳しさの両立を1冊の本の中で図ったということなのです。つまり方法的イノベーションを達成したと、僕らは考えています。

そんな工夫と思いが詰まった年表であっても、日本語でしか発表していなかったら、読者はこの日本列島にはほぼ限られ、世界的には全く無視されてしまいます。それで、今度はこれを英語版にしようということで、長いのでGWECと略していますが、*A General World Environmental Chronology*を2014年にすいれん舎から出しました。

もう、本当に過労死するのではないかというぐらい編集作業は大変だったのですが、それと同じ日に『原子力総合年表』（すいれん舎、2014）も発刊しました。この2冊の編集の中心におられた船橋先生は1カ月後に急逝されてしまいました。

中国、韓国、台湾でも年表は依然としてつくられ続けているけれど、これだけ組織的な方法的革新を伴った形で年表をつくっているのは恐らく日本だろうと思います。今、東アジア文化圏固有の表現形式である年表の先端を行っているのが、日本であるということになるのです。それを先鋭的に進めているのが僕らのサス研です。

さて、大きな1番、年表という方法は以上でお話が済みましたので、2番目に入ります。『ジュニア版』の成り立ちです。これは、2014年夏に出した『原子力総合年表』の続編になります。前編である『原子力総合年表』のテーマは、福島事故へと至る道、3.11までを詳細に記録するのが使命になっています。続編は当然、3月11日以降何が起こったのかを明確に捉えて記録として残していくことが課題になります。

実際には、亡くなられた船橋先生が『原子力総合年表』の続編をつくることも意識され、中学生や高校生のような若い人たち、教育現場にこそこの年表の情報を届けたいと計画を立てておられたのです。『原子力総合年表』は高いですし、分厚

くて、やはりある種のリテラシーを持った人にしか読み解けないので、中高生に届けられるジュニア版、普及版、あるいはビジュアル版みたいなものを構想されていたんですね。

そのために特に若手を中心に編集チームを招集し、ミーティングをやって、どういう本にしているのか話し合いをしましょうと、船橋先生は実際に動いておられました。そこまでeメールで記録が残っています。ところが、その実際の第1回編集ミーティングの直前に先生は亡くなられてしまった。そこで、全く謙遜ではなく実力がないけれども立場上、僕が後を引き継がざるを得ないことになりまして、それ以来、編集代表を務めているというわけなのです。

ですから、若者にいかにこの情報を伝えていくのかというのが、この『ジュニア版』の成り立ちから生まれてきた方向性です。2番目はこれでお話が終わりました。

年表の編集方針：若者に焦点を当てた個人避難年表

堀川 三つ目、『ジュニア版』の編集方針についてです。ここで申し上げたいことは四つあります。

一つ目は、基礎的な事実を提供するという。これは年表という形式で項目を厳選して年表を巨大化させずに中高生の使えるようなものへと、何とか質を下げずにブレイクダウンしていくということです。

当然、中高生が『ジュニア版』を見て、もう少し詳しく知りたいというときには、『原子力総合年表』をお買い上げくださいという形で、二つで連携していきます。というのは、『ジュニア版』の場合には、総合年表と個別年表というすみ分けがページの制約でそんなにうまくできないので、本という単位ですみ分けをしようという工夫をしています。

編集方針の特徴の第2点目は、焦点としての若者ということです。「若者に」どう届けるかというのが船橋先生の生前最後のお望みでした。僕らはそれを受けて編集会議をやってきましたが、「若者に」どう届けるのかという、ある意味ではテク

ニカルな、あるいは販売戦略的なものだけではなく、むしろ積極的に「若者を」どう対象化していくのかというふうに展開すべきではないかというふうに変わってきました。「若者に」から「若者を」対象化するというふうに変わってきた。では、なぜ若者を対象とするのか。それは後で小林さんに教えていただきたいポイントですけれども、マスコミの震災報道の中で、若者がブラインドスポットにいたのではないかと考えているからなのです。

母親と乳幼児が苦勞しているということは絵になるし、ニュースにもなるし、切実な問題なので、さんざん報道されてきています。それから、老人も報道されてきています。老人が孤独死したというのは幾らでも出てきますよね。ところが若者というのは意外に欠落している。ここで若者というのは、中学生から大学生ぐらいを指しています。どうしてブラインドスポットになっているかというと、若者は、乳幼児のように庇護されるには大き過ぎるんですね。だけど1人で自立して動いて、自分で生活基盤を移して再度確立していくにはまだ若過ぎる。つまり中途半端。ですから、若者に焦点を当てて、その若者の問題を同時代の若者に届けていくことが、今、とても大切な課題なのではないかと考え、焦点を絞ったわけです。

では、具体的にそれをどうやるのかというのが、お話ししたいことの3点目になります。『ジュニア版』では、「個人避難年表」というのをつくります。個人の避難の年表です。これは、抽象的な「避難」という2文字で代表させるのではなく、具体的、固有名詞つきの避難の事実を提供しようということです。何万人が避難していますという抽象化された数字に表象させるのではなく、たとえば堀川三郎君という若者がこういう苦勞をして、こんな仮設住宅に住み、結局、大学進学を諦めてここで働き始めているという、その青春の残酷な1コマをきちんと記録することによって、「避難」という抽象化された文言では見えてこない具体的な痛みを、きちんと読者に理解してもらおうべきであるということを考えてのことです。

網羅的な情報、つまり避難している人たちがどこに、何町村にわたって、何人が、何年時点で避難していたか、これはこれで重要な情報です。ただ、現状でそれが集められるかというと、僕らもずいぶんと検討してみたのですが、網羅的な情報はどこにもない。集める組織・機構も用意されていない。それは、混乱の中で避難が始まったという事実に起因することももちろんですが、同時に、行政官庁が組織的にそういう情報収集をしたがっていないからなのです。やりたくないと思っているということが如実にあらわれていて、網羅的なデータは本当はない。それを集めようとする、それだけで本当に一大ライフワークになる話で、水俣の被害の全体像が明らかになっていないということと全く同じ構造が、ここでも再生産されている。これは後で論点になると思います。

ですから僕らは、網羅することを断念せざるを得なかったと同時に、網羅しなくてもやるべきこと、やれることはあるだろうと考えるに至りました。それは、個別具体的な避難の問題点や、被害の実態をイメージすることを可能にするような年表をつくるんだと。つまり、金銭で補償してもらっただけでは贖えないくらい大変なんだよと誰もが言うわけですが、具体的に被害の全体像は何かというと、途端に言語化に困るわけですよ。それを僕らは具体的な年表の記述の中で、「そうそう、こういうことが困るんだよね。こういうことが問題でしょう」というふうに、言葉にするきっかけになるような年表をつくらうと。格好をつけた言い方をすれば、「触媒としての個人避難年表をつくる」ということです。

網羅するかわりに、深くイメージができて、シミュレーションして頭の中で本当にその人の人生を生きて、これはたまったものじゃないなということを読者に理解してもらえるような年表を目指そう、こんなふう考えたのです。だから、「個人避難年表」は一つのストーリーとして構成されています。本人の言葉を重視し直接引用を多用しているので、極めて臨場感があって、幾つかの年表は、本当に、自分にお子さんがいたら涙なくし

ては読めない年表に仕上がっています。

では、「個人避難年表」は個別具体的なものがただ並んでいるだけだと、やはり、さすがにまずいので、さっきの「重要事項年表」と「個別年表」の話と同じように、全体を俯瞰できる「避難年表」というものをつくり、読者にある程度俯瞰した全体像を見せて、その中で具体的に強制避難の例はこれ、それから自主避難の人はこれという形で個人避難年表が並んで、一応の整合性がとれるようになっていきます。こういう方法的な革新を経て、何とか個人の避難の実相を明らかにしようとしています。

最後に申し上げたい第4点目は、チェルノブイリ事故との対比です。チェルノブイリの歴史は評価が非常に難しい。プラスの評価もあれば、マイナスの評価もあって、非常に複雑な問題で簡単に評価はできません。ただ、極めて大ざっぱに、ざっくりこう申し上げたいと思います。チェルノブイリの歴史は、決して理想形でも褒められたものでもない。でも、曲がりなりにも被害者たちが国が最後まで面倒を見る枠組みが法律によって決められ、彼らは就職や生活や医療費の支援を受けられる体制が、法によって明記され保障されている。だめな補償スキームだけ存在している。それと比べて日本はどうなんだというふうに考えてみたい。

ちょっと格好をつけた言い方をすると、既に何人か言っている人はいますけれども、チェルノブイリの歴史は福島未来なのか、そうではないのか。だめだめだけれども、チェルノブイリ並みのことを僕らはできるのか、チェルノブイリ以下のことしかできないのか、ここが問われている。そのためにこそ避難の実相を明らかにすることが、本当に心の底から重要で必要とされることであろうと思います。こういう思いで『ジュニア版』の編集をしてきたということです。

長谷部 明快に広範にご説明いただきました。確認したいのですが、個人避難年表というのは何人の方の年表になりますか。

堀川 正確な数は、編集の途中で落ちる可能性が

あるので、いま大体12から10ぐらいと考えてください。どうしてもプライバシーの問題があって、最後の最後でやっぱり載せてくれるなという場合があるので、落ちる可能性がありますけれども、マックス12と考えてください。

実は若者にフォーカスを当てたのに、なかなか若者が見つからないんですね。実は若者ではなくて老人単身世帯のものも出てきたりしますけれども、ある種の多様性は確保できていると思います。

小林 個人避難年表はやはりインタビューをして、それで組み立てていく形で制作なさっているわけですね。そこにはやはり一つのライフストーリーが、当然のこととしてでき上がってくるということですね。若者を相対化して対象化するというのは、さっきおっしゃっていた未来への構図をどう描くかというモチーフが強く働いているという理解でよろしいでしょうか。

堀川 そうですね。もっと言えば、脱原発であろうと原発に固執するのであろうと、いずれにしろ今の若い世代は放射能汚染プラス、原発や核廃棄物中間処理施設場と一緒にずっと生きていかざるを得ない世代なわけですね。その世代にとって、起点となっている3.11をどう捉えるのかという意味でも重要だろうと思っているわけです。

小林 なるほどね。もう少し先のそれぞれのところで、またお話しできればと思います。組み立てとしては、図らずも放送アーカイブにつながっていくような四つの展開になっています。

堀川 それはなかなか心強い。実際には限られた資源で、できることしかできないというふうに編集は変わっていかざるを得なかったんですね。予算も限られているし、時間も来年の3月11日には絶対に出さなければいけないだろうということなので。この方向でいいんだろうかとすごく迷いながらの道行きだったので、いわば暗闇の中で1人僕が船長でデッキに立って、これでいいのかなと。

長谷部 作業に当たって多分二つ選択があったんですね。焦点を若者に当てるという選択、それから焦点を当てるときに個別具体的にしていこ

う、網羅的に見るのは限界があるという見極め、その二つが大きな選択だったんでしょうね。

放送アーカイブズの構築：すべての地上波 TV 原発震災報道を保存する

長谷部 では、後でまたその意義とか今後の展開、活用の可能性に触れることにして、2 番目に放送アーカイブについてです。小林さんが以前に書かれた論文のなかから、その意味を少しだけ紹介します。

「テレビアーカイブとは、テレビ番組やシーンを単に何かの参考資料として蓄積するだけの保存庫ではない。それは映像と音声の間断ない流れによって出来事を表象し、それを数多くの人々が同時に視聴して経験することを可能にする、保存と放送というテレビの技術に立脚した記録と記憶の集蔵態、要するに集積され、所蔵された状態だ。」（「解題：震災、原発事故とメディア」『サステナビリティ研究』第 5 号、2015）これはなかなかわかりづらい部分もあるので、放送アーカイブの意義とか、特に編纂、テーマをどういうふうを選ぶか等を含めて、構築の方針をお話したいと思います。

小林 放送アーカイブの構築も、振り返ってみると、実は船橋先生の深いご理解によって可能になった研究事業なのだろうと考えています。どういう意味で深いご理解をいただけたかといいますと、この放送アーカイブというのは、とにかく放送されている全ての番組を保存するという作業が出発点に据えられなければ成り立たない作業です。

これは技術的にもいささか大がかりになります。当初、走り出しのころは環境報道アーカイブと言っていたのですが、原発震災以降、やはり原発震災に特化した形での放送アーカイブに変わっていくわけです。しかし、地上波の全ての番組をひとまず保存することに一体どんな意義があるのかという問題は、同僚研究者の間でも、なかなか理解が得られないところですよ。

あらかじめどんな番組がどのチャンネルで何時

ごろ放送されるのかがわかっているだけで、それだけを狙って録画機器を動かせばいいのですが、そもそもニュースなどはどの番組で何が取り上げられるのかは事前にはわからないわけです。そうであれば、とにかく全てを一旦録画することが必要不可欠な作業になります。あとからどのニュース番組の、どこで、何が取り上げられていたのかを見ていくという、そういう作業が初歩的にはまた必要になってくる。これはもう果てしない作業になるわけです。

実はちょうど 2000 年代後半ぐらいから民生用の機器として、それぞれの番組の主要なテーマ、あるいは番組内でどのような人が登場していて、何を取り上げているのかというような、放送にかかわる基本データが配信されるサービスがスタートしたわけです。地上波の全てのテレビ放送を録画して、配信された番組情報と録画されたものをリンクさせるシステムが開発されて、民生機器としてそれが広く普及するようになり始めた。これを導入すれば環境報道アーカイブは構築可能だろうと。そういうことを以前から考えていて、それを船橋先生にお話ししたら、「ぜひそういうものを使ってください」とおっしゃったので、そういうのを入れましょうと言っていた時期と 3.11 がちょうど重なったということです。

この放送アーカイブは立ち上がりは若干遅くなりましたが、2011 年の 7 月にはそういうシステム全体が稼働する状態になりました。そこで、主要なニュース番組、それから実は当時はいわゆるバラエティー番組の中でも、やはり原発震災というのは非常に数多く取り上げられていたわけで、そういう部分も含めて残していこうという作業を始めたわけです。

これはキーワードを幾つか設定すると、そのキーワードが含まれている番組とか、そうしたキーワードが取り上げられたシーンだけをうまく切り取ることができるわけで、そのためのキーワードの選定も結構苦労しました。

このキーワードの選定ということが本来的には非常に重要な意味を持つのですが、あまりそこで

unnecessary 時間をかけるわけにもいかないだろうということになりました。この際、それこそ網羅的に多くすくい上げられるキーワードを考えようということで、「東日本」というのはつけずに「震災」「復興」、それから津波がホットでしたから「津波」。「被災地」と「被災者」にすると二つ設定しなければいけなくなりますので、「地」と「者」を取り除いて「被災」ですね。「原子力」「原発」。略語を使われるケースがあるので。あと、「放射能汚染」とか「放射線」。これもまた2通り使われるので、「放射」にしよう。「能」や「線」どちらもこれで拾おうということで、「放射」にしたなら、「放射路」というのもひっかかってしまったんですけれども。「放射路」は後で捨てればいいということで、「放射」というような形にしました。それから、僕がもともと当時の研究テーマとしていた水俣もこの際あわせて拾ってしまうということで、「水俣」も滑り込ませました。

そういう形で、これらのキーワードによってヒットした番組、番組内のシーンを全て残していく。番組情報というのも定期的に配信されてきますので、それについては関連する学内の研究者に、こういう番組が今週1週間保存されていますという情報を配信して、それで授業などで番組が利用されるのであれば、そうしたニーズに応じて番組あるいは特定のシーンをDVDなどの媒体におさめて提供しましょうと。そういう供用の部分もこのアーカイブの中には含まれています。

やはりアーカイブというのは何なのかということ、つくづく考え続ける時間が続いたわけです。それなりの人的コスト、財政的なコストを投入してこの研究を進めているわけで、一体何をやっているのだという、成果に対する厳しいまなざしがあることは重々承知しつつ、それに耐えなければアーカイブはできないだろうと考える時間がつきました。耐えるといいますか、一定の時間的な蓄積がなければアーカイブにはならないだろうという、ちょっとした我慢が必要だったわけです。

幸い、RA（リサーチ・アシスタント）とかの実務面を支えてくれているサポートチームにも恵

まれましたし、そうした人たちの忙しさも顧みず、がんがんとリクエストも来るようになりましたので、これはこれで最小限のことはできているなということを安心材料にして、6年、7年と進めてきたわけです。これが放送アーカイブというもの、それを構築する基本的な作業過程、それに対する学内の研究者が一体どうかかわってきたのかという最低限のお話です。

やはり驚くほどいろいろなことがわかるようになりました。順不同で少しお話しします。先ほどの堀川先生のお話にどういう形で結びつけられたいのかということ、例えば一つ一つの番組なりコーナーを改めて見ていきますと、マスメディアの原発震災報道の中では、確かに男性、女性を問わず単身の若者がスポットを当てられて取り上げる機会は決して多くはない、それが非常によくわかってくるころだと思います。

この原発震災が多くの人々の間で認知され、そして語られる、あるいは語られる以前に考えられるようになるという、その入り口の部分は、やはりこれからの子どもにとって、放射能汚染が一体どのような意味を持つのかということが、原発震災を語るある種のナラティブ、物語のベースに据えられていかなければならないだろうということは、一つよくわかることだと思います。

例えば水俣病事件などと比べてみると、水俣病事件のテレビドキュメンタリーなどで若者は登場します。具体的にどのような若者が登場するのかということ、最も頻繁に登場して象徴的な意味すら持つのは、胎児性の患者さんや小児性の患者さんたちです。こういう患者さんたちは、それこそ子どものときからテレビドキュメンタリーあるいはドキュメンタリー映画などで取り上げられています。特にテレビドキュメンタリーを見ていきますと、水俣病事件60年の中で最も代表的なのは坂本しのぶさんですけれども、ドキュメンタリーを時系列で追っていくと彼女のライフストーリーができてくるぐらいになるわけです。では、なぜ坂本しのぶが取り上げられたかということ、誤解を恐れずにあえて言うと、やはりこれは胎児性の患者

だったからです。

ところが原発震災においては、そのような形で象徴化される若者は少なくとも今日なかなか見出されない。そういう中で、実は若者と呼ばれる世代の人々がこの原発震災をこれからどう生きていくのかということは、非常に大きな課題になってくるのですが、それがメディアのアジェンダになり切っていないのだろうということがよくわかります。

では、そこをどうするのかということですが、それが課題であるということをはっきりとしていくのが放送アーカイブの重要な役割だろうと思います。これは何も番組の制作者やジャーナリストたちだけを念頭に置いて言っているお話ではなくて、このようにして収集、保存された番組なりシーンを若者も含めて一度見てみる。そのことによって、原発震災のこれからの課題がどこにあるのかが初めて見えてくる。そういう意味での記録なのだろうと思います。

こういう課題がある、あのような課題があるということは、やはり記録された出来事の中から初めて立ち上がってくるのだろうと思います。こんな考え方も必要です。デフォルトというコンセプトに注目してみる。デフォルトというのは初期設定ですよ。これまで原発震災6年なり7年の時間の中で、この原発震災を語り描くデフォルト、初期設定がいま見え始めてきているわけです。しかし、情報機器のアプリケーションを考えてみてもデフォルトというものはあるわけで、初期設定というのはどこか欠落部分を必ず持っている。欠損部分があるわけです。ユーザーがそれぞれの利用目的なり考えに応じて、カスタマイズしてくださいという部分があるわけです。

原発震災5年、6年という時間を通じて、この原発震災をメディアが語り描くデフォルトがほぼ見えてきた。そうだとすれば、その欠損態、欠けている部分は何なのかということがそこから見えてくるだろう。この欠けている部分、欠損している部分をどのようにして作り直していくのかということが、メディア研究にとって必要になってき

ています。それをしないと、メディア研究がすでにかなり窮屈な革袋になり始めているわけで、僕自身はこれを何とかしないといけないと考えています。仮に原発震災のメディア研究というようなものを想定するとすれば、デフォルトを見つ何が欠けているのか、何をもっと膨らませていかなければならないのかということをはっきりとすることを明らかにする、そのような意味での記録の果たす大きな役割を明らかにすることが必要になっている。そういうことがよくわかるようになってきました。

分類しないのがアーカイブ：どこにいつ出現したのかを検証していく

堀川 今、いろいろなお話がありましたけれども、見えてきたことで二つの象徴的なお話があったと思います。一つは、単身の若者が番組で取り上げられていないという僕の指摘は、確かにアーカイブからも確認できるということ。それからもう一つは、震災報道のデフォルトが見えてきた。

その二つはこういうふうには要約してよろしいでしょうか。全体像を示すアーカイブズがなければ、決して指摘し得ない論点なのだと。

小林 そうですね。もちろんデフォルトを考えると、やはりマスメディアにはマスメディア固有の物語ができていくわけですが、そういう形で顕在化されずに、その物語が組み立てられていく途中で、周辺に追いやられていったりとか、非常に見えにくくなったりした部分等がある。もともとよく見えているけれども、時間の経過とともにだんだん取り上げられなくなって、それは見えにくくなる、つまり潜在化ということですが、それが何なのかということもわかり始めてきたところですよ。

それは幾つかありますが、その中で具体的にさっきの堀川先生のお話に結びつけるとすると、この原発震災のとりわけ初期の段階では、やはりテレビドキュメンタリーで頻りにチェルノブイリが言及されていたということです。福島を語るときに、しばしばチェルノブイリを一つの参照系にしたドキュメンタリー番組が非常に多く制作され

ていたということがある。恐らくそれは制作者の多くが、チェルノブイリ原発事故を手がけていたという理由もあるんでしょうけれども、必ずしもそれだけではなくて、チェルノブイリの経験のない制作者たちも、いや応なくチェルノブイリを想起せざるを得なかったのだらうということです。

最初に制作されたテレビドキュメンタリーは、NHKの『ネットワークでつくる放射能汚染地図』です。放射能汚染地図というアイデアそのものは、チェルノブイリ原発事故のときに、当時、理化学研究所にいた岡野眞治氏が、チェルノブイリの周辺地域のかなり離れたところまで含めて放射能の測定器を搭載して、ホットスポットが幾つもあることを突きとめていった。その方法を福島に持ってくる。この「ホットスポット」という概念は、NHKの『ネットワークでつくる放射能汚染地図』のシリーズによって、多くの人々に知られるようになったのだらうということです。そのもともとのアイデアはどこにあったのか。——チェルノブイリの経験にあったということです。

それから、もう一つアーカイブ化されたドキュメンタリーを見ていて気がついたのは、初期の段階で避難をしていた人々、避難者たちの中でも「チェルノブイリ」という言葉がしばしば発せられていたということです。カメラとマイクを向けられると、避難所で疲れ切って寝ていたおばあちゃんが、「いやあ、ここチェルノブイリみたいになってしまうのかね」というようなことを話している。専門家たちばかりでなくて、避難を余儀なくされた人々が直感的にチェルノブイリの経験、記憶を想起していたことが、これによってよくわかるのだらうと思います。

そういう意味でのチェルノブイリに対する、チェルノブイリに向かう時間的空間的な広がり、この放送アーカイブの中から見てとることができる。例えばこの原発事故をシベリアアクシデントとしてレベル7だと認めるのに、この国は相当ためらったわけです。しかしながら、そのような政治的なためらいとは全く無縁のところ、人々がこの原発事故をもうチェルノブイリと結びつけ

て感じ取り、その記憶をチェルノブイリにつなぐとしていたことが、ここからもよく見えてくる場所かなと思っています。それがアーカイブならではのところになると思います。

長谷部 発見になるわけね。

小林 しかも、これは映像がついていますので。映像はしばしば記録としては随分格下に見られてしまうことが多いのですが、いやいやそうではないということもよくわかってくると思います。

長谷部 一つだけ。チェルノブイリについて、汚染をどう評価するかということに関して、日本と大きな違いがあるんですよ。日本は空間線量で見ている。ところがチェルノブイリは基本が土壤汚染なんですよ。全く違うんですよ。そういうところが何か曖昧というか、正確に伝えられていないというのは非常に気になったのですが、そのあたりはアーカイブを見ていてどうですか。

小林 そのあたりは、それこそ「ネットワークでつくる放射能汚染地図」にかかわった多くの研究者たちは、一生懸命土を掘っていますよね。土を掘っている映像は随分たくさん残っています。今中哲二さんがちょうど発災直後、腰を悪くして、つえを突きながら被災地を回っているんだけど、土を掘るのに一生懸命だというようなところは、やはり数多く映像として記録されています。

ですから今、長谷部先生がおっしゃっているような問題は、狭い意味でのメディア研究者はなかなか気がつかないところです。だからこそ、漏らさず映像として残していかなければならないし、それを見てもらわなければならない。供用し、公開していくことが、アーカイブの史料としての価値を高めていく。そのための作業が必要なののだらうと思います。

アーカイブというのは保存します。そして、分類しないのがアーカイブです。分類したらアーカイブの意味がない。最も基本的で揺るぎのないメタデータを保存していくことでそれを刻印しておく。放送の場合でしたら、放送年月日時、それから局、どのチャンネルで放送されたか、それから番組のタイトル。ドキュメンタリー番組はシリー

ズ化されているものがありますので、シリーズ。その程度までで十分だと思います。

最も頼りになるのは、放送年月日時です。いつごろ放送された番組なのかを検索して、つり上げていく。そのことによって、この時期に一体どんな番組が放送されていて、そこで何がどのように描かれたのか。これがわかることです。

長谷部 先ほどの堀川さんの話と本当にダブっているというか、物の見方が重なっていますよね。

小林 多分そうだろうと思いますね。

堀川 それは恐らく僕らの社会的行為というのが、その時代の文脈に決定的に左右され、それを参照系として起動するので、いつそれがなされたのか、どの場所でなされたのかということは、社会的なデータとしては最も基礎的なものだと思います。

小林 記録というのは、もともとそういう成り立ちだと思うので、アーカイブズ学というのは思想的にどこに基礎づければいいのかというの、なかなか多くの議論があるんですけども、僕が一番そこで参照するのは、やはりミシェル・フーコーの考えていた「知の考古学」です。その中でアルシーヴという考え方が提起されてきます。その中で強調されているのは言表、語られた事柄の出現領域こそが問題だと。一体どこに、いつ出現したのかを検証していくことが必要なのだと。そういう考えがあるわけです。

フーコーのような思想家と放送アーカイブとの間には随分距離があるように感じられるかもしれませんが、それを実践してみると、「ただちに安全上問題はない」という言表、語りが一体いつごろどこに出てきたのか。そして、それがいつごろどのようにして通用しなくなったのかということが、放送アーカイブで如実に見てとることができるわけです。

それから、この種の言表、語り表立ってニュースや報道番組の中で頻繁に出現していたのだけれども、その時期の、例えば官邸が一体どのような対応をしていたのかを記録したドキュメンタリー番組はあとから制作されてくるわけです。それが

アーカイブに保存されていれば、それを取り出して、そして人々がテレビやメディアで「ただちに安全上問題はない」ということをいぶかしく聞いている、そのとき実は官邸では一体どのようなことが考えられ、何がなされようとしていたのかということは、アーカイブの中で明らかになります。

長谷部 「早期帰還」というのもまさにそうですね。あるときから一つの共通概念みたいになんて出てきて、最初からはないんですよね。

小林 ないです。一体いつから帰還ということが表立って語り始められてきたのか。当然、帰還が後押しされる。それ以前には簡単に帰還できないということがかなり長期にわたって問題化されていたのですが、それがなぜかだんだん背景に退いていく。一体いつごろからだ。まさにそのいつごろからだというのを見てとることが、アーカイブによって可能になる。そういう検証作業がここで進められます。

堀川 今、小林さんの語りに脳が刺激されたので少しだけ語っておきます。アーカイブズは何かというのを担当している小林さんがずっと悩む日々だったというのが、考えてみると随分衝撃的な発言ではあると思います。担当者がそれでどうするんだという話が、一般的にはあり得ると思うんですよね。けれども僕は違う意味で、それはすごく新鮮な発見であり、すごく共感する部分があります。それはどういうことかという、僕らの知の形式がインターネットみたいなメディアの発達の中で、どういうふうに変わってきたかと考えると、アーカイブズというものの特異性、あるいはもっと言えば先祖返的な性格がよく見えてくるのではないかという気がするんですね。全く文脈関係なしにキーワードを入れてネットで検索すると、さまざまな情報の断片が出てくるということに、僕らはあまりにもなれ切ってしまうけれど、何が起源だったのかを明らかにすることは、インターネットの中では限りなく不可能なのではないかと思うんです。

けれども、かつて歴史学がやっていた幾つかの研究は、こういうものがいつ出現したのかという

ことを超人的な個人の能力でやっていた。例えばP.アリエス『<子供>の誕生』(みすず書房、1980)というのは、膨大なヨーロッパの絵を見る中から、子供がどのように描かれていて、実際には生物学的な子供は存在していたけれども、子供という概念がいつ出てきたのかというのを丹念に概観していくのです。それはすごい力わざだけでも、学界に衝撃を与えたわけですよ。

ただし、ここからが僕らの話につながるのですが、あの本を読んで、まともな学者はすごく説得的だと思うわけだけれども、同時にどうしても切り離せない疑念は、アリエスが見た絵画がどういう基準で選ばれ、どこまで見ているのか。あるいは、何か彼の解釈の変更を強いるような大事な絵を見落としているのではないかということには、ついぞ答えられないわけですよ。ところが、アーカイブズというのは、そういう意味でいうと完全に全部を記録して全部を見た上で、「あんた、そんなこと言うけど、そんなものはないですよ」と言ったり、「これを見る限り、初めてこの言葉が出てきたのは何年何月何日です」とはっきり特定できて、アリエスのときに感じたような疑念の生じようがないわけですよ。

むしろ、昔の歴史学的方法を徹底化した形で現代に再現するという、先祖返りだけれどもイノベーションがあるという意味で、インターネットの時代に逆行するようであり、もっと上に行くようなすごい方法論ではないのか。けれども、これが冒頭の船橋先生の深い理解につながるのですが、やっていることは実は結構単純作業の連続でしかないわけですよ。だからフーコーみたいな偉そうな方法論ではなくて、要するに全部録画するのねという。個々の作業に分解すると、馬鹿でもできるわけですよ。

小林 そうですよ。でも、それを大真面目にあらためて明らかにして、アーカイブを思想として根拠づけたフーコーもすごいです。

堀川 それが研究なのと言われてしまうところが切ないわけですよ。

小林 つらいところがあって。

堀川 けれどもそれが全部集まると、途端にすごい力を発揮する。僕は、日常生活の中で、そういうアーカイブズ的な知が、既にそれこそデフォルトになっている領域が部分的にあるのではないかという気がしています。——プロ野球がそれです。

小林 そう。データベースの存在を前提にしなければ成り立たない研究分野は、僕は医歯薬学系が相当多いと思います。それは結局、何か検索して取り出す、その選定の妥当性は常に問われる。それは恣意的な選定ではないよねということ問われるわけだけれども、それに対して揺るぎのない回答は誰もできないと思うんですよ。

当然、そのときには何かエラーがどこかに含まれているわけです。けれども、そのエラーをエラーとして確認させるためには、やはり別のところから、いやいやこちらがありますよ、こういうものもありますよということが見えてくることで、それが初めてエラーだと認識できるわけです。さっきお話ししたキーワードの選定だって、悩ましいところなんですよ。どうすればいいんだと。

ただ、そのキーワードの選定を後押ししてくれる力というのは、ここから外れるものも残っているはずだ、あるはずなんだと。あるから、このキーワードの選定にもしも大きな瑕疵があったとすれば、残されたものによってそれが検証できるだろうと。もちろん選定に当たっては相当しっかり検証して、このキーワードで行きますということに一定の妥当性、根拠を与えてやらなければだめですけれども。しかし、その揺らぎに対して、どうやってカバーしていくのか。そのカバーをしていく、それこそリソースが保証されているということだと思えます。それがアーカイブというものなのだろうと。だから、ちょっとした開き直りをやらせてくれるのがアーカイブ。間違っていたとしても、後でもう一遍見てみるからということですよ。

堀川 検証可能なリソースも全部、網羅的に保存しておくということですよ。

小林 そういうことです。

環境アーカイブズ・プロジェクト：四つの資料群

長谷部 もう一つ最後に環境アーカイブズというプロジェクトも並行して続いているわけです。実は、環境アーカイブズのプロジェクトも旧サス研時代からスタートしてしまっていて、旧サス研のプロジェクト趣旨では、こういうことを言っているんですね。

「国内外の環境問題、環境政策、環境運動の資料を幅広く収集・整理し、社会に公開することで研究教育に広く資することを目的とする。多くの資料は、個人の研究者、環境運動の参加者あるいは住民運動団体などに所蔵されている。それらは、環境問題に関する歴史的経験の記録として貴重であり、その保存は積極的な社会的歴史的意義がある。しかしながら、今日（こんにち）研究者や活動家の引退、住民運動団体などの解散に伴い、そのような貴重な環境・政策・運動に関する資料が処分あるいは散逸するおそれが生じている。特に日本では、アーカイブズ学が欧米や韓国に比べておこなわれている。その構築が急務である。それを受けて、このプロジェクトはそのような散逸の危機にある資料を収集し、これを整理・分類・評価及び保存・デジタル化して、環境アーカイブズの構築を進め、環境問題の共有と解明を目指す。」

これが趣旨でした。それを受けて、前任が金慶南さんで、その後を継いで清水さんが作業をされてきたわけですが、そういう趣旨でプロジェクトを進めてこられた、その方針あるいは成果についてご紹介をお願いしますでしょうか。

清水 今の堀川先生と小林先生のお話で、僕もアーカイブズに関わってきた身としては、かなり刺激を受けていますが、まずは環境アーカイブズの話をとということですので、そこから始めたいと思います。

今、長谷部先生からお話がありましたように、2008年の旧サス研のときから、この環境アーカイブズの取り組みは始まっています。船橋先生が、「サス研の柱」とまでおっしゃった環境アーカイブズ。これは船橋先生の環境社会学者としてのご

経験の中で、資料が大事だということが出発点であり、その中でアーカイブズを整備しようということで、サス研が立ち上がったときにできあがったのだらうと思います。

2013年に旧サス研が一旦終了して、そのときに環境アーカイブズの事業は大原社会問題研究所に移管されました。その後立ち上がった新サス研では、特に社会学部で行われていた授業あるいはゼミで蓄積されてきた資料を主に対象としてきましたので、旧サス研時代はいろいろなところから資料を収集してきたという観点からすると、若干性格が異なるのかなと思います。

2013年度から2017年度にかけて行われた新サス研での環境アーカイブズ事業は、私は前任の金さんから2015年に引き継いで、大きく四つの資料群を手がけてきたことになります。第1は、社会学部におられた金山行孝先生の授業で行われていた、むつ小川原開発に関する調査資料が1063点ありますけれども、これを整理して一番最初に公開することができました。現在、サス研のホームページで目録を公開しています。

第2は、船橋先生がやはり授業で行っていた、青森県を中心とした原子力あるいはエネルギー政策などに関する社会調査の資料です。これは4025点ありますけれども、これもほぼ整理が終わって、もうすぐ公開できるかなという状況に至っています。

これらの資料は、基本的にはほとんど文書（紙）で、先ほどの小林先生が担当されている放送アーカイブズの動画とは少し違うわけです。これらの資料は全てデジタル化をすることが当初からの方針になっていましたので、それを引き継いでデジタル化をし、閲覧したい場合には、そのデジタル化された画像をもって見ていただくことになっています。

必ずしも閲覧申し込みが多いわけではありませんが、こういう場というか基盤が整備されたこと自体が、そもそもの大きな意義だと思っています。アーカイブズの意味ということで長谷部先生からもテーマを挙げていただいていますけれども、現

在あるいは将来、このむつ小川原開発とか青森を中心としたエネルギー政策を研究しようという社会学者や歴史学者が出てきたときに、これは最も基本的な資料になることは間違いないと思うんですね。

サス研の当初の目的として、調査研究とか政策案を形成するために不可欠な情報基盤を整備することと船橋先生はおっしゃっておられますけれども、その目的は、この資料の公開によって、利用は決して多くないけれども実現はできており、そのことはやはり大きな成果の一つとして言っているのだらうと思います。

ただ、堀川先生が担当されている年表、また小林先生が進めておられる放送アーカイブズと、この環境アーカイブズが若干違うのは、必ずしも3.11あるいは福島第一原発事故というものを対象（あるいは起点）としているわけではないということです。小林先生の放送アーカイブズは現在進行形だと思いますが、私どもがやっているのは既にコレクションとして完結した資料のアーカイブ化になるので、そういう意味では若干性格が異なるのかなと。原発、3.11を対象としている、あるいはそれを起点とした年表の活動とも少し違う部分はあると思います。

しかし、長い目で見たときに、日本の原子力政策あるいはエネルギー政策を考え、その流れの中で福島第一原発というものがあると考えると、過去のエネルギー政策、原発、原子力というものが、日本においてどういう形で政策として立案され、あるいは地元において受容され展開されてきたのかを考えることも、3.11、福島第一原発を考えることとリンクする話ではないかと思っています。ですので、環境アーカイブズはそういう点で原発、3.11の問題ともつなげられる成果と言えるのかなと思っています。

ちなみに、その3.11や原発など、こういう記憶をどのように後世に伝えていくかという点、これは本当に大事な問題で、若干本筋から離れるかもわかりませんが、一言指摘したいと思います。先ほど来、「若者」という言葉が出てきていますが、

将来の若者に原発の問題をどういうふうに伝えていくか、学んでもらうかということを考えたときに、これも先ほど来出ている水俣病の話でいうと、語り部の方がいらっちゃって、水俣市立水俣病資料館では語り部による講話などの活動が行われているわけです。水俣だと小学校5年生になると公害教育で資料館に行って語り部の方のお話を聞くなど、実際に被害を受けた方による水俣病の記憶を伝えていく取り組みが行われています。

水俣病も公式発見から60年が経過して、語り部の方がだんだんと高齢化し、あるいはお亡くなりになるというなかで、どういう形でこの水俣病の記憶を次世代につないでいくかということは、すごく切実な問題です。これは水俣に限らず、全国の公害資料館が抱える問題でもあります。資料館は展示と語り部が大きな二本柱になってきたわけですが、語り部による記憶の継承がなかなか難しくなっていくなかで、やはり「次の一手」としてアーカイブズというものがあるのではないかと指摘されています。

アーカイブズあるいは一次資料をもって当時の記憶というものを次世代へ伝えていくことは、話を元に戻して、福島第一原発についても同じことをやっていかないといけないと思っています。3.11についていえば、さまざまな機関がアーカイブズの活動をやっていました。国立国会図書館もやってますし、東北大学をはじめいろいろな大学がアーカイブズをやっています。あるいはヤフー・ジャパンなどもやっている。ほとんどがウェブ上のアーカイブということになるわけですが、先ほども述べました通り、長いスパンで見たときに、環境アーカイブズで行ってきた過去のエネルギー政策に関する資料の整理や公開ということは、3.11や原発の問題への考察や記憶の継承の点で参考になる部分もあるのではないかと個人的には思っています。ですから、研究者とか学会に対してこういう研究基盤を整備・提供したということは、やはり大きな意義だらうと思います。

さて、あと2点ほどありますが、これはちょっ

と違う視角なので、今までの話とは若干異なる内容になってしまうかと思います。文書や資料が群として残るということで、一つは、社会調査とか政策研究の方法をアーカイブズから学ぶことができるのではないかという点です。ある調査テーマに対して、どのようにアプローチするか、過去の社会調査がどういうふうに行われてきたかということ、残された資料から学んでいくと。どういう人、団体、組織にアプローチしていくかということ、過去の資料から学ぶことができるという意味もあるかなと思います。

それからもう一つは、先ほど四つの資料群を対象にしたと申しあげましたが、残りの二つが、船橋先生の個人研究室に保存されていた資料とご自宅からご寄贈いただいた資料です。大変膨大な量で、調査資料などが多数含まれています。おそらく先生は研究室やご自宅にあったこれらの資料を見ながら、ご著書やご論文を書かれていたのだと思いますが、ここから言えることは、先生はどのような方法で資料を見ながらご自身の論理というものをご構築していったのか、それを知る手がかりをつかむことができるということです。つまり、知の生成過程といった表現ができるのかなと思うんですけれども、そこに触れることができる。こういうものを若い研究者が見るとやはりすごく刺激を受けるし、教育的な効果も高いと思うんですよ。こういう形で研究者の資料が残るということが、教育的な側面でも非常に大きい意義があるのかなと考えています。

アーキビストの領域とは？

小林 清水さんは、既に完結したといいますが、これまでを記録した資史料のアーカイブということで、3.11以降の現在進行形のものとは若干性格が異なるかなとおっしゃっているのですが、やはり僕はそこをどうやって切り結んでいくのかということが、アーカイブズ固有の課題だろうと思います。確かに過去の記録ですけれども、やはりアーカイブズになることによって、多かれ少なかれ未来への問いを含みますし、それがアーカイブ

ズのアーカイブズたるゆえんなのだらうと思っています。そこで3.11以降立ち上がってきた現在進行形のアーカイブズと、3.11以前のアーカイブズとを、何をもってどのように接続していくのかというところが、まさにアーカイブから立ち上がってくる新しい研究課題なのだろうと。僕はそういうふうにかえたいと思います。

清水 先生のご意見はそのとおりでと思います。ただ、ずっとアーキビストという立場でやってきた人間からすると、アーキビストとしての「領域」というものがあると思っていて、資料の中身（内容）に踏み込んでそこから何かを論じていく、研究していくのがアーキビストの「領域」なのかというと、僕はそこはちょっと躊躇するところがあります。あくまでも資料を整備して、いろいろな研究者が利用できる体制を整える。そこまでがアーキビストの「領域」の一つの線引きかなと。ただ、そのときに、先生は先ほどメタデータとおっしゃいましたけれども、この資料はこういう文脈でできた資料ですよ、この資料はこういう組織からできているんですよ、という資料のコンテキストの部分を実際に確認する、それがアーキビストの重要な仕事だと思っていて、そこはすぐれて研究的な側面も強いと思っています。その先のところ、つまり資料の中身に踏み込むのはそれぞれの研究者の「領域」という認識なんです。

もちろん、そうした研究をアーキビストはやってもいいのですが、それはアーキビストとしてやる研究ではなく、社会学者なり歴史学者としてやるというのが僕のなかでの整理です。僕はどちらかということアーキビストの感覚が強いものですか、整理して利用できるようにする。それぞれの資料を確実なコンテキストとともに提供すると。目録をつくるというのは、まさにそういうことだと思っています。

堀川 いま問題になっているのは、アーキビストとそれ以外の研究者との分水嶺はどこにあるかという話だと思いますが、僕はその分水嶺の地点を「アーカイバル・エポケー」(archival epoché)と呼んでいます。エポケーというのは、この場合

は現象学で言うエポケーではなくて、その原義になったギリシャ語「ἐποχή」の本来の意味「思考停止」ないし「中断」の意味で、事態を丸ごとそのまま見るというだけの話で、現象学のプラスアルファの加わった定義とは少し違うんですけども。

つまり、残してさえおけば、いつかどこかで誰かが何とか利用してくれるだろうという、その地点で止まる。アーキビストはその「アーカイバル・エポケー」地点の以前をどれだけプロとしてきちんと整備するかが課題になって、僕らはそのお力添えを受けた上で、それを使って何が具体的な分析内容として語れるのか。そこが僕らの勝負です。

逆に言うと、本当は僕がアーカイブズをつくる作業にかかわっているということ自体がちょっと矛盾で、豊富にあるアーカイブズの先で、僕はたくさん論文を書いていなければいけないはずだけれども、日本はアーカイブズが本当に脆弱ですよ。だから、分析をする人自身が、まず、アーカイブズを作らねばならないことになってしまう。

長谷部 アーカイブズにはやはり評価なり選択は働いているんじゃないですか。アーカイブズに収録するものがどういうものであるかを確定するのは、アーキビストの仕事ですよ。そこには一定の論理なり視点がやはり必要ですよ。

清水 それはあると思います。ただ、それは資料の種類にもよるのかなと思っています。例えば、船橋先生の個人研究室やご自宅からいただいた膨大な資料を、どのような基準に基づいて評価し選別するかというのは、一概には決めがたいところがあると思うんですよ。一方で、環境アーカイブズとは全く離れますけれども、例えば行政機関の公文書は、毎年ルーティンに作成されるものがたくさんあるわけですから、そこはやはり評価選別して、廃棄するものは廃棄する、残すものは残すということをしていかないと、公文書館の書庫がパンクしてしまいます。資料の種類によって、評価選別する／しないというのはやはり出てくると思いますし、特に個人のアーカイブズにおいては、評価選別は難しいと考えるのが一般的ではな

いかと思います。

長谷部 今、アーカイブズの重要性が本当にすぐわかるのは、日本の政治の意思決定のプロセスを知ろうとすると、研究者はアメリカの公文書館に行っているんですよ。そこできっちり公開しているんですよ。ところが、日本にはそういうシステムがほとんどない。探せば見つかるでしょうが、分散してどこかに収録はされているけれども、それが一覧できない仕組みになっているわけですよ。そういうものを評価し集積する枠組みをつくっていく、それを社会に主張していく。それはやはりアーキビストの責務ではないですかね。

清水 そうだと思います。そもそも国の機関でいえば「公文書等の管理に関する法律」が施行されたのは2011年4月ですから、わずか6年前のことなんですね。それまでは各府省がそれぞれに文書管理の規則をつくっていた。さらに言えば、2001年に情報公開法が施行される直前、各省庁の判断で例年をはるかに上回る公文書が廃棄されたという報告もあります。こうしたことを考えると、日本は記録に対する制度や文化というのは極めて弱いと思います。もっと言うと、敗戦のときにも公文書が焼かれました。GHQに接収されることを恐れて、あえて廃棄したということがある。それと今とを直接結びつけるのは適切ではないかもしれませんが、日本の特に近現代は記録とかアーカイブズに対しては極めて弱い文化であったと思います。

そのなかで、どういうふうなアーキビストが記録の重要性を訴えていくかというのは、一足飛びにはいかなないところはあると思います。それはやはり教育のような場面で、いろいろな取り組みをしていかなければいけないということもあります。ただ、今ある記録をどうするかということからいうと、ここでいえば環境アーカイブズに収蔵されている資料がこんなにすごい資料なんだと、こういう使い道があるんだと自分たちが積極的にアピールしていくことが、アーキビストとして一つできることかなと思っています。

私は大原社研のほうの環境アーカイブズも担当していますけれども、私が着任してからニューズレター（『法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズニューズレター』）の発行を始めました。それはやはり学内でも環境アーカイブズのことをご存じない方が多いなかで、多摩キャンパスの先生方には皆さんにお配りさせていただいていますが、せめてその存在を知ってもらうということと、こういう資料がありますよ、こういう資料を使うとこういうことがわかりますよということをアピールしていくのは、紙ベースでやっていくことも大事だろうと思います。そういうなかで認知度を上げていくことが、地道でも重要なことではないかなという気がしています。

小林 やはりアーカイブというのは、いかに供用されて、公開されて、そしてそこからさまざまな思考なりが成り立っていくのが生命です。例えば長谷部先生が冒頭でおっしゃっていた、公論に供するということですね。それがなければ、一歩間違うとごみだめと化するのがアーカイブだと思いますので、アーキビストの果たすべき役割というのは、僕は放送アーカイブをやってみて非常に重要だと思っているんですね。

放送アーカイブについては、ほかのアーカイブも同じですが、この国は超後進国なんです。放送アーカイブで最もすぐれているのは、フランスのINA（国立視聴覚研究所）だと言われているのですけれども、あそこはもう国家政策で、全ての放送は保存する、国におさめる。封建体制下の納品法がそのまま適用されて、全ての書物を国立国会図書館におさめるのと同じように、全放送はINAにおさめなさいと決まっているから、いや応なくおさめられるんですね。

つまり、非常に集約型のアーカイブができ上がっていて、しかもその利用について、つまらない縛りがありません。もちろん一定の手続は必要ですけれども、日本のように、やれ著作権だとか、やれ肖像権だとか、放送番組は諸権利の束だと言われて、簡単に使えないような縛りがかかっているところとは違うわけですね。

では、逆に日本の放送アーカイブを考えると、本当にこのサス研の放送アーカイブのようなものがあったり、別のところに〇〇コレクションと呼ばれるものがあったり、京都へ行くと、コマーシャルだけのアーカイブがあったり、別のテーマのアーカイブがあったりします。これはアーカイブなのかコレクションなのかも、区別がつかなくなってきているんですけども、つまり、そういうふうに分散している状態だと、どこにどんな記録があるのかということ、やはりアーキビストたちが常に明らかにし、そしてそういう情報を提供しながら、いわばそういうもののネットワークを形成する上で、非常に大きな役割を果たすことになるだろうと思います。

例えば大原社会問題研究所の場合は『日本労働年鑑』を毎年出しますよね。その基盤となる資料というのが次々に集積されていくわけけれども、そのような資料が大原にある。では、ほかのところにもどのような資料があり、それと大原の資料というのはどのようにコンバージョンしていくのか、コンバージョンできますよという提案をしてくださるのがアーキビストだろうと思うんですね。

2 今後の展開：記録の可能性を活かすために

長谷部 研究の成果についてはそれぞれお話ししていただいたのですが、記録に残し、それを活用できる形にしておくということ自体が、いろいろな問題を解決する上でも公論形成の上でも大きな役割を果たすし、かけがえのない役割を果たすだろうということ、それは共通しているように思うんですね。そういうことをさらに展開させていくために、どういうことが必要か、それぞれのご研究の経験を踏まえてご発言いただけませんか。

年表が明らかにするもの

堀川 『原子力総合年表ジュニア版』の成果は何

か、ここでそれを語ることが同時に、今後の施策にどういうふうを活かしていくのかという話につながっていくと思うので、四つお話しします。

一つ目は、「避難もまた被害である」ということです。避難しているということ自体が被害なのだ。どうしてそういうことが言えるかという、今回の『ジュニア版』をつくるに当たって、先ほど避難の個人年表をつくっているとお話ししましたが、その中にその人たちがどういった経路で避難をしているのかということ、地図の上で可視化する工夫をしました。それは二つのやり方がある、地図の上に、ここからここに行こうやって帰ってきましたというもの、あとはグラフ化して家族の離散状況が一目でわかるようにヴィジュアル化したものとの二つです。横に移動距離、それから場所を描いて、7人家族がいたら、7人が同じところに住んでいるなら真っすぐ時間軸に沿っておいてくる、そんな図を描いています。ところが、実際に描いてみると、7人のそれぞれの線が避難でどんどん分かれていくんですよ。

ある家庭は今、7人が全部ばらばらに住んでいる。つまり、避難をしたといっても、それぞれが違う場所に避難していかざるを得ない、さまざまな事情があったということ、これを可視化することによって、一緒に晩飯（の食卓）を囲むことができないことが明らかにされます。それを被害なんていう大きな言葉で語るなどという人が出てくるのはよくわかるけれど、そういうまなざしにさらされたときに、家庭の団らんは永遠に失われていくわけですよ。だから、それも被害なのだということ、これを明らかにすることが図らずもできてきたと思っています。

裏を返すと、その移動の経路を可視化していくと、自主避難の人たちは法制度上は避難をする根拠がないわけですよ。そうすると、それは避難ではなくて引っ越しをしているのと表面上は見分けがつかなくなるんですよ。当然、あらゆる救済施策からこぼれていくわけです。だから、自主避難を権利として認めろという話につながっていか

ざるを得ない。その前提となる問題点がよく見えてきたのだと思います。それをちょっと格好つけて言うと、「避難もまた被害である」という表現になる。これが第1点目。

第2点目は少し論争的な部分になりますが、やはり水俣病的構造が見てとれる。ところが、水俣病的な構造があるということは多くの人が議論するけれども、実はどういう構造を水俣病的構造と呼ぶのかということは、内容はきちんと精査しなければいけなくて、フィーリングでだけ語っている人がごまんといるので、これはなかなか大きな問題です。環境社会学者としては、極めて局所化されたところのものすごく甚大な深い受苦、被害が集中している。それに対して、極めて薄いメリットが日本全国に極大化されている受益圏が存在している点こそが、水俣病問題的な構造なのだ、まずもって言いたくなります。受苦圏対受益圏だけれども、これは狭く深い。それに対して、ものすごく薄いものが全国に幅広くあるし、みんなメリットがあるでしょう、原発がなかったら困るでしょうという話が対立的な構造になっていることが、水俣病的構造の一つの大きな特徴だと僕は思うわけです。

同時に、一番わかりやすいのは、原因企業の責任追及あるいは補償のメカニズム、補償スキームが、原因企業チッソへの対応と極めて類似しているということです。国は責任を決して認めないけれども、実際には県債を発行して、チッソに対して国のお金が流入し、払い出し窓口としてチッソだけが機能していた。それも分社化して最終的に整理されたということなわけですが、東電もほぼ同じようなスキームがいま進行中です。その二つの意味において、水俣というのが原点として参照され続けるべきであるし、同時に同じように被害の全体像を決して明らかにすることが許されず、僕らがただ負け犬の遠ぼえのように、被害というのはもっとあったんだと、60年たっても言わなければいけないという不幸な構図が再生産されつつあることを、可視化することは一定程度できているかもしれない、と思っています。

ただ、可視化しただけでは乗り越えられない圧倒的な壁が、いま目の前に立ちただかかっていて、ちょっと困っているところではありますが、学問がなし得る守備範囲内では、ある程度この年表も仕事は果たしているだろうと言える。それが第2点目です。

第3点目は結構おもしろい点ですけども、年表をつくる過程で見えてきたのは、親族ネットワークが生命線なのだということです。これは考えてみたら当たり前の話です。けれどもよくよく考えてみると、3.11で人々がいきなり逃げろと言われたときに、逃げる真っ先に思いつく、あるいは行ける場所というのは結局、親族のネットワークなんだということですよ。だから、義理の姉と実の兄がいる横浜にまずは駆け込んだ。ところが10日もすると、やはりいづらいのでどこかへ出るときに、じゃあ親戚のおじさんがいるからあそこにと。そうやって結局、親族のネットワークを転々としていくことになって、そのうちに帰れる場合には郡山に帰るといった感じです。

裏を返すと、単身者で老人は頼る人がいないから、仮設住宅に滞留していかざるを得ない。

今回の年表で、年配の男性が1人いるんですけど、彼は長男だったので、逃げるときに結局、弟妹たちのところを1週間ずつ週がわりで転々としてしました。つまり、1カ所の家にあまり負担を過度にかけないように、弟妹たちが均等に負担をするという意味で、1週間ずつ泊まり歩いていく。トロブリアンド諸島のクラ交換ではないですけど、ずっとぐるぐる回っているというのが実態です。ですから、その親族ネットワークがないと、本当にどうしようもなく、ただ公的な制度にすぎるしかない。逆に言うと、やや社会学の専門的な話になりますが、ウルリッヒ・ベックを取り上げるまでもなく、個人化する現代社会において、親族ネットワークの相互扶助みたいなものに寄りかかったような救済スキームであり続けていいはずがないだろうということが見えてくると。

あらゆる人たちの避難や、生活を取り戻す3.11後の生活再構築の選択肢を諦めさせないような資

金的、制度的な補助が求められるということが、論理的に結論できるわけですね。これはやはりこの年表の一つの大きな発見であり、貢献だったかなという気がします。

4点目は、もうあまり詳しくしゃべる時間がありませんけれども、東アジア4カ国の原発問題と比べてみると、恐ろしいほどまでに構造が類似していることがよく見えてくる。端的に言えば、中国、韓国、台湾は、日本の制度を全部まねしてきたんですね。ですから、極めて問題のある構造が輸出されてしまった。ところが今、台湾と韓国が僕らの先を行って、脱原発に明確にかじを切ったという意味で、この東アジア4カ国の構造が酷似しているということが崩れ始めている。その先頭を切ったのは皮肉なことに、実際に被害を経験した日本ではなく、それを見ていた台湾だったということで、何とも深い絶望の淵に追いやられるわけですけども。

東アジア4カ国が、同じような状態であったということ、同じような意思決定、同じような構造を生きていたことが見えてきて、したがって世界の中で最も原発災害に対して脆弱で危ない地域の一つが東アジアなのだというのがはっきり見えてきた。アメリカとフランスと東アジアが、世界の三つの危険なスポットだということがよく見えてきたと。

ただ、これをどうするかということは、今回の『ジュニア版』の一番大きい課題なのでなかなかうまくいかないのですが、最初の三つが大きな成果としてあって、それは早いうちに何とか政策に反映できるような道筋を考えなければいけないと思います。

長谷部 そうすると、それは読む若者も今おっしゃっているようなことが読み取れる感じになってきているのですか。

堀川 読み取ってくれると大変うれしい。けれども、そこまで読ませるのはちょっと無理がある。けれども、よい教師がガイドしながら年表を読んでもという授業をやれば、不可能ではない。最後に後書きとか前書きで、こういう読みが可能な

んだということを書き込むのか、それをニュートラルに保つのかどうするかというところで、いま編集会議で議論をしています。

でも、僕は少し書いたほうがいいのではないかという気もします。高校生が読んででもわからないかもしれないけれども、高校の先生がそれを読んだ上で、そうか、こういう使い方があるんだなという形で。端的に言えば、必要なページをコピーして学生にどんどん配って、これで一緒に考えてみるという総合学習をやってくればいいのだろうと思います。

そういう意味でいうと、できるだけイデオロギー的でないように、学校現場で使いやすいように、ニュートラルな教材に徹していこうとしています。

映像による検証可能性

小林 放送アーカイブからも、いま堀川さんがおっしゃっているのと同じようなところは、保存された番組群を細かに検証していくと当然見えてくる場所です。それになるべく結びつけるようなことでお話すると、「震災関連死」とか、もう少し踏み込んで「原発事故関連死」というような言葉、概念があります。佐藤嘉幸さんと田口卓臣さんが『脱原発の哲学』という書物を2016年に出していて、その中でやはりこの言い方、この概念は非常に問題が多いという指摘をしているんですね。「関連」というこの2文字が過剰に価値中立的で、原発震災によって生命が奪われていく過程、命を落とした人の姿が随分見えにくくなっているという指摘があります。

放送アーカイブをずっとひもといていくと、例えば浪江町が原発3キロ圏から避難指示が拡大されて、そして3月12日には全て避難せざるを得なくなった。実は、そのときに津波で流されて、浪江で瓦れきの間から助けを求める多くの人たちの声が聞こえている。しかし、全て避難しなさいという指示を受けている。声が聞こえているのに、避難を急がなければならないということで、泣く泣く避難をしたと。これは町長の語りですけれど

も。これは「関連死」と言えるのか。原発が事故を起こしていなければ、原発事故に伴う避難指示がなければ、救えた命が数多くあるだろうと。これは文献や資史料から知ったことではなくて、数多くのドキュメンタリー群の中からわかったことです。浪江町の町長、馬場有がクローズアップされる映像とともに、その出来事は記録されています。

ノーベル文学賞を受賞したスヴェトラナ・アレクシエーヴィッチが去年、福島を初めて訪問しました。南相馬の高校の校長先生をしていた人が、小高駅までアレクシエーヴィッチを迎えに行くんですね。そして彼女を案内しながら、やはり震災の日にごとで何があったのかということをお話のですけれども、そのときも南相馬の高校生が津波にさらわれて沖合に流された。うまく海岸にたどり着いて、そこは幸いなことに避難指示を受けていなかったから、彼女は流れ着いて寒さに震えながらも命を取りとめた。しかし、避難指示を受けていて全村避難、全町避難をしている地域に流れ着いた人たちは誰も救う人がいなくて、そこで命を落としてしまったと。こういう話が出てきている。

こういうところから考えると、これを関連死という形で規定してしまっただけよいかということ、ちょっと首をかしげたくなる出来事なわけですね。その種の記録は、さすがに5年以上残すと、映像つきの記録としてこのアーカイブの中から山のように見えてくるわけです。

オリンピック招致が決まるまでは、元気よくいろいろな番組が制作され、原発震災に関する報道は非常に質、量ともに高い水準にあったと僕は見えています。そういう中でもう一つ特徴的なのは、言うところの原発事故、あるいは原子力施設が一体どのようなリスクがあるのかということについては、やはり震災後もかなり多くの報道がなされている。それと同時に、それらが例えばビキニ事件であったり、あるいは広島・長崎の入市被爆者たちの低線量被曝や内部被曝の問題と関連づけて語られ、描かれようとしているということだと思

うんですね。

それで、原発事故に伴う放射線の問題は、疫学的に見ても非常に長期の調査が必要であるのと同時に、疫学的な知見の蓄積が不十分です。それはさまざまな理由で知見の蓄積が不十分なのですが、そうであるだけに一体どのようなリスクがあるのか。一般的に安全基準と言われるものが、いかに頼りないものであるのかということの上で、このリスクというのは考えられなければならないということです。その前提になっているのは、やはり低線量被曝や内部被曝について、この国は広島・長崎、ビキニを経験しながら、一体どんな取り組みをしてきたのかということが問い直される、そういう番組が非常に多いということです。

そこから見ていくと、やはり原発震災を考えていく上では、そうした過去の調査研究についての再度の検証と洗い直しが必要なのだろうということも、意外と放送アーカイブからも問うことができますよねというのが一つの成果ですね。

原子力政策についても、一般に原子力の社会史のような文脈では、ちょうど中曽根康弘を中心にして、突然予算がついて、そのあたりから政治主導で原子力開発が進められたという、ある種の定説めいた捉え方があります。それにかかわり続けてきた、数多くの官僚たちの勉強会の音声記録をベースにしたドキュメンタリーが制作されていることもあって、この国の原子力政策というのが一体どういう形で展開してきたのかということも、やはり原発震災のこれからを考えていく上では考えなければならない課題なのだろうと思います。

それらの資史料として放送番組も十分価値を持つと思うのですが、やはり両方のすり合わせの中で研究成果をつくり上げていくことが必要だと思います。いくら番組だけ見てもそれ以上の議論はできないわけで、こういう放送番組のような資史料が、例えば原子力政策であれば原子力政策の何をどのように語り、描き、記録しているのかという意味での検証がこれからは問われてくる、必要になってくるだろうということです。そういうふうに僕はいま考えています。

長谷部 今の目から検証できる。何をテーマにし、どういう検証をするかという、まさにそういう状況に今はあるということですかね。

小林 あると思いますね。それはやはり5年間、我慢して保存し続けてよかったかなと思います。迷いながら。もうこれ以上批判には耐えられないからやめようかというのも、1年に1回ぐらいは思いましたけれども。

堀川 今の話に続けて言えば、この間、授業でおもしろいことをやってみました。僕は長年、小樽のまちづくりをずっと調査・研究していて、今年で33年目の調査になりますけれど、やっと集大成となる本が2018年2月に出版（堀川三郎『町並み保存運動の論理と帰結——小樽運河問題の社会的分析』東京大学出版会）。そのもとになる僕の論文を使って、学生さんには予習してきてもらって、授業に来た人にNHKのドキュメンタリーを見せるのですが、冒頭にわざと興味を引くために、やや挑発的な発言をするわけですね。「今日は堀川の『小樽研究』とNHKのドキュメンタリー番組との勝負をする。みんなはどっちがよかったのかを判断して最後に判定しろ」と。

もちろん異なるメディアを比較して優劣を競うなんて、こんな馬鹿な話はないわけですが、あえてそれをやったのは、結局、双方のメディアの特性に基づいた長所、短所がはっきり見えるからです。やはり学生さんは、何があったのかを細かく見るときには、圧倒的に堀川の勝ちだと。けれども、そこに出てきた運動の主要人物のOさんという人だったら、Oさんがどういう人だったかというのは、それはもうNHKの映像にはかなわない。だから映像がだめで活字がいいとか、あるいはその逆だという話ではなくて、両方使わなければだめだよという、当たり前のことだけれど実感を持って彼らは改めて理解したところがある。やはり映像がないとだめだし、映像だけでもただだめなんだということを、自分でも改めてはっきり納得したなど。そういう意味でいうと、やはりアーカイブズは文字と映像と両方あることは極めて重要だという気がしますね。

アーカイブズの統合

長谷部 清水さん、いかがですか。いろいろな作業をされながら、こういうことをアーカイブズ構築において発見したとか、何かおありでしょうか。

清水 先ほども申し上げましたように、環境アーカイブズで取り扱う資料は必ずしも 3.11 にかかわるものではないので、なかなか直接的な回答とはならないかもわからないですけれども。放送のアーカイブズがあり、文書のアーカイブズがあり、そして年表がつくれるなかで、それが何とか統合できないのかなとは思うんですね。それぞれが個別にやる、もちろんそれも大事で、それぞれが基盤になるわけですからけれども、今これだけのインターネット社会のなかで、類似の情報をタグづけ、リンクづけてきていけるだろうと。お金とか時間の問題はこの際横に置いておいて、作業としては多分できていけるのではないかと。そういうことによって放送、文書、年表が統合化されていけば、より複眼的な検証ができますし、研究の面でもいろいろな資料からアプローチしていける。そこを目指していければ、年表が作成されてアーカイブズが構築されたという個別の意義に加えて、より重要な成果となるのかなと思います。

長谷部 統合されている例はないんですかね。

清水 年表まで含めてということになると、あまり聞きません。例えば文書のアーカイブズだけであれば、共通のデータベースでキーワードを入れて検索すると、A館とB館とC館にそれぞれありますみたいな形で出てきます。そういう形で統合する場合には、当然、先ほど言ったメタデータを共通にすることが不可欠です。全然違うメタデータ同士では統合はなかなか難しいので、そういう部分でのすり合わせも必要になってくると思います。

小林 ローカルな領域では、やってできなくはないと思うんですね。例えば堀川さんの論文のPDFを、学内のサーバーか何かにローカルにサイトアップしたときに、そのキーワードのところ

から映像系のアーカイブにリンクを設定しておくような形でできなくはない。技術的にはそれほど難しいことではないと思います。学内のサーバーにそれをやって、そこに対して一定の権限を付与した学内者をアクセスできるようにしていけば、堀川さんの論文を読んでいて、何だか難しいことを言っていてさっぱりわからないけれども、これはリンクを張ってあるみたいだから、何か映像があるのかなという感じで、それをクリックしてやると、その部分の映像が呼び出せるとか、そのレベルのことはやってできなくはないと思う。

でも、それをやるだけでも相当手間暇かかるでしょうから、それを網羅性があるもので実現させることになる、素人芸に毛の生えたようなものではだめで、およそたえられないだろうから、そこはそれこそ技術的な課題も含めてもう少し研究の蓄積が必要なのかなと思います。しかし、アイデアとしては、やはりそういうことを持っていないと、種類の全然違う資料体があって、ばらばらのままでよろしいでしょうかというのは、何とかそこを乗り越えていく方向性を考えていかないとだめだろうと思います。

堀川 ただ、例えば 2001 年から 7 年ぐらいかけて、当時の富士常葉大学で飯島伸子文庫をつくった経験からいうと、個人文庫は極めて強烈な個性を持っていて特色があるので、一般的な分類方法というのは役に立たないんですね。そのときにわか勉強ですけれども、アーカイブズ学とか図書館の分類記号がどうなっているかとか、とにかくわらにもすぎる気持ちでいろいろ勉強してみた結論は、船橋先生と一緒にしみじみ語り合ったんですけれども、結局、自分たちの持っている目の前の資料を十全に分類できるような独自の体系をつくるしかない。つまり、吊るしではなくてオーダーメイドの作業をしないとだめなんだと。その上で見返してみると、数は少ないですが、世の中にある個人文庫は全部独自分類なんですね。

ですから、いまお 2 人が言ったことに基本的に僕は賛成ですけれども、同時に、過度に統一

化をとるということは、労多くしてあまり成果がないかもしれない。むしろ独自性を持った個別のアーカイブズをたくさん生み出すことのほうが今の課題で、それが今みたいに数えるほどではなくて100も200もできたときに初めて、どの辺が最大公約数的な統一プラットフォームのキーワードやタグづけとなっていくのかというのは、おのずと見えてくるかもしれない。先送りして、むしろ個別に物をちゃんと残していくほうが先なのではないかという気になるぐらいですけれども、だめですかね。

小林 ですから、やはり個別のそういう非常に個性の強い文庫型のものを、コレクションであると同時に、アーカイブとして再整備するときの課題というのは、先ほどもお話ししましたけれども、それぞれのコレクションに入っている資史料が何なのかという、その情報を広く共有していくことだろうと思います。

それは、アーキビストの皆さんが法量とかそういうところまで子細にメタデータとして残しているわけですから、それ込みで一体どこにどのような資料がどんな形状でもって残されているかを広く知り、共有することが必要なのです。僕は形状も非常に重要だと思います。

映像なのか、文書なのかということも含めて、映像でも写真なのか運動する映像なのか、それに音声が付いているのか、そういう基本情報を共有することはむしろ必要で、それを統一していくことは必要だと思います。それはまさに客観的な動かしがたいメタデータで、揺るぎがたいものだし、それがなければ困るんですよ。運動する映像だといって取り寄せてみたら、何だよ、音がないじゃないかよというのがありますしね。そのあたりの情報を共有できる形でネットワーク化することはやはり必要でしょうし、それはいきなり一足飛びにやると、また負担がかかるばかりなので。

言ったように、学内でこれだけアーカイブの原型になるようなものがあるわけですから、そういうものの中でネットワークを形成していくことが必要です。いま仮にミュージアムみたいな構想を

本気になって進めるのであれば、そういう学内のアーカイブを十分に基盤的な資源にして、その上にミュージアムの構想を立ち上げるべきだろうと思います。アーカイブというのは、ミュージアムの基盤となるべきリソースだと考えたほうがいいと思います。

堀川 ちゃんとしたアーカイブズがないところに、ちゃんとしたミュージアムはできないということですよ。当面、直近では船橋資料をどうやって残していくかということですよ。

記録を残す責任：アーカイブズ文化

長谷部 わかりました。私は今、アビ・ヴァールブルクのあのコレクションを思い出しました。あれはイコノロジーの本当に基盤になっているわけでしょう。アーカイブの本質というのは、あのようなものなのかもしれないですね。

ところで、先ほどフランスで映像アーカイブズがすごく発達しているというお話がありました。なるほどと思ったのは、ミッテラン大統領がアーカイブズについて次のように言っています。「全ての国のアーカイブズは、過去の行為の軌跡を保存するものだ。同時に現在の問題をも照らしてくれる。過去はそのままにしておくで消え去ってしまう。記録を残すように努力を払わなければいけない。そのときに、記録を処分するかどうか、つまり、生きてきた存在証明を残すかどうかは、私たちの判断にかかっている。」(国際文書館評議会世界大会での発言、1988)

つまり、記録を残すかどうかというのは、自分たちの責任なのだと言っています。その視点ですよ。そういう観点で、年表あるいは放送アーカイブズが具体的な活動に結びついてきているのだろう。要するに現在の問題関心がないと、なかなかこういう作業は継続していかないわけで、その現在の問題関心というのがまさに3.11の出来事で、そういう問題関心を特に社会科学を中心に引き継いでいく上でも、このアーカイブズ・年表作業というのは非常に重要なことの一つです。

もう一つ、いま、政策立案についてエビデンス・ベースド・ポリシーというのが盛んに言われています。けれども、そのエビデンスの多くが十分な検証可能性を満たしていない。政策のターゲットがあって、そのターゲットに合うようにエビデンスをつくり出して、エビデンス・ベースだという主張が相当広範に行われている。検証可能性、つまり政策を深化し、その質を高めるときに、エビデンスそのものの質をよく吟味しなければいけない。エビデンスの質を保証するのがアーカイブなどと、お話を聞きながら痛切に感じています。

逆に言うと、そういうベースがない中では、良質な政策は立案できない。起きたことをアーカイブの目で後世も検証可能にしておくこと、そういう蓄積がないと良質な政策は立案できないのだらうと思います。それで、先ほどのところへ戻ると、公害対策は政策の失敗が相当ありましたが、それが今度の原発事故での対応に活かされていないんですよ。やはりベースはそういうところがあるのではないかと。もちろん公害資料館のネットワークとかいろいろありますけれども、それが生きた形で働いていない。そこがまた政策の失敗の積み重ねにつながっていくということですので、年表やアーカイブズの編纂・構築は、そういうところを含めた研究であると改めて認識しました。

ただ、残念なことに、研究所は、特に財政的な理由で閉めなければならない状況ですが、今まで培ってきた蓄積を次にどうするのか。ばらばらな形にはなるかもしれませんが、引き続き本気でやっていかなければいけないし、これこそ法政大学の大学としての社会貢献です。非常に大きな社会貢献になるように思っている次第です。

小林 よくお気軽に記憶の継承とかそういうことを言うんですけども、さっき清水さんのお話を聞いていてふと思い出したのは、それこそ放送アーカイブで全然別に残した番組の中で、長崎の被爆の語り部が次々に亡くなっていく、それをどう引き継いでいったらいいのかというので大変苦労しているんですよね。やはり被爆当事者にかなうわけもない。その経験をしていない若い世代が

どう語り継いでいくのかということで、この前亡くなった被爆者の谷口稔暉氏の背中をさわらせてもらいに行くんですね。まずそこからで、どういう形で被爆の経験を語り継ごうとしているのか。若い世代たちがそういうことまでやろうとしている。そうだとすれば、やはりそういう記憶の継承を支える記録の質ですよ。

記録のクオリティというのが、やはり問われてくるんだらうと思います。記録の質を向上させるには、難しい言い方になりますが、その記録の物質性（マテリアリティ）、素材性というのも非常に重要で、書物なのか、文書なのか、映像なのか、写真なのか。僕は運動する映像と写真というのは異質なものとして考えるべきだと思っていますし、音声というのもやはり固有の質を持っていると思いますので、そういうものをきちんと検証していけるようなアーカイブが必要だらうと考えます。

さっき長谷部先生がおっしゃっていたミッテランですけども、僕がお話した INA（国立視聴覚研究所）が大きく前進したのはミッテラン政権下でした。フランスは、ミッテランの前の政権下からグラン・プロジェクト（Grands Projets）という総合的な文化政策を進めていたんですが、ミッテラン政権下でそれが大きく前進していくんですね。

ジャック・アタリとかそういう政策アドバイザーたちが数多くついていたということもあったけれども、その中で世界最大の映像アーカイブを構築していくということを一挙に進める。ただ、それでもなおかつ、これは不十分だという文化人や研究者たちの厳しい指摘があったんですよね。多くの現代思想家たちに、それを供用するための次の法整備をしろと言われて、ようやく 20 世紀末から 21 世紀の頭ぐらいで今の状態になったというところですよ。

ですから、映像アーカイブを構築するというのは、そういう大きな思想に支えられたところがあったと思います。

堀川 そういう意味でいうと、アメリカの国立公

文書館 (National Archives) のすごさで、あそこに行くとは本当にものすごく緊張するんです。世界中の精鋭がここで原資料を見て本を書くんだという張りつめた緊張感。針を1本落としただけでみんなが「うるさい！」と睨むような、ものすごい緊張感がある。でも、僕がむしろここで申し上げたいのは、そこで働いているアーキビストたちが、早くも既に強固なるアーキビスト文化をつくっていると言ってもいいのではないかということです。

つまり僕が、「実は今日、初めて来て、初めてここでリサーチをするので戸惑っているんだ」と言ったときに、その周りの人全員が僕を見るわけです。あ、やばいことを言っちゃったかなという感じだったんですけども、実際には大歓迎されてものすごく手厚いサポートを受けられました。つまり、そういう人〔初心者〕に必要な資料をちゃんと短時間に届けて研究を推進させることが、俺たちのプロとしての喜びなんだ、というアーキビスト文化、プロとしてのまなざしがあったわけです。それで夕方、閉館するときに資料を戻しに行ったときに、「どうだった」と聞かれたので、「本当に今日は1日楽しかった。見たい資料が想像以上にたくさん見られて、大収穫で、興奮している」と言った瞬間に、そのアーキビストは僕をハグしてくれるわけです。「それはよかった！」と言って、「第1回目は大成功でした。よし！」みたいな感じで、そうすると周りの人が拍手してくれて。このメンタリティーは、制度基盤をどうこうという先の、制度が動いて何十年もたって形成されてく

る独自のプロ意識ですよ。

それを見たときに、日本は一体どれほど後ろを走っているのか、走ってすらいらないのではないかと暗澹とした気持ちでしたが、同時にあの迫力は研究者としての初心に立ち返るすてきな場所だなという気がします。

長谷部 最後にアーキビストとして何かコメントを。今いろいろな議論があったのですが、いかがですか。

清水 NARA (National Archives and Records Administration) には合衆国憲法や独立宣言の原本が展示されていたと思いますけれども、アーキビスト自身が高い矜持を持っているし、他方で、社会もアーキビストに対して深い信頼の念を持っていて、それに応えなければいけないというアーキビスト自身の意識があるから成り立っているのではないのでしょうか。それは先生がおっしゃったように、アーカイブズ文化みたいなものがすごく根強くあるということの証左だと思います。

長谷部 そういう構築作業を現にサス研はやってきているわけですから、これをさらに進めていければと思います。

堀川 NARA と比較はできないですけども。

長谷部 規模とかは別としても、志 (こころざし) は共通していると思いますので、できれば引き続き成果を上げていきたいと思っています。ありがとうございました。

(2017年10月31日実施)

「サス研」の歩み

(第一期：2009年8月～2013年3月、第二期：2013年7月～2018年3月)

第一期

- 2009年 8月 1日 法政大学サステナビリティ研究教育機構（機構長：船橋晴俊）発足
- 10月16日 第1回グリーン・サステナブル・ケミストリセミナー「分子シミュレーションによる物性予測を目指して」
講演者：片岡洋右（法政大学）
- 11月26日 第1回サス研フォーラム
船橋晴俊（法政大学政策科学研究科）「環境問題・環境政策・環境運動の歴史の変遷と現在の課題—環境制御システム論の視点から考える—」
- 28日 第2回グリーン・サステナブル・ケミストリセミナー「低炭素、水素社会に向けての水素の生体への付加価値的活用」
講演者：藤本正之（東京ガス）、大河内正一（法政大学生命科学部）、大田成男（日本医科大学）
- 12月10日 第2回サス研フォーラム
陣内秀信（法政大学デザイン工学研究科）「歴史と自然の資産を活かす地域づくり—イタリア都市と東京—」
- 2010年 1月23日 法政大学サステナビリティ研究教育機構創立記念シンポジウム「サステナビリティ研究のフロンティア」
基調講演：宮本憲一（元滋賀大学長、法政大学サステナビリティ研究教育機構アドバイザーボード）「サステナブル・ソサエティの思想と現実」
パネリスト：飯田哲也（環境エネルギー政策研究所）、村瀬誠（東邦大学）、長田敏行（法政大学生命科学部）、船橋晴俊（法政大学社会学部、サステナビリティ研究教育機構長）、陣内秀信（法政大学デザイン工学部）
『Newsletter』創刊号発刊
- 2月20日 第3回グリーン・サステナブル・ケミストリセミナー「環境にやさしいセラミックスの合成」
講演者：石垣隆正（法政大学生命科学部）、朱新文（法政大学サステナビリティ研究教育機構）、目義雄（物質・材料研究機構）
- 25日 第3回サス研フォーラム
Sunanda Sen（インド社会科学院）「グローバル化におけるジェンダー論的様相」
- 3月 6日 法政大学サステナビリティ研究教育機構 2009年度研究発表会
- 12日 自然エネルギー政策公開セミナー「全量全種の固定価格買取制度の実現に向けて」（於：法政大学市ヶ谷キャンパス、主催：特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所、法政大学サステナビリティ研究教育機構、協力：自然エネルギー政策プラットフォーム、後援：東京都環境局、環境省）
- 29日 第4回サス研フォーラム
Paola Falin（ローマ大学）「サステナビリティと地域再生—イタリアにおけるオルチャ川流域とマントヴァの新たな経験」

- 4月 環境アーカイブズ・プロジェクト開始
大学院共通科目「サステナビリティ研究入門」開講
- 22日 第5回サス研フォーラム
谷口信雄（東京都環境局）「地域間連携による再生可能エネルギーの普及政策」
- 5月22日 第4回グリーン・サステナブル・ケミストリセミナー「地球環境問題と酸性雨・越境大気汚染は今？」
講演者：村野健太郎（法政大学生命科学部）、中根英昭（独立行政法人国立環境研究所）
- 27日 第6回サス研フォーラム
川俣修壽（ジャーナリスト）「サリドマイド事件」
- 6月17日 第7回サス研フォーラム
藤倉良（法政大学環境マネジメント研究科）「開発途上国の環境問題—中国を例として—」
- 7月 2日 法政大学サステナビリティ研究教育機構全体研究会
- 15日 第8回サス研フォーラム
長田敏行（法政大学工学研究科）「食料のサステナビリティⅠ—科学的基礎—」
- 8月20日 学術誌『サステナビリティ研究』創刊号刊行
特集：シンポジウム「サステナビリティ研究のフロンティア」、座談会「サステナビリティ研究の課題と方向性」
- 9月30日 第9回サス研フォーラム
牧野英二（法政大学人文科学研究科）「持続可能な社会」と「サステナビリティ・エシックス」の役割」
- 10月21日 第10回サス研フォーラム
小林直毅（法政大学社会学研究科）「「水俣」をめぐるメディア／アーカイブ研究」
- 11月18日 第11回サス研フォーラム
村野健太郎（法政大学工学研究科）「酸性雨・越境大気汚染問題」
- 23日 『環境総合年表—日本と世界—』（すいれん舎、編集委員会代表：船橋晴俊）刊行
- 12月 9日 第12回サス研フォーラム
吉川弘之（科学技術振興機構研究開発戦略センター長）「サステナビリティ学」
- 20日 『Newsletter』第2号発刊
- 2011年 1月30日 第13回サス研フォーラム
金慶南（法政大学サステナビリティ研究教育機構）、柳田真（たんぼぼ舎）、近藤ゆり子（徳山ダム建設中止を求める会）「環境アーカイブズとサステナビリティの探求」
- 2月21日 第14回サス研フォーラム
岡田久典（JST）、飯田哲也（ISEP）、江原幸雄（九州大学）、船橋晴俊（法政大学）、丸山康司（名古屋大学）「地域のエネルギーとお金を地域と地球に活かす—再生可能エネルギーによる地域と都市の新たな連携に向けて—」
- 4月28日 第15回サス研フォーラム
吉田充夫（独立行政法人国際協力機構国際協力専門員）「持続可能な開発と環境分野国際協力—開発途上国の現場から」
- 5月 震災・原発問題タスクフォースを組織
- 26日 第16回サス研フォーラム
山口幸夫（原子力資料情報室）「原子力エネルギーは制御可能か」
- 6月23日 第17回サス研フォーラム
国吉直行（横浜市立大学）「横浜の魅力的都市空間形成 40年の戦略とプロセス」

<資料>

- 7月 3日 シンポジウム「震災・原発問題の投げかけている課題と復興への展望：地域再生の視点から」
(於：法政大学市ヶ谷キャンパス)
パネリスト：赤坂憲雄(学習院大学)、伴英幸(原子力資料情報室)、茅野恒秀(岩手県立大学)、
小山厚子(小山編集室)、河村哲二(法政大学経済学部)、山岸秀雄(法政大学法学部)
法政大学サステナビリティ研究教育機構全体研究会
- 4日 岩手県陸前高田市で水損公文書の救出保全事業を開始
- 21日 第18回サス研フォーラム
佐藤禮子(カネミ油症被害者支援センター)「カネミ油症事件に学ぶ」
- 8月 1日 シンポジウム「都市の持続可能性を考える～日本の経験から学ぶこと～」
(於：法政大学市ヶ谷キャンパス、主催：法政大学大学院・サステナビリティ研究教育機構、
共催：国際連合大学高等研究所・ProSPER.Net、後援：環境省)
パネリスト：中山弘子(新宿区長)、広中和歌子(元環境庁長官)、陣内秀信(法政大学デザイン工学部)、
船橋晴俊(法政大学サステナビリティ研究教育機構)、長谷川祐弘(法政大学法学部)
- 10日 サス研ブックス『核廃棄物と熟議民主主義—倫理的な政策分析の可能性』(ジュスヴィエーヴ・
フジ・ジョンソン著、船橋晴俊・西谷内博美監訳、新泉社) 刊行
- 30日 『サステナビリティ研究』第2号刊行
特集「グローバリゼーション下における生存基盤としての地域・農村から問うサステナビリティ」
- 9月 22日 第19回サス研フォーラム
甲斐良治(社団法人農山漁村文化協会)「地域に生きる—地元学からの出発」
- 10月 22日 てつがくカフェ@ふくしま「くいま、健康をてつがくする—福島で人間らしく生きるために—」
(於：福島ビューホテル、主催：てつがくカフェ@ふくしま、法政大学サステナビリティ研究教育機構)
- 27日 第20回サス研フォーラム
後藤敏彦(サステナビリティ日本フォーラム)「CSRの新しいステージ」
- 11月 17日 第21回サス研フォーラム
水田恵(自立支援センターふるさとのお／すまい・まちづくり支援機構／更生保護法人同歩会)
「困窮者支援を事業として行うNPOの特徴」
- 20日 第1回国際シンポジウム(於：国連大学本部ウ・タント国際会議場、後援：朝日新聞社)
「持続可能な未来の探求 グローバリゼーションによる社会経済システム・文化変容とシステム・
サステナビリティ—「3.11」を超えて—」
パネリスト：河村哲二(法政大学経済学部)、サスキア・サッセン(コロンビア大学)、スナンダ・
セン(インド社会科学院)、スワタナ・タダニティ(カセサート大学)、アルマンド・モンタ
ナリー(ローマ・サピエンツァ大学)、ダルコ・ラドヴィック(慶應義塾大学)、船橋晴俊(法
政大学社会学部)、陣内秀信(法政大学デザイン工学部)
- 12月 15日 第22回サス研フォーラム
三留奈央(神奈川県環境農政局新エネルギー・温暖化対策部)「一石三鳥の効果!? 「エコド
ライブ」の推進について」
- 16日 環境アーカイブズ資料公開室オープン
第23回サス研フォーラム「現代における環境アーカイブズの社会的意義と役割」
①安藤正人(学習院大学人文科学研究科)「アーカイブズ学の立場からみたサス研環境アーカ
イブズの意義」
②村井吉敬(早稲田大学アジア研究機構)「専門研究者の立場からサス研環境アーカイブズに
期待する機能・役割」
- 17日 てつがくカフェ「3.11以後の日本を考える—震災・原発事故をてつがくする—」(於：法政大
学市ヶ谷キャンパス、主催：法政大学サステナビリティ研究教育機構)

- 18日 法政大学大学院まちづくり都市政策セミナー／公共政策研究科設置記念セミナー
シンポジウム「再生可能エネルギーの挑戦～サステナビリティという視点から～」
- 2012年 1月29日 第24回サス研フォーラム「原子力の持続可能性を問う」
①船橋晴俊（法政大学サステナビリティ研究教育機構長）「年表的手法による原発事故の解明－福島とチェルノブイリ」
②石井秀樹（同リサーチ・アドミニストレータ）「水溶性セシウムの動態に着目した栽培実験・圃場評価の展望」
③大平佳男（同リサーチ・アシスタント）「再生可能エネルギーの普及に向けた政策と動向～いわき市を事例に」
- 2月17日 法政大学サステナビリティ研究教育機構 2011年度研究成果報告会
- 3月10日 『Newsletter』第3号発行
てつがくカフェ@ふくしま「あれから1年〈3.11〉で何が変わったか？－震災・原発をめぐる一」（於：福島ビューホテル、主催：てつがくカフェ@ふくしま、法政大学サステナビリティ研究教育機構）
- 20日 国際シンポジウム「震災後のいま問いかける」（於：法政大学市ヶ谷キャンパス、主催：法政大学サステナビリティ研究教育機構、法政大学国際日本学研究所）
パネリスト：大倉季久（桃山学院大学社会学部）、吉野馨子（法政大学サステナビリティ研究教育機構）、関いずみ（東海大学海洋学部）、熊田泰章（法政大学国際文化学部）、王敏（法政大学国際日本学研究所）、杉井ギサブロー（映像作家）、張怡香（アメリカ米中連合大学学長、ハワイ大学医学院院長）、雷剛（重慶出版社編集部）、賈蕙莹（北京大学）、金容煥（韓国倫理教育学会会長、忠北大学）、岡村民夫（法政大学国際文化学部）
- 4月26日 第25回サス研フォーラム
大石光伸（常総生活協同組合）「放射能の身体への刻み方」
- 30日 サス研ボックス『グローバルゼーションと発展途上国－インド、経済発展のゆくえ』（スナンダ・セン著、加藤眞理子訳、新泉社）刊行
- 5月24日 第26回サス研フォーラム
宮田育治（郡山医療生活協同組合）「核害に立ち向かう」
- 6月 4日 シリーズ「『フクシマ』を考える～多摩から向き合う震災と原発事故～」（於：法政大学多摩図書館、共催：法政大学多摩図書館、サステナビリティ研究教育機構）
映画上映、講演・報告、パネルディスカッション、写真展、パネル展示、図書展示を連続開催（～7月13日）
- 21日 第27回サス研フォーラム
赤沼喜典（三陸鉄道）「三陸での津波被害と復興の現状と課題」
- 7月19日 第28回サス研フォーラム
森田満樹（消費生活コンサルタント）「食分野におけるリスクコミュニケーション」
- 9月10日 研究叢書『持続可能性の危機－地震・津波・原発事故災害に向き合って』（長谷部俊治・船橋晴俊編、御茶の水書房）刊行
- 26日 シンポジウム「福島の復興に資する再生可能エネルギー利用にむけて」（於：福島大学、共催：法政大学サステナビリティ研究教育機構、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター、認定NPO法人環境エネルギー政策研究所、後援：福島県、協力：JST 地域エネルギー・ファイナンス研究チーム、持続可能な風力利用研究チーム）
パネリスト：佐々木秀三（福島県企画調整部エネルギー課長）、佐藤理夫（福島大学うつくしまふくしま未来支援センター）、船橋晴俊（法政大学サステナビリティ研究教育機構長）、小椋真弓（NPO法人超学際研究機構）、丸山康司（名古屋大学大学院環境学研究所）、戸浪誠（福島県南相馬市復興企画部新エネルギー課係長）、鈴木俊雄（白河地域再生可能エネルギー推進協議会長）、二瓶厚（会津みしま自然エネルギー研究会副会長）、渡辺正彦（元東邦銀行常務取締役）
- 27日 第29回サス研フォーラム
山本俊哉（明治大学）「津波被災地の住宅再建と地域再生」

<資料>

- 10月25日 第30回サス研フォーラム
齊藤純夫（ウィンドコネクト株式会社）「風力発電が日本のエネルギーの一翼を担えるのか？」
- 11月22日 第31回サス研フォーラム
宇野真介（ナマケモノ倶楽部）「食」と「農」から考える持続可能性」
- 12月20日 第32回サス研フォーラム
清水修二（福島大学）「惨禍の福島に何を見るか」
- 2013年 2月19日 『Newsletter』第4号発行
- 25日 総合研究成果報告会（於：法政大学市ヶ谷キャンパス）開催
- 3月10日 てつがくカフェ@ふくしま「フクシマはどこへ？—絶望と怒りの淵から—」（於：福島A・O・Z、主催：てつがくカフェ@ふくしま、法政大学サステイナビリティ研究教育機構）
- 31日 サス研ブックス『チェルノブイリの長い影—現場のデータが語るチェルノブイリ原発事故の健康影響』（オリハ・V・ホリシナ著、西谷内博美・吉川成美訳、新泉社）刊行
- 『サステイナビリティ研究』第3号刊行
特集1「東日本大震災から考える科学技術利用の持続可能性」
特集2「都市農業のサステイナビリティと社会的ネットワークの再構築に関する学際的研究」の経緯と成果、今後の課題」
- 法政大学サステイナビリティ研究教育機構閉鎖
- 5月2日 研究叢書『「3.11」からの再生—三陸の港町・漁村集落の価値と可能性』（河村哲二・岡本哲志・吉野馨子編、御茶の水書房）刊行
- 2014年 3月27日 研究叢書『持続可能な未来の探求：「3.11」を超えて—グローバルイノベーションによる社会経済システム・文化変容とシステム・サステイナビリティ』（河村哲二・陣内秀信・仁科伸子編、御茶の水書房）刊行

第二期

- 2013年 7月 法政大学サステイナビリティ研究所（所長：福田好朗、副所長：船橋晴俊）発足
「エネルギー戦略シフトによる地域再生」を掲げて研究領域を「環境サステイナビリティ」領域に限定し、第一期サス研が取り組んでいた環境問題領域の主要プロジェクトを継承
- 11月25日 サス研ブックス『なぜグローバル・グリーン・ニューディールなのか—グリーンな世界経済に向けて』（エドワード・B・バーピア著、赤石秀之・南部和香監訳、新泉社）刊行
- 12月8日 国際シンポジウム「エネルギー政策の転換と公共圏の創造—ドイツの経験に学ぶ」（於：法政大学多摩キャンパス）開催
講演者：ペーター・ヘニッケ（前ヴッパータール研究所所長、前ダルムシュタット大学教授）、山本知佳子（前在独ジャーナリスト）、北澤宏一（福島原発事故独立検証委員会委員長、東京都市大学学長）、アイリーン・美緒子・スミス（グリーン・アクション代表）、船橋晴俊（法政大学社会学部、原子力市民委員会座長）、ヨーク・スミヤ・ラウパッハ（立命館大学）
- 2014年 2月17日 『Newsletter』第5号発行
- 3月15日 『サステイナビリティ研究』第4号刊行
特集1「地域に根ざした再生可能エネルギー振興の諸課題」
特集2「地域を支える暮らしの共同、女性と生活の持続性」

- 7月10日 *A General World Environmental Chronology* (すいれん舎、編集委員会代表：船橋晴俊) 刊行
- 12日 世界社会学会議・プレコンファレンス「サステナビリティと環境社会学」(於：パシフィコ横浜) 開催
第1テーマ部会「福島原子力事故と社会改革に向けた諸課題」
主催：法政大学サステナビリティ研究所、環境社会学会、Research Committee 24, International Sociological Association
- 13日 世界社会学会議・プレコンファレンス「サステナビリティと環境社会学」(於：パシフィコ横浜) 開催
第2テーマ部会「環境問題の歴史と環境社会学」
主催：法政大学サステナビリティ研究所、環境社会学会、Research Committee 24, International Sociological Association
- 22日 『原子力総合年表—福島原発震災に至る道』(すいれん舎、編集委員会代表：船橋晴俊) 刊行
- 2015年 2月17日 『Newsletter』第6号発行
- 3月15日 『サステナビリティ研究』第5号刊行
特集1「復興支援・政策の課題とその持続可能性を問い直す」
特集2「震災、原発事故とメディア」
- 8月31日 *Errata to A General World Environmental Chronology* 刊行
- 11月18日 「気候変動と持続可能なエネルギーに関する国際ワークショップ」(於：韓国・済州島、主催：アジア気候変動教育センター(韓国・済州島)、法政大学サステナビリティ研究所) 開催
- 2016年 2月 3日 公開研究会「原発事故後の「地域再生」を考える」(於：法政大学市ヶ谷キャンパス) 開催
発表者：松尾隆佑(法政大学サステナビリティ研究所)、友澤悠季(法政大学サステナビリティ研究所)、白井信雄(法政大学サステナビリティ研究所)、豊田陽介(NPO 法人気候ネットワーク)
ゲストコメンテーター：山本信次(岩手大学)、大場真(国立環境研究所社会環境システム研究センター)、五味馨(国立環境研究所社会環境システム研究センター)
- 3月15日 『サステナビリティ研究』第6号刊行
特集「再生可能エネルギーによる地域再生—戦略的になすべきこと」
- 18日 『Newsletter』第7号発行
- 8月25日 船橋晴俊・壽福眞美編著『持続可能なエネルギー社会へ—ドイツの現在、未来の日本』(法政大学出版局) 刊行
- 11月 4日 「日本と韓国における再生可能エネルギーワークショップ」(於：長野県飯田市、主催：法政大学サステナビリティ研究所、アジア気候変動教育センター(韓国・済州島)、協力：飯田市、おひさま進歩エネルギー株式会社) 開催
- 2017年 3月 1日 『Newsletter』第8号発行
- 10日 総合研究会「原発事故とエネルギー構造の転換 エネルギー戦略シフトに向けて」(於：法政大学市ヶ谷キャンパス) 開催
発表者：堀川三郎(法政大学社会学部)、長谷部俊治(法政大学社会学部)、壽福眞美(法政大学社会学部)、白井信雄(法政大学サステナビリティ研究所)
コメンテーター：寺田良一(明治大学)、寺西俊一(一橋大学)、坪郷實(早稲田大学)、堀尾正鞠(東京農工大学)、松原弘直(環境エネルギー政策研究所)
- 15日 『サステナビリティ研究』第7号刊行
特集「原発事故被災からの回復—被災者のイニシアティブ—」
- 22日 公開研究会「ボトムアップによる原発事故被災地の「再生」—イニシアティブを發揮するために」(於：法政大学市ヶ谷キャンパス) 開催
発表者：早尻正宏(北海学園大学)、竹峰誠一郎(明星大学)、清原悠(法政大学サステナビリティ研究所)
ゲストコメンテーター：山本信次(岩手大学)、友澤悠季(長崎大学)、定松淳(東京大学)

<資料>

- 7月23日 シンポジウム「持続可能なエネルギー社会を創る—『日本エネルギー計画 2050』を構想するために」(於:法政大学多摩キャンパス)開催
パネリスト:壽福眞美(法政大学サステナビリティ研究所)、飯田哲也(環境エネルギー政策研究所)、藤野純一(地球環境戦略研究機関)、植屋治紀(WWF ジャパン、システム技術研究所)、荻本和彦(東京大学)、明日香壽川(東北大学)、吉田文和(愛知学院大学)
- 2018年 1月29日 原発事故被災地再生研究会「政策提案:原発事故被災からの回復に向けた被災者・被災地のイニシアティブ」公表
- 31日 『再生可能エネルギーによる地域づくり~自立・共生社会への転換の道行き』(白井信雄著、環境新聞社)刊行
- 2月21日 シンポジウム「再生可能エネルギーによる地域づくり 自立・共生社会への転換の道行き」(於:法政大学市ヶ谷キャンパス、主催:法政大学サステナビリティ研究所、環境新聞社、後援:環境自治体会議環境政策研究所)
パネリスト:中島恵理(長野県副知事)、藤田壮(国立環境研究所社会環境システム研究センター長)、白井信雄(法政大学サステナビリティ研究所)、杉山範子(名古屋大学環境学研究科)、志澤昌彦(ほうとくエネルギー株式会社副社長)、服部乃利子(しずおか未来エネルギー株式会社社長)
- 3月 1日 『Newsletter』第9号発行
- 11日 『原発災害・避難年表』(編集代表:堀川三郎、すいれん舎)刊行
- 15日 『サステナビリティ研究』第8号刊行
- 16日 『原発震災のテレビアーカイブ』(小林直毅編著、法政大学出版局)刊行
福島県および韓国済州島におけるインタビュー調査報告書を刊行予定
ドイツ調査報告書を刊行予定
- 4月 ベーター・ヘニッケ、パウル・J・J・ヴェルフェンス著、壽福眞美訳『福島核電事故を経たエネルギー転換—ドイツは特殊な道か、それとも世界の模範か』(新評論)刊行予定
- 5月 『日本エネルギー計画 2050』(壽福眞美編著、法政大学出版局)刊行予定

(※敬称略、所属・肩書は当時、作成:松尾隆佑)

投稿論文

市民参加のまちづくりの変容に関する研究
—日野市の市民活動と環境基本計画策定・推進の実態から—

Research on transformation of citizen participation
in the city planning

—Based on the actual situation of citizen activities and
the basic environmental plan of Hino City

長 野 浩 子
Hiroko Nagano

Abstract

The purpose of this research is to clarify the transformation of citizen participation in the city planning of Hino City, based on the actual situation of the basic environmental plan that was formulated by citizen participation and citizen activities that began in the 1970s. The method to achieve that purpose is based on the analysis of the evaluation of the citizens and researchers, the journals published by the citizen groups, the basic environmental plan, as well as the analysis of the questionnaires and hearings conducted on the citizens, and participant observation of the citizen activity.

There are four citizen activities that are opportunities to enhance the quality of citizen participation in Hino City. Currently, "collaboration" is being promoted. However, in plan formulation, there were changes between the first planning and the second planning in (1) the formulation method, (2) the positioning of the plan, (3) the promotion system, and (4) the scope of the plan. Initially, it was a the plan formulation by citizen participation which had great expectation from the citizens, but with the replacement of the participants and such, the interest in citizen planning and citizen participation diminished as the participants were not able to perceive any effectiveness.

While the interest in "citizen participation" is diminishing, and further decline is of concern, the administration is enthusiastically promoting "collaboration", targeting citizens. It is necessary to have a place of discussion on "citizen participation" again, recognizing the issues in "participation" and "collaboration". The basic environmental plan had a problem of execution.

Therefore, this paper considered the two factors of that problem --(1) the discrepancy between the citizen perception and the administrative perception of the plan; (2) the relationship between the basic environmental plan and the individual environmental plan. Based on these consideration, this paper proposed the state of the new basic environmental plan.

Keywords: citizen participation, collaboration, citizen activity, city planning environmental basic plan

要 旨

日野市における市民参加によるまちづくりの変容を明らかにするため、1970年代からの市民活動及び市民参加により策定された環境基本計画の実態を、日野市の環境基本計画に関する先行研究、市民作成の報告書、環境基本計画、市民へのアンケートやヒアリング、及び市民活動への参与観察などを用いて分析した。

日野市の市民活動は市民参加の質を高める契機となる4つの活動、①市民活動のはじまり(問題意識の共有)、②科学的視点の取り入れ(専門家の協力)、③総合的視点の取り入れ(他の活動分野の市民との連携)、④「協働」のはじまり(行政との連携)があり、現在は「協働」が推進されている。しかし計画策定においては、1次計画から2次計画において①策定方法、②計画の位置付け、③推進体制、④計画対象範囲に変化があった。当初、市民の期待の高かった市民参加による計画策定だったが、実効性を実感できず、市民の計画や市民参加への関心は薄れ、参加者の入れ替わりもあり、計画が変化していったと考えられる。計画への関心の低下が各計画推進グループと活動団体との関係性の違いにも現れていた。

「市民参加」への関心が薄れ、その後退が懸念される中、行政は「公民協働」を熱心に推進している。「参加」や「協働」における課題を認識し、改めて「市民参加」についての議論の場が必要ではないかと考えられる。

環境基本計画の変化は実効性に関わりがあった。そこで計画の推進に関わる2つの要因、①計画に対する市民と行政の認識の齟齬、②環境基本計画と個別計画との関係について考察し、新たな環境基本計画のあり方を提言した。

キーワード：市民参加、協働、市民活動、まちづくり、環境基本計画

1. 研究の背景や目的

1990年代から各自治体において市民参加による計画策定が盛んとなり、調査対象の東京都日野市も1997年の環境基本計画策定を端緒に基本構想、緑の基本計画などの策定に多くの市民が参加した。日野は環境基本計画策定に100人を超える市民が参加し、計画案も市民自らつくるという徹底ぶりで、研究者や自治体などから注目された¹⁾。計画策定への市民参加は今や当たり前となったが、現在は公募しても参加者はそれほど集まらない。日野市には未だ参加手続きを規定した条例がないため²⁾、参加手法は担当者の裁量に任されている。公共工事や民間開発などの紛争もなくなることはないが、1990年代から盛んとなった市民参加の議論は少なくなった。また近年、市民参加のまちづくりを長年担ってきた市民活動団体の活動休止や解散が続いている。一方「協働」による活動は活発に見え、NPO法人数も微増している。そのためか2014年の第5次基本構想策定に際し、

第4次基本構想に掲げられていた「自治基本条例制定」が「公民協働条例制定」へと変わった³⁾。

1970年初めに松下(1971)は「市民参加は生まれたばかり」と述べた。“自立し成熟したまち”を目指し、市民による「市民版日野・まちづくりマスタープラン」⁴⁾づくりから約25年、そして環境基本計画策定から15年以上が経過した現在、市民参加に見られる変化は何を意味するのか。市民参加の実績を積み、参加の技術が進み、市民参加は進展しているのだろうか。そこで日野市の環境系市民活動団体の活動の変遷や環境基本計画策定とその後の実態から、市民参加の変容を明らかにし、市民参加の成果や課題について考察する。1つの自治体の研究ではあるが、今後の市民参加のまちづくりの推進に寄与すると考える。

2. 先行研究と研究方法

「市民参加のまちづくり」に関する研究は、特に工学系では技術や方法論に関する研究が多く、

その後の実態や検証に関する研究は少ない。「環境基本計画」についても策定プロセスの研究が多く、その後の実態に関するものは少ない。中口(2014)は持続可能性の新たな視点をもとに5つの自治体の環境基本計画を分析し、計画策定段階において参加は見られるが、運用段階で効果を上げているところは限定的だとしている。各地で市民参加による環境基本計画が策定されると、その推進のために市民による環境パートナーシップ組織(以下、「環境PS」)が発足したが、それらも停滞傾向があり、平岡(2014)の3つの環境PS組織の分析では、実践活動は活発であるものの環境PS組織としての独自の活動は停滞気味だとしている。秋山ら(2014)は、積極的な市民参加で環境基本計画を策定し進行管理してきた彦根市の事例を取り上げ、1期計画の様々な課題をあげるとともに2期計画は審議会のみで策定されたことなどから、市民参加がやや後退した印象を受けるとした。以上のように少ない事例であるが、参加の停滞や課題が報告されている。1990年代からの市民参加の盛り上がりや期待が冷めたようにも見えるが、その実態はまだ明らかではない。

そこで以下の方法で研究を進める。日野市の環境保全を目的とする主な市民活動団体の活動を既存資料やヒアリングをもとに、市民参加の視点から活動を分析する(3節)。次に1990年代から盛んとなった市民参加による計画策定に着目し、第1次環境基本計画から第2次環境基本計画の策定プロセスや計画内容及び推進体制について整理し、参加市民による報告書や研究者などによる評価⁵⁾、計画参加者や担当者へのヒアリング及び2006年からの環境市民会議などの参与観察から計画の変化を明らかにする(4節)。そして計画策定を牽引してきた市民団体「まちづくりフォーラム・ひの」の機関誌『湧水』及び計画策定に参加した市民へのアンケートやヒアリングから、市民の計画や参加に対する意識の変化についてみていく(5節)。「湧水」の記事内容及び計画参加者へのアンケート回答やヒアリングはテキスト化し、質的データ分析法のセグメント化⁶⁾を参考に

分析を行う。ただし計画参加者へのアンケートやヒアリングはサンプル数が少ないため意見は参考とする(表1)。

『湧水』を対象とする理由は、①日野市でまちづくりに関わった市民の声を長年にわたり記録したものは『湧水』以外にはない、②「まちづくりフォーラム・ひの」はまちづくりに関する知識や情報を多く持つ市民メンバーにより構成されていた、そして③活動の記録「市民版日野・まちづくりマスタープラン」⁷⁾も作成していることなどがある。これらが「まちづくりフォーラム・ひの」及び『湧水』の信頼につながると考えた。

最後に市民参加の変容及び環境基本計画推進の課題について考察する(6節)。ここでの「市民参加」は行政施策や事業に市民意見を反映させるための市民の活動行為とする。

3. 日野市の市民参加のまちづくり

3.1 市民活動の変遷と市民参加

日野市の市民活動団体の環境保全活動を長期的視点からみると、市民参加のまちづくりを考える上で重要な活動がいくつかある。1つ目が1970年代に移住した“新中間層住民を主な担い手とする市民活動のはじまり”⁸⁾である。東京郊外に位置する農村地域であった日野は、1960年代から国の政策もあり新住民が大量に移住した。日野町から日野市に移行した1963年の人口は51000人ほどであったが、1971年には10万人を超える。台地・丘陵地の農地・緑地が団地へと変り、市内を流れる浅川や多摩川の汚染も深刻化し、河川から取水する用水路は雑排水の流入もあり、どぶ川化していた。また降雨時の浸水被害も多発していた。そのような状況のなか、問題意識を共有した市民により、1972年に自然保護活動を目的とした「日野の自然を守る会」(以下、「自然を守る会」)が発足し、1975年にはライフスタイル見直しを目的とした「日野市消費者団体連絡会(1982年、「日野市消費者運動連絡会」へ移行)」(以下、「日野消連」)が発足した。「自然を守る会」は運動に

表1 研究方法

3節	目的	市民活動団体の活動を市民参加の視点から分析
	調査方法	<p>①日野市環境白書（2002年度、2008～2015年度）レビュー 白書に掲載されている水や緑保全活動を行う16団体の活動の目的、活動内容、活動エリア、会員数、活動歴、行政との関係などを整理。</p> <p>②環境保全活動団体の機関誌・発行物の調査・分析 ・日野の自然を守る会発行『日野の自然』第1号～第524号 ・まちづくりフォーラム・ひの発行『湧水』第1号～第100号 ・日野市消費者運動連絡会（1998）『水汚染から考える－浅川・豊田用水の水質調査10年』 ・日野まちづくりマスタープランを創る会（1995）『市民版まちづくりマスタープラン－市民がつくったまちづくり基本計画』 ・浅川勉強会（1999）『井戸ノート－地下水の眼をのぞく』</p> <p>③主な環境保全活動団体へのヒアリング（表2）</p>
4節	目的	市民参加により策定された環境基本計画の変化を分析
	調査方法	<p>①1次及び2次環境基本計画の策定プロセス、推進体制を既存資料、文献を用いて整理・分析（4.1）</p> <p>②1次計画の評価に関する先行研究の整理・分析（4.2）</p> <p>③1次と2次の計画内容について整理・分析（4.3）</p> <p>④2次の推進体制についてヒアリング（表3・4）と参与観察による調査・分析（4.4）</p>
5節	目的	計画及び参加への市民の意識の変化を分析
	調査方法	<p>①まちづくりフォーラム・ひの発行『湧水』にみる市民の意識を調査・分析（5.2） a. 1号から100号までの全ての記事内容を確認し、お知らせや案内を除く795の記事を31のテーマで分類し、号・発行日・タイトル・執筆者などを整理し、データベース化した。 b. 市民参加・協働、計画策定等に関する10テーマの記事数の変化をグラフ化。 c. 記事のデータベースより、環境基本計画に関する35の記事を抽出し、再度詳細に読み込み、環境基本計画の評価に関する意見を抽出、分析した。</p> <p>②計画策定に参加した市民へのアンケートやインタビュー（表4）による分析（5.3） a. 2回以上環境基本計画策定に参加した市民をリストアップ。連絡先のわかる協力者9名にメールにてアンケート送付。アンケート内容は他の計画策定や活動状況、環境基本計画策定に参加した目的など5項目。 b. 9名のうち5名ヒアリング。ただし2名は、1次見直し後の2007年に実施したものを参考。 c. アンケート自由記述及びヒアリングのテキストデータを分析。</p>

表2 市民活動団体ヒアリング

会名	対応者	立場	年月日
日野消費者運動連絡会	AN氏他	会員	2006/8/26
水と緑の日野・市民ネットワーク	TS氏	事務局	2006/9/17
まちづくりフォーラム・ひの	HN氏	事務局	2007/1/22
日野市環境市民会議	NK氏	事務局	2007/2/2
環境基本計画推進会議市民G	YN氏	事務局	2016/5/11
まちの生ごみを考える会	TO氏KI氏	代表他	2016/1/14
ひの市民活動団体連絡会	TM氏	事務局	2016/9/15

表3 行政ヒアリング

行政部署	対応者	立場	年月日
環境共生部環境保全課(元)	SK氏a	担当	2014/6/6
環境共生部環境保全課(元)	SK氏b	担当	2015/11/19
環境共生部環境保全課	N氏E氏	担当	2016/8/29

表4 計画参加者アンケート・ヒアリング

参加者	アンケート	ヒアリング	参加状況	その他の参加計画	活動グループ(2014年現在)
A	○	2016/1/14	全回参加	4次基本構想	まちの生ごみを考える会
B	○	2016/5/11	全回参加	5次基本構想中間検証	みどりグループ
C		2007/1/22 2014/11/10	2次まで参加	市民マス 緑の基本計画	まちづくりフォーラムひの まちの生ごみを考える会
D		2007/2/2	1次見直しまで参加	4次基本構想、都市マス	環境市民会議代表(2007年当時)
E	○	2016/1/14	1次見直しから参加	都市マス、5次基本構想中間検証	まちの生ごみを考える会
F	○	-	2次から参加	2次緑の基本計画	みどりグループ
G	○	-	2次から参加	5次基本構想及び中間検証	水の会
H	○	-	2次から参加	5次基本構想及び中間検証	水の会
I	○	-	1次見直しのみ	4次基本構想及び5次中間検証	都市農業研究会
J	○	-	1次のみ	-	南平緑と水のネットワーク

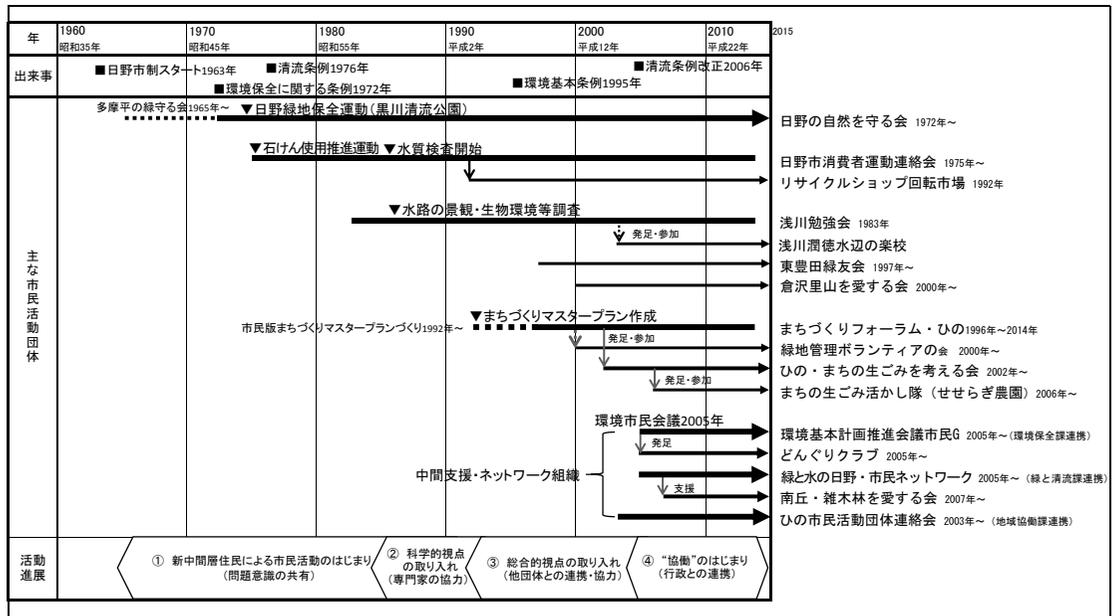
より崖線緑地を保全緑地とし、「日野消連」は河川や用水の水質浄化を目指し“せっけん使用推進運動”などを行った。日野の自然保護活動の礎を築いた「自然を守る会」は多い時には会員が400人を超え、現在も約190人の会員がおり毎月の観察会などを継続している。

2つ目は、1985年ごろから「日野消連」や「浅川勉強会」が、専門家や研究者の協力を得ながら汚染の原因や実態を調べるために河川や用水の水質調査を行ったり、景観調査、市民の意識調査などをはじめたことである。市民が活動に“科学的視点を取り入れ”、改善につなげようとした⁹⁾。

3つ目が、1992年の市民による「市民版日野・まちづくりマスタープラン」(以下、「市民版MP」)づくりであり、これは“総合的な視点を取り入れた”市民によるまちづくり提案活動であった。農業研究者や建築、福祉の専門家、生活クラブが中心となり、それまで活動経験のない市民も含め80人以上が参加し、環境・福祉・農業・教育などを対象に総合的な視点からまちづくり計画をまとめた。要求や反対、批判ばかりではなく、市

民の意見を市政に反映させたい、自分たちのまちは自分たちでデザインしたいという想いが「市民版MP」に込められた。この実績は市民にとっても大きな自信となり、さらには行政側にも市民の提案力を認識させる機会となったと考えられる。日野市における市民参加やパートナーシップの可能性を示唆し、その後の市民による環境基本条例直接請求や環境基本計画策定にもつながる出来事だった。「市民版MP」づくりをきっかけに、市民のためのまちづくりシンクタンクを目指し「まちづくりフォーラム・ひの」が発足し、その後の市民参加による計画策定を牽引していく。地方分権化や都市計画法改正もあり、全国的に市民主体や参加による条例制定や計画策定が盛り上がり始めた時期でもあった。

4つ目は行政との“協働”による活動のはじまりである。1998年に特定非営利活動推進法(NPO法)¹⁰⁾が施行されると市民活動促進のため、情報提供やエンパワーする中間支援組織が発足する。2003年に発足した「ひの市民活動団体連絡会」は施設運営の委託を行政から受け、市民活動団体



* 会誌・ヒアリングをもとに筆者作成

図1 日野市の主な環境系市民活動団体の系譜

のサポートや学習会の開催、協働事業の推進、広報などを行っている。環境基本計画の推進拠点として2005年に開設された「環境情報センター」は、環境情報の収集や発信、環境フェアの開催、啓発のためのセミナーなどを行い、環境白書の編集も行っている。環境学習リーダー講座をきっかけに市民による小中学校の環境学習支援組織「どんぐりクラブ」も発足した。施設は環境系市民活動団体の活動拠点にもなっている。2005年に発足した環境保全団体のネットワーク組織「水と緑の日野・市民ネットワーク」¹¹⁾は、行政との共催で雑木林ボランティア講座や市民環境大学を開催し、人材を育成している。これら中間支援組織やネットワーク型組織は、市民活動の裾野を広げ、活動団体間の連携・協力により活動の強化や活動の“孵卵器”的役割も果たしている。行政との連携があり、「協働」¹²⁾という言葉が盛んに使われ始めるのもこのころである。これらの4つの活動の始まりは、活動の質を高めるとともに、市民参加のまちづくりのステップアップとなる活動だと考えられる。市民参加や自治について学ぶシステムのないなか、市民が自ら学び、権利としての参加を少しずつ切り開いてきた。個々の活動ではあるが、人的つながりによる情報交流や情報発信もあり、

日野の市民活動全体を底上げしてきた。この市民の参加への要求と、行政による市民の創造性やマンパワー活用を目的に、「協働」が推進されている¹³⁾。その結果2000年代以降に発足した活動団体の多くは行政との関係から生まれ、それ以前の団体も多くは行政が関係するネットワーク組織に組み込まれている。ただし、長年活動を続ける団体は、「行政とは付かず離れず」「協力すれど依存せず」あるいは活動の推進のために「行政を利用して」自立的に活動している。行政からも頼りにされ、行政の施策や事業に影響を与えている団体もある(図1)。

3.2 行政計画づくりへの参加

「市民版MP」づくりから市民の参加への意欲や関心は、環境基本計画、次に基本構想策定などへと向けられる。基本構想ひの・いいプラン2010策定には145名の市民が参加した。最初の計画策定から凡そ10年がたち、それぞれ2次計画策定を迎えたが、参加者は減少し策定方法にも変化がみられる(表5)。

2015年に市民による第2次環境基本計画の中間検証が行われた。定期的見直しによる計画内容の変化もあるが、計画の推進体制に対する課題と

表5 計画策定体制の変化

計画内容	策定期間	参加人数(人)			会議回数
		市民	行政	その他	
環境基本計画	一次	97年10月～99年9月	公募:109	18	全体会3回。ナビ会16回。5分科会延べ118回。作業部会5回。
	二次	09年11月～11年1月	公募:43	26	事業者:10 WT会議13回。 コーディネーター会議7回。
基本計画の	一次	98年1月～99年3月	公募:37	事務局:担当課職員	アドバイザー:5(地権者、専門家)
	二次	11年7月～11年12月	公募:16	14	17回(みどりの現状把握から計画内容の検討を行なう。策定委員会(市民・事業者他10人。4回。)開催)
ひのプラン 基本構想	2010	99年6月～01年2月	公募:145	32	18回(6分科会に分かれ、担当各課からの施策説明、各部長からの主要説明、対話を経て提案をまとめる)
	2020	10年1月～11年3月	公募:61	25	18回(グループインタビュー9回、シンポジウム、フォーラム開催)

*各計画書を元に筆者作成

ともに、環境基本計画そのものを市民だけでなく行政内部でも認知、共有されていないなどの指摘があった。そこで環境基本計画に注目し、次節で1次計画と2次計画の変化についてみていきたい。

4. 市民参加による環境基本計画の変化

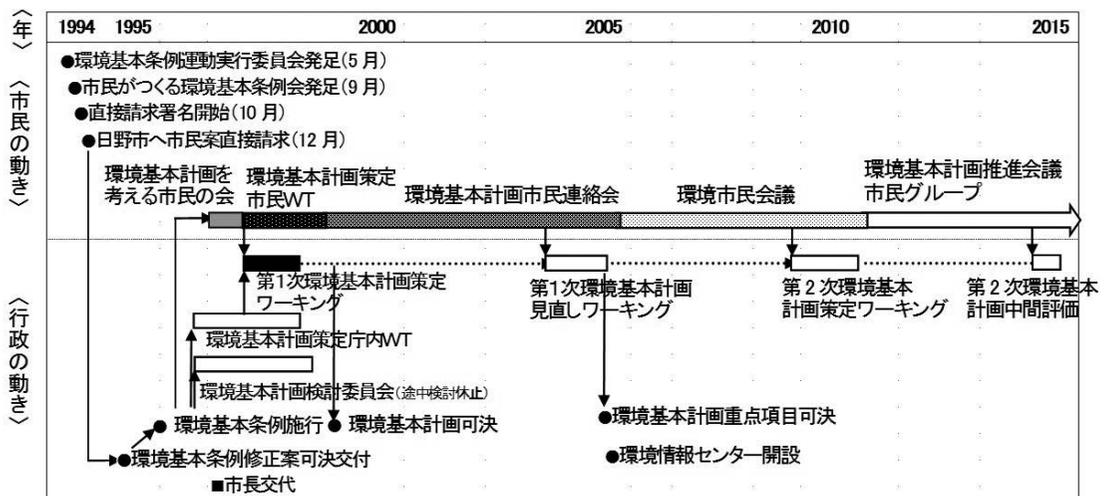
4.1 策定プロセスと推進体制

日野市の環境基本計画は、全国的にもまれな市民の直接請求により制定した環境基本条例を根拠としている¹⁴⁾。条例制定の背景は、1990年代初めの社会的状況や日野市における特異な政治的状況が起因しているとされる¹⁵⁾。策定に際し、行政の検討委員会には3名の公募市民も参加したが、直接請求に関わった市民は「環境基本計画を考える市民の会」を1997年1月に発足させ、さらなる市民参加を行政に働きかけた。行政内からも市民参加を拡大すべきという意見や「市民参画」を公約に掲げた市長に代わったこともあり、参加の質・量とも拡充された。そして改めて公募し、109名の市民による環境基本計画策定が1997年10月に始まった。策定は5分科会(くらし・大気・水・緑・リサイクル)に分かれ、他課の職員も含め市民・職員合同ワーキングチーム体制により進められた。

計画づくりをきっかけに行政内部の横のつながりをつくり、計画を推進することも期待された。

分科会は自主運営で、まち歩きや他の自治体の見学、学習会などが行われ、分科会だけでも述べ118回開催された。基本運営や調整は分科会ごとに選ばれた「ナビゲーター」により行われた。ハードなスケジュールから途中辞退の市民も多かった。各分科会の提案は「作業部会」により10カ月で計画案にまとめられ、案は検討委員会、環境審議会の審議を経たのち微調整し、1999年9月に議会議決された。検討委員会では従来の形式的計画と異なるなどの意見も出たが、委員会会長や行政の「市民案の尊重」が重視された。

議会議決に先立ち、市民有志による「環境基本計画市民連絡会」が1999年6月に発足し、行政との情報交換や環境施策に関する協議、行政の啓発活動への協力、学習会の開催などが行われた。しかしこの間、計画の推進体制や進行管理は進まず、5年後の中間見直しが始まる。再び、市民・職員合同ワーキングチームで進められたが、この時はNPOが分科会の進行やまとめを行った。参加市民は1次計画策定時の約半分であった。見直しでは重点項目や数値目標を定め、推進体制案をつくった。「市民連絡会」は解散し、市民・事業者・



*筆者作成

図2 環境基本計画策定・改定年表

行政が協働で計画推進・進行管理していく場である「環境市民会議」が発足し、活動拠点となる環境情報センターも開設された¹⁶⁾。

2010年に10年目の改定となる第2次計画策定が始まった。応募市民はさらに減り、活動団体などへの動員に至った。これまで同様市民・行政合同ワーキングチームによるWS形式の話し合いであったが、民間コンサルタントが進行やまとめを行い、計画案も作成した。そして限られた回数の中で市民が意見をいい、コンサルがまとめたものを確認するという通常の計画策定スタイルへと変わった。推進体制も2次計画は市民グループ（水、緑、ごみ、CO₂）と環境保全課及び環境情報センターがそれぞれ取り組みを牽引するとともに、推進会議を設け進行管理していくこととなった（図2）。

4.2 計画の評価

第1次計画は策定プロセスや計画内容に多くの注目を得た。以下研究者などの評価や課題を整理する。高橋（1999, 2000a）は市民の政策形成能力を高く評価し、個々の施策の背後に思想的深みもあるとした一方、課題として推進体制や計画の進行管理をあげた。熊澤ら（2005）は計画を議会議決としたことで、計画に規範性や正当性を付与し、その正当性を背景に担当者が他の部課へ積極的に働きかけ、その対価としての計画の実効性が年次報告書の作成を通して確保されているとした。さらに総合計画と並列に位置づけられたことも円滑な計画の推進に影響を与えたとした。早川（2000）は、計画の実効性を高めるため、庁内WTを設置し、市民案の各課調整を行った。職員は庁内公募で本来業務を離れ参加したので、やる気と責任が増し、市民との垣根も無くなったと評した。課題としては市民参加手続きの制度化だとした。高橋も早川も市民負担を考え、より広範な市民の参加を得るとともに、効率的運営のできる参加システムづくりを挙げた。

5年後に見直しが行われたが、1次計画を高く評価していた高橋は「環境基本計画づくりの取り

組みは今でも色あせてはいないが、相次ぐ計画づくりに市民が追われ、環境基本計画自体の進行管理や推進体制に十分手が回らず、「参加疲れ」が見られる。さらに若い世代への参加の継承、市民参加の制度化などが課題である。」とした¹⁷⁾。

市民が計画策定に追われた背景には、環境基本計画の実効性を高めるための市民なりの判断があった¹⁸⁾。確かに多くの市民が計画策定に参加したが、継続していたのは計画策定を牽引していたリーダー的の市民で、それらの市民が新たな計画策定に参加した影響が大きかったと考えられる¹⁹⁾。

4.3 環境基本計画の変化

次に計画の主な変化をみていきたい。まず計画の位置付けが第1次計画は基本計画（基本構想ひのいいプラン2010の下位計画）と同列だったが、第2次計画は基本計画の下位となった。1次の特徴として初めての市民参加による計画策定だったこともあり、環境を幅広く捉え、特に「くらし」は分野を横断し、道路環境、商店街、歴史・文化、緑環境、住環境なども対象としていたが²⁰⁾、2次では「くらし」から「生活環境」に変わり、新たに“まちの美化”、“生き物との共生”、“ごみ処理施設更新”、“ごみ処理広域化支援”などが加わった。市民から「くらし」がなくなることに疑義が出されたが、盛り込まれなかった。

施策の変化をみると所管課の管理内への傾向がある。外された“歴史や文化”、“景観”などの施策は他の所管となる。この変化に審議会や議会でも特に議論がみられなかったことから、1次計画に込めた市民の思いが薄れ、実効性担保のための重みづけも形骸化していた可能性がある。さらに各課職員参加のWT体制も計画推進に活かされたか疑問である。

4.4 計画推進グループと市民活動団体との関係

第1次計画見直し後に発足した「環境市民会議」は、分科会毎の活動が中心となり、推進体制を模索していたが、メンバーの高齢化などもあり参加者が減少したため解散し、第2次計画では推進組

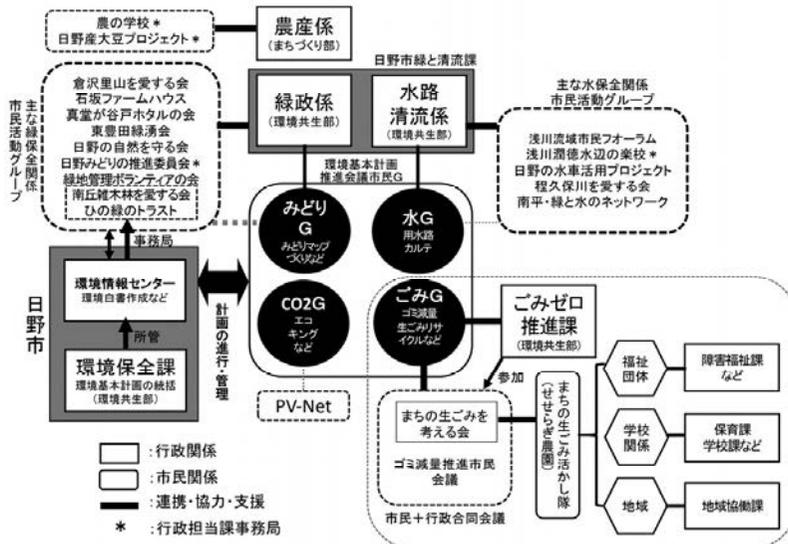
組織を設けず、関係者が集まる会議により進行管理していくこととした。

計画策定に参加した市民は、計画推進会議市民グループとして、水グループは水路清流係、みどりグループは緑政係、CO₂グループは環境保全課、ごみグループはごみゼロ推進課などそれぞれ所管課と協議しながら重点項目を推進していくこととなった。ごみグループは所管課と個別計画である「ごみゼロプラン」を策定し、そこから「まちづくりフォーラム・ひの」の支援により推進母体の「まちの生ごみを考える会」、実行部隊としての「まちの生ごみ活かし隊」（以下、「活かし隊」）が発足した²¹⁾。「活かし隊」の活動は学校や福祉団体、地域とネットワークの広がりとともに、それぞれの所管課との繋がりもみられる²²⁾。みどりグループは観察会で他の活動団体の協力を得るなど連携が生まれ始めているが、水グループやCO₂グループは他団体との連携、協力関係はみられない（図3）。

グループ毎に同じ活動分野の他の既存団体との関係にも違いがみられる。それは環境基本計画に対する既存団体の距離感を反映していると考えられ

る。環境基本計画ができる前から自立し活動している団体は長年の活動でそれぞれ行政との繋がりがあったり、また行政OBが関係している団体もあり、行政の実情や計画の限界をある程度理解している。それらの団体は推進会議に参加する必要性を現状では感じておらず、むしろ参加することが会の活動への負担になると考えている。一方ごみグループが他のグループに比べ組織的活動ができたのは、個別計画の「ごみゼロプラン」を所管課とともに作成していく中で、その後の協働の取り組みの基盤ができたことや水やみどり、CO₂グループは計画策定も活動もほぼ同じメンバーだが、ごみグループは計画策定への参加者と主に活動を担うメンバーとに緩やかな役割分担がみられた。またごみ問題が比較的新しい課題であったために既存の市民組織がなく、活動組織もはじめからつくることができた。このように推進グループ内でも同じ活動分野の団体との関係に違いがみられた²³⁾。

小人数の計画推進グループがそれぞれ個別に活動することにより、環境情報センターの果たす役割は大きくなっている。環境情報の収集や環境学習の開催、環境フェアなどのイベント企画及び実



*筆者作成

図3 環境基本計画推進関係図

施、環境白書の作成や広報、さらに情報センターの活動から新たな活動が生まれると、それらの事務局を担うこともある。環境白書は活動団体の活動や計画の進捗などを毎年把握するツールとなっている。

5. 市民意見の変化と計画への影響

5.1 『湧水』に見る変化

(1) 『湧水』の記事内容

「まちづくりフォーラム・ひの」は、1995年発行の市民によるまちづくり基本計画「市民版日野・まちづくりマスタープラン」を推進するために発足した市民グループで、その後の日野市の市民参加の計画策定を牽引し、市民活動を支援していく²⁴⁾。勉強会や交流活動は「緑地管理ボランティアの会」や「まちの生ごみを考える会」発足につながる。

その市民グループによる隔月発行の会誌『湧水』は1996年12月に第1号、2014年3月に第100号を発行し、その後休刊となった。執筆は「まちづくりフォーラム・ひの」メンバーやまちづくりを担う市民であり、『湧水』は市民参加のまちづ

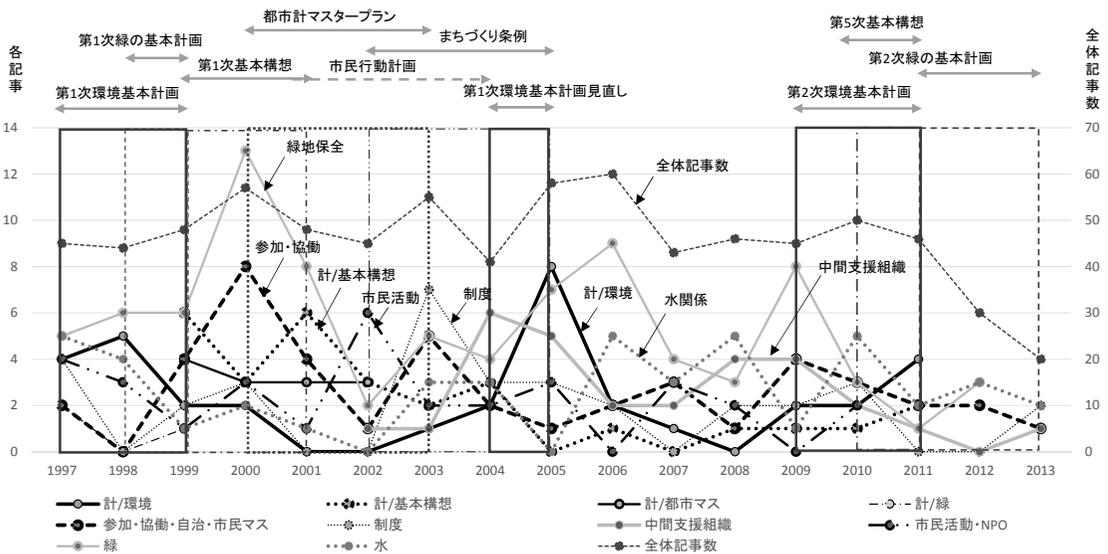
くりの1つの記録でもある(表6)。『湧水』は環境基本計画策定の始まりに伴い発行され、その後の計画策定などに関する情報提供・交流・学習の場として市民の活動を支えた。掲載記事は①緑地保全、②計画関係、③ごみ、④参加や協働の順に多い。計画策定は見直しや改定が5年～10年ごとに行われるため、その度ごとに記事数は増えるが、2005年前後をピークに記事数は全体的に減少していく。(図4)。

(2) 環境基本計画への期待と変化

環境基本計画に関する記事が35編あり、計画の

表6 『湧水』記事内容

記事内容		記事数	記事内容	記事数
計画関係	環境基本計画	35	多摩平団地再生	30
	基本構想・計画	29	仲田の森公園	16
	都市マス	13	都市計画・景観	4
	緑の基本計画	3	地域活性化	7
参加・協働	51	震災・防災	19	
制度	34	福祉・人権	23	
NPO・市民活動	34	歴史	12	
中間支援組織	29	くらし・アメニティ・文化	15	
水関係(川・用水・湧水)	46	教育・学校・図書館	6	
緑地保全	緑地	61	政治・議会	8
	農地	26	まちづくりフォーラム運営	16
	公園	7	まち歩き報告	9
ごみ	ごみ	21	人物紹介	29
	生ごみ	41	書評	92
その他環境全般	56	その他	17	
開発問題	6	合計	795	



* 『湧水』をもとに筆者作成

図4 記事内容の変化

中で最も多い。その記事内容から計画の評価に関する意見を抽出し、意識の変化を分析した(表7)。

環境基本条例制定後、環境基本計画策定に向け、市民による「環境基本計画を考える市民の会」が発足し、積極的な参加への意思と期待が伺える(4号)。市民WTにより計画の骨子がまとまると、初めての市民参画による計画策定という試行錯誤の挑戦が充実し満足いくものであったことや計画の実現に向けた覚悟が伺える(15号)。5年を

経て見直しが始まると、行政担当課に経験者がいないこと、新たに参加した市民との間の意識の差のあること(48号)、さらに期待を集めて発足した環境情報センターの運営について市民の不満がみられる(50号)。徐々に第1次計画の実効性が課題となり(51号)、計画推進のために新たに発足した市民会議への期待と同時に不安もみられる(55号)。環境基本計画が策定されてから10年が経つと計画の成果がつつけられる。2次計画改

表7 環境基本計画の評価に関する意見

号 (発行日)	内容
4 (1997/6/1)	市民参加を現実のものとするためにも、「考える会」を通してわたしたちの意見を市の計画に反映させていきたいものです(H・H)
15 (1999/4/1)	作業がおわってほっとした思いと、同時に作りあげた素案の実現に向け取り組む緊張感が身体じゅうに染み渡りました。それは「人と環境との共生をはかる」活動の出発点に立ったとの認識からでした。(T・U)
48 (2004/11/4)	計画の根本精神を受け継ぎながら5年という歳月が経ったいま、また新しいメンバーとの意識の乖離をどのように埋めていくかもワーク作業の重要な視点である。(H・N)
50 (2005/3/7)	市民と行政の協働運営の情報センターを掲げているが、実態は行政の運営する情報センターに市民も加えてもらっている状況。(Y・H)
51 (2005/5/6)	新たに参加した人たちにとって、現・環境基本計画は力のないものに映り、歯止めをかけたいとの思いは強かった。それというのもモノレール開通に伴い、沿線には大型マンションの建設、大企業跡地にさらに大規模マンションが開発されつつある。現状など「緑豊かな、清流の流れるまち」とは言い難い現実があった。(H・N)
55 (2006/1/15)	環境市民会議がどのような役割を担い活動していくか未知数。市民主導で日野市の環境行政を推進し、評価していく道筋をどうつけていくかが問われている。(H・N)
76 (2009/7/10)	現在の環境基本計画は実現したら素晴らしい。しかしそのほとんどが実現からほど遠い。このさいなぜ実現できなかったかを総括してそれをベースに新しい環境基本計画の策定段階に入ることが望ましい。2020プランでできることはそちらに任せて環境に特化した「新環境基本計画」策定がされることを願う。(*M・K)
78 (2009/12/10)	第1次の推進体制が、計画通り運用管理されてきたかという点については環境市民会議に関わった一人として忸怩たるものがあるのは否めません。(H・N)
82 (2010/8/10)	2次計画策定のWGは大まかな作業を終え、1月に最終確認をした。しかしなぜか1次の作業終了時のようなわくわく感がない。(H・N)
85 (2011/2/10)	1次の推進体制は市、環境情報センター、市民の役割・責任に曖昧さがあったり、機能しなかった。目標を達成するために具体的に実施計画的なものがなかったこともあり、市民と行政の協働が不足し、PDCAを回せなかった。その反省から今回、環境基本計画全体の推進・管理の責任は行政にあると明確にできた(*Y・H)
88 (2011/8/15)	第2次計画案を観たが、行政計画としては読みやすいが市民の言葉が感じられない。当時をしるものとして淋しさを感じた。(H・N)
89 (2011/10/15)	第1次計画の反省から、理想的だが実現困難な目標設定は避け、実現可能性ある目標を意識したことは良かった。市民参画・協働からみた場合、部分的には不満の点があっても、全体的には市民の意見が反映された。(*Y・H)

*は2次計画からの参加者

定に際し、途中から市民会議に参加したメンバーからは厳しい指摘や新たな提案が示される（76号）。1次から関わった市民にも推進体制への反省が見られる（78号）。2次計画がまとまると2次からの参加者は満足感と期待があるが、1次からの参加者には不満がみられる（82、85、88、89号）。

約14年間の環境基本計画に関する市民の意見の変化をみていくと、参加する市民・行政職員の入れ替わりによる当初の計画の趣旨の継承の問題や計画の推進の課題もあり、新たな参加市民の意見が計画に取り入れられていったと考えられる。

(3) 「市民参加」に関する市民の意識の変化

「市民参加・協働」「NPO市民活動」「中間支援組織」については114編あり、その意見の変化をみていく。「市民参画」とは市民が提言し、意見を交換し合い、つくりあげたものについて協力し、実行するための責務をもつというような市民参加よりもっと市民側の責任が重いもの」（15号）と市民の責任に言及し、「これから各プロジェクトを立ち上げるときも、その企画段階から市民が関わることのできる素地はできつつあります。」（27号）、「市民参加」が当然となった。行政と市民の間の垣根が取り払われ、職員と市民が共同に施策ができるプロセスに参加するのが当たり前になりつつある。」（28号）と計画策定黎明期の2000年半ばまでは参加への覚悟、期待、達成感がみられる。その後、行政による市民活動支援センター開設に伴い、中間支援組織の市民活動団体連絡会が発足すると「NPOが地域ごとに地域の実情に応じてサービスしていく時代になりつつある。何よりもNPOは主体性をもって行政と協働できる。行政の部分に入り込んで、行政のお墨付きを得て活躍する場がますます増えていく。」（39号）と行政との協働への期待が伺えるが、「行政職員の市民活動が安易に安い行政の下請けというイメージを払拭し、パートナーシップの確立で本来の協働のあり方を明確にし、実践できるようにすることに、連絡会として取り組まなくてはなら

ない」（42号）、「パートナーシップを獲得するためにはどうしたらいいか、対等の立場でない点をどうしたら是正できるか、協働の問題点について中身を明らかにし、その解決方法を見出せばと知恵をみつめた。」（56号）、「市民活動も行政と同じく縦割りで団体同士の連携はまだ未成熟。中間支援組織はそれらの困難の解決をすべく団体の活動支援と活性化のために努力している。」（64号）、「市民活動団体には企画段階での事業の共同参画が少なく、委託契約の仕様書が確定してからでは、市民活動団体の持ち味を十分生かせない。連絡会と地域協働課が接着剤になってNPOと行政の情報共有を図り、共同の企画を一緒に考えるべき。」（69号）と行政との関係の模索や市民自身の課題など参加や協働の難しさに直面していることが伺える。

議論の場を提供し、計画策定を牽引していた「まちづくりフォーラム・ひの」だが、メンバーの退会が続いたことなどもあり活動は徐々に低調となり2014年に休止に至った。

5.2 計画策定への参加市民の意識

第1次環境基本計画策定には109名の市民が参加したが、その内5年後の見直しに参加した市民は22名、2次計画までは7名、2次計画の中間検証まで参加した市民は3名しかいない。2次計画参加者は43名なので1次計画策定時のことを知る市民は6分の1となり、参加市民が大きく入れ替わっている（表8）。そこで参加回数の異なる市民10名に参加目的や評価についてアンケート及びヒアリングを行った。

全員が計画の推進体制や進行管理に問題意識を持っているが、参加回数によりその意識に違いがみられた。全ての計画に参加している市民は行政との関わりも長く、行政の事情も理解した上で、使命感や人との繋がりに意義を見出し「職員と話をし、お互い理解し共感するようになった。結局人間関係だと思う。」と述べる。2次計画以降への参加をやめた市民は「時間を使って議論したことが、形にならない」「市民参加はいいように使

表8 計画参加人数

参加計画	人数
①②③④	3
①②③	4
①②	15
①③④	1
②③④	1
③④	9

- ①：1次計画(1999年)
 ②：1次計画見直し(2005年)
 ③：2次計画(2011年)
 ④：2次計画中間評価(2016年)
 * 1回だけの参加者は除く
 * 筆者作成

われてきた。」の意見があった。2次計画から参加している市民は1次計画の課題を認識しながらも計画への期待や情報を得られるなど意義を見出し参加していた。アンケートやヒアリング対象者は少ないが、前項での意見や計画への市民の関わりも踏まえみていくと、主に計画推進の監視役として関わる市民、行政に過大な期待を抱かずできる範囲で協働していく市民、計画推進を期待するも叶わずやめていく市民に分かれる傾向がある。計画に関わる市民は減るが、策定の度に少ないながらも期待や関心を抱き新たに参加する市民があり、少しずつ計画内容や体制は変化していくとみられる。

6. まとめと考察

6.1 市民参加の変容と課題

日野市における市民参加によるまちづくりの変容を探るため、1970年代からの市民活動及び市民参加により策定された環境基本計画の実態をみてきた。日野市の市民活動は市民参加の質を高める契機となった4つ活動があり、現在は「協働」が推進されている(3節)。しかし計画策定では、第1次計画から第2次計画において①策定方法において市民の主体性がやや失われ、②計画の位置付けが低下し、③推進体制においても環境市民会議が個別のグループの活動となり、さらに④横断

的計画から主に所管課の計画へと計画対象範囲も狭まる傾向があった(4節)。市民の計画策定や参加に対する意識の変化は、当初は期待の大きかった市民参加による計画策定だったが、実効性を実感できないことや、参加者の入れ替わりもあり、計画の変化に繋がったと考えられる。実効性を実感できないと市民の計画や市民参加への関心は薄れる。計画への関心の差が計画推進グループと活動団体との関係性にも現れていた。そして関心が薄れると市民参加は停滞し、後退する。「まちづくりフォーラム・ひの」も徐々に活動が低調となっていった(5節)。

しかし計画策定への市民参加をきっかけに、行政施策への市民意見反映の窓口は増え、今でも行政との関係を模索しながら地道に活動を続ける市民は存在する。またごみグループの活動には広がりが見られたが、ごみグループの活動母体である「まちの生ごみを考える会」は「まちづくりフォーラム・ひの」がごみゼロプラン推進のため行政などと協力し発足した組織である。「まちづくりフォーラム・ひの」は活動を休止したが、その成果は「緑地管理ボランティアの会」なども含め様々な市民の活動に繋がっている。

計画策定への市民参加は今や当たり前となったが、行政には常に参加への後退圧力があり、経済性や効率性が優位になるとその手続きや合意形成などの負担から、市民参加は敬遠され形だけとなる。実効性が担保されない計画策定は形式的参加だといわれるが、これは環境基本計画だけの問題ではない。今でも実質的参加である実施レベルでは行政による決定や関係者・権利者以外参加できない計画や事業も多い。「市民参加」を行政の裁量権に委ねることなく実質的なものとするために制度化の必要性も常に言われるが、「市民参加」の意味や意義を市民や行政が理解しないとその効果は限られる。

一方、行政は市民団体などを対象とした「公民協働」を熱心に推進している。その最大の目的は財政がひっ迫する中、市民活動団体による行政サービス代替があり、そのため団体の取り込みも

みられる。しかし「市民参加」や「協働」の先に「市民自治」という目標がなければ、経済性や効率性が優先されるなか、市民活動団体は行政に利用されるだけとなり自立や実質的参加が遠く可能性もある²⁵⁾。「市民参加」への関心が薄れ、その後退が懸念されるが「参加」や「協働」における課題を認識し、改めて「市民参加」について議論の場が必要ではないかと考える。

6.2 環境基本計画推進における課題

環境基本計画は実効性の課題、参加する市民や職員の入れ替わりに伴う計画に対する認識の違いがあり、第1次計画から第2次計画において変化が見られた。2015年に第2次計画の市民による中間検証が実施されたが、「目標の達成度合いについて、評価方法が明確でない」「第2次計画」と関連する各種計画との関係性を整理する必要がある」「大切であれば、予算がつくようになっていくべき」など推進や進行管理の課題が指摘された。そこで計画の推進に影響している2つの要因について考えてみたい。1つは計画に対する市民と行政の認識の齟齬についてである。行政は環境基本計画を「市民に身近な計画」としたがその理由は、「市民の行動計画」としての位置付けもあった。第1次計画策定時は、計画の重みづけをしたことなどから担当者レベルでは計画の実効性への期待があった。しかしながら実態はリソースである人、予算、権限などは強化されず、縦割りの根強い組織において他課の施策にまで口出しすることは難しい。そのため環境マネジメントシステムを導入し計画の推進を図ろうとしたが思うような成果を得られなかった²⁶⁾。さらに分権化が進んだとはいえ、未だ自治体だけでは実施できない施策も多い。次第に環境基本計画は行政が責任を持ちマネジメントする「行政計画」というより、「市民の行動」に重きが置かれるようになっていった²⁷⁾。市民・事業者・市の行動を示す配慮指針も、第2次計画では市民と事業者のみが示されている。さらに計画にあまり関心がなく推進会議にも参加していない市民活動団体の緑地管理などの多様な環境保全

活動は、結果的に計画推進に繋がっている。そのことも所管課の計画推進意識の低下となっている可能性もある。2次計画から参加した市民は「行政計画」に拘るが、行政と市民の計画に対する齟齬は意識されず、むしろ曖昧なまま策定される。計画の実効性を実感できない市民は、行政が本来取り組むべき「踏み込んだ施策」をやっていないという印象を抱くことになる²⁸⁾。計画の曖昧さは、計画の信頼の低下となり、市民活動団体の計画への関わりの差を生むことになる。

2つ目は環境基本計画と個別計画との関係についてである。環境基本計画策定後、まちづくりマスタープラン、みどり、ごみなど政策分野毎の個別計画の多くが市民参加でつくられ、各課で環境基本計画を具体化したような計画が策定された。このことが環境基本計画自体の推進に影響を与えたと考えられることである²⁹⁾。日野市の環境基本計画は、所管課を超え課題へ対応することが期待されたが、推進グループはそれぞれ所管課と協議することになっており、ごみグループは既に個別計画を推進している。第2次環境基本計画の中間検証でも「ごみゼロプランでしっかり考えていく」という発言があった³⁰⁾。このことから環境基本計画のあり方も見直す必要があるのではないかと考えられる。

6.3 環境基本計画のあり方

現在の環境基本計画はその推進において課題があることが明らかとなった。その課題解決のために、参考となるのが比較的組織的な取り組みのあるごみグループの「ごみゼロプラン」の推進である。所管課との密な協議により、具体的内容の個別計画を推進することで環境基本計画の実効性も高めることとなる。その場合の環境基本計画は羅針盤的役割を担い、個別計画策定時に環境基本計画との整合を行う。そして環境白書は活動全体の把握や計画の進捗の可視化ツールとする。現状では計画の枠組みも所管課による管理しやすさのために絞られる傾向があるが、むしろ第1次環境基本計画策定時の目的を評価し、環境の概念を広げ、

長期的目標をもった持続可能な地域づくりを目指した計画として見直していく方法もあるのではないかと考える³¹⁾。

注

- 1) 高橋秀行 (1999, 2000a, 2000b)、熊澤輝一・原科幸彦 (2005)、早川淳 (2000) などの日野の第1次環境基本計画に関する研究がある。
- 2) 1993年に「市民参加に関する指導要綱」は制定されている。
- 3) 日野市議会において「公民」の定義で紛糾し、現時点では公民協働条例も自治基本条例も制定の動きはない。日野市発行の「あなたとつくる日野公民協働事例集」(2012年)によると、日野市による「公民」の定義は「自覚と責任をもちまちづくりに携わる市民」で「公のことを考える市民」だとする。
- 4) 第3次基本構想対案として、市民約80人が福祉、環境、農業、教育などを対象とした総合的マスタープランを作成した。トヨタ財団の1992年度市民活動助成を得て行われた。成果を1993年7月に日野市に提案したが、総合計画に反映させられることはなかった。1995年、『市民版日野・まちづくりマスタープラン・市民がつくったまちづくり基本計画』として発行され、活動は平成10年度環境庁発行『環境白書』にも紹介された。
- 5) 策定に参加した市民有志により発足した日野市環境基本計画市民連絡会発行の「日野市環境基本計画策定活動の歩み－市民参加の新しい試みと成果」(2001)及び高橋秀行(1999, 2000a)、熊澤輝一・原科幸彦(2005)、早川淳(2000)などによる。
- 6) 質的データ分析セグメント化については、佐藤郁哉『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社、pp45-58,2008.を参照。
- 7) 『市民版日野・まちづくりマスタープラン・市民がつくったまちづくり基本計画』は重版を重ね2500部発行された。
- 8) 奥田(1980)は、大都市周辺部に見られる住民運動を都市型住民運動として、その特徴に、住＝生活環境問題の争点に特徴づけられること、身近な日常生活を含め環境問題一般に鋭敏な反応を示す周辺部住民は、政治的には、「革新」指向があることなど否定できないとしている。日野市も1973年に革新系の森田市長が誕生した。都内9番目であったが、1997年まで6期務め都内で最も在任が長かった。
- 9) 市民環境科学を提唱する小倉紀雄氏が市民の水質調査を専門家として支援していた。
- 10) 市民活動の自立と発展を目指し議員立法で成立したが、背景には高齢社会における国の社会保障費削減のため自助、共助の推進もあった。
- 11) 各団体のイベント日の調整と連絡会の組織の必要性から緑と清流課の呼び掛けもあり発足した。12団体が参加している(2014年現在)。
- 12) 日野市の「市民活動団体(NPO)と市との協働のための指針」(2007年発行)によると「市民団体と行政との「協働」とは、お互いの特性を活かし、共通の目標達成のために、対等のパートナーであることを認め合いながら活動すること」としている。
- 13) 「協働」推進の背景には、国の財政支出削減を目的とした地方分権化の流れなどもあり、そのため自治体の財政支出削減目的もある。
- 14) 計画策定をリードした市民グループK氏は、条例の直接請求に対し「行政・議会の厳しい反応と出会うたびに、私たちはこの直接請求は『直訴』ではなく『市民の参加の試み』であることを知らせる機会と捉え粘り強く訴えていった。」(日野市環境基本計画市民連絡会,2001より)
- 15) 地球環境問題への関心の高まりやまちづくりに対する閉塞的状況もあり、日野・生活者ネットワークと関連団体が活動方針として環境基本条例づくりを目標に掲げ、同組織の関連組織の協力を得て市民案づくりを始めた。市民参加を掲げていた革新系市長だったが、直接請求に対し「時期尚早」と意見を付し議会に提案。議会は野党の保守系議員が多数を占めていたこともあり、最終的には市民案を修正する形で1995年に条例を可決した。(高橋, 1999より)
- 16) 2017年1月現在、センター長1名(大学名誉教授)、環境保全課職員1名、非常勤職員5名の体制。非常勤職員は担当部署の定年退職者や市民。活動団体、事業者、行政参加の運営会議を定期的に開催している。基本的に行政の下部組織としての位置付けとなる。
- 17) 2004年12月の見直しに際して行われた講演会から。課題として、余りにも詳細すぎる(総花的)内容、環境配慮指針が環境配慮行動のメニュー集にとどまっているなども挙げた。
- 18) 「環境基本計画だけでは駄目だから、みどりの基本計画で網をかぶせようと“みどりと水の市民塾”へ緑分科会の人たちは入ったんです。でも、緑の基本計画だけでも力が弱い。ゾーン化はできるけれど、網をかぶせることはできない。それで都市マスに入って、一定の保全地域を定めてい

- く。)(日野市環境基本計画市民連絡会,2001より)
- 19) 継続した市民はみどりの基本計画策定の“みどりと水の市民塾”37名のうち環境基本計画に関わったメンバーは8名。その後の第4次基本構想は145名のうち30名が環境基本計画にも関わっている。
 - 20) 「くらし」を設けたのは、暮らしを変えなければ環境は変わらないという強い意志があった。(日野市環境基本計画市民連絡会,2001より)
 - 21) 基本構想ひのいいプラン2010の市民行動計画による「ごみゼロプロジェクト」の取り組みでもある。
 - 22) 長野浩子, 2016「非農家市民による都市農地における活動とまちづくりに関する研究」日本建築学会論文集, 第81巻 第725号 pp1531-1536, 2016年7月より
 - 23) 「市にはたくさんの環境に携っている団体があるが、これらの団体に環境基本計画の存在感はない。活動の指針、目標とはなっておらず、各団体独自の考えで活動をしている。即ち、日野市環境基本計画とは名ばかりで、市全体の活動を束ねる計画になってはいない。環境市民会議も本来は民間団体が参加して構成され、その総意から運営されるべきものだったのだろうが、実態は一団体にすぎない。」(2009.1.25 水分科会議事録より)とあり、既に1次計画から団体間に関わりの差がみられた。
 - 24) 「まちづくりフォーラム・ひの」の活動内容は①まちづくり交差点の開催、②緑地管理ボランティア、③緑地・農地保全のための支援、④まち歩き、⑤まちの生ごみを考える会の支援、⑥環境市民会議、⑦浅川流域市民フォーラムに参加、⑧情報発信活動(2015年日野市環境白書より)。会誌は100部ほど印刷し、会員に配布したり環境情報センターに置かれていた。会員は多いときには50人ほどいた。
 - 25) 篠原は「市民参加」は常に「行政的包絡」の危険性がつきまとう」と述べた。(篠原, 1977)
 - 26) 所管課ではISO14001を採用することで庁内において環境意識を高め、計画の推進につなげようとした。ゴミなどの削減には繋がったが、計画の推進には繋がらなかった。(元担当者へのヒアリング2014/6/7より)
 - 27) 環境基本計画は実行に行政が一義的な責任をもつ「行政計画」か市民も責任をもつ「社会計画」的な性格を有するものがあるとする。(中口, 2014)
 - 28) 「私たち市民はもう何年もこの環境基本計画に関わる活度を続けていて、農地を残そう、緑を次の

- 世代に、というりっぱなスローガンをいくら作っても、その心臓部である「仕組み」を作っていかなければ実効力の伴うものにならないということがわかってきました。そのような踏み込んだ施策がない限り、この減少に歯止めがかからないでしょう」(2014年度日野市環境白書より)
- 29) 打越は環境基本計画ははじめ政策分野別基本計画は既存の所管体系を超え、新たな政策体系を構築しようとする計画だが、実施を目的とした個別計画と異なり具体性のない場合があるとする(打越, 2004)。
 - 30) 2次計画中間検証でごみグループより「細かなところはごみゼロプランでしっかり考えていくので、ここで重点施策にするかどうかの順位づけをするのは意味がない。」(日野市, 2016)とあった。
 - 31) 中口(2014)は、環境基本計画が総合計画の枠を超え、50年後、100年後の長期的将来像・長期的目標を持つことは意味のあることだとして、「環境自治体」の従来の定義〈エコアクション〉〈エコマネジメント〉〈エコガバナンス〉に加え、「持続可能な自治体」の新たな3つの条件として、①地域資源などを“残して活かす”、②モノ・サービス・人材などを“つないで新たに生み出す”、③地域資源の価値などを“学んで助け合う”を追加した。

参考・引用文献

- 秋山道雄・藤田芽紅, 2014「環境計画の構想と実践-彦根市環境計画の政策評価から」政策科学 21-3.
- 打越綾子, 2004『自治体における企画と調整 事業部局と政策分野別基本計画』日本評論社
- 奥田道大, 1980『大都市の再生』有斐閣.
- 小倉紀雄, 2003『市民環境科学への招待 水環境を守るために』裳華房.
- 佐藤郁哉, 2008『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社.
- 篠原一, 1977『市民参加』岩波書店
- 高橋秀行, 1999「環境基本条例の直接請求から環境基本計画の「素案づくり」への市民参加へ(東京都日野市)」, 『地域政策と自治』公人社.
- 高橋秀行, 2000a『市民主体の環境政策 上』公人社.
- 高橋秀行, 2000b『市民主体の環境政策 下』公人社.
- 熊澤輝一・原科幸彦, 2005「計画に議会が関与することの効果と課題」, 『市民参加と合意形成-都市と環境の計画づくり』学芸出版, pp195-222.
- 中口毅博, 2014「自治体環境計画の新たな視点に基づく計画の特徴の分析」日本都市計画学会都市計画報告集 No13, 2014年8月.
- 早川淳, 2000「市民主導の計画づくり-日野市環境

- 基本計画の制定過程」, 寄本勝美編著『公共を支える民』コモンズ, pp.40-62.
- 平岡俊一, 2014「環境パートナーシップ組織の今日的意義と停滞化」人間と環境 40 巻 2 号.
- 松下圭一, 1971『現代に生きる 6 市民参加』東洋経済新報社.
- 浅川勉強会, 1999『井戸ノート-地下水の眼をのぞく』
- 日野・まちづくりマスタープランを創る会, 「市民版日野・まちづくりマスタープラン-市民がつくったまちづくり基本計画」1995 年 4 月.
- 日野市環境基本計画市民連絡会, 2001「日野市環境基本計画策定活動の歩み-市民参加の新しい試みと成果」.
- 日野の自然を守る会『日野の自然』第 1 号 (1972 年 8 月) ~ 第 524 号 (2016 年 3 月)
- 日野市消費者運動連絡会, 1998『水汚染から考える ~ 浅川・豊田用水の水質調査の 10 年』
- 日野史談会、『日野の歴史と文化』第 1 号 (1968) ~ 第 50 号 (2000)
- まちづくりフォーラム・ひの『湧水』第 1 号 (1996 年 12 月) ~ 第 100 号 (2014 年 3 月)
- 日野市, 1999「日野市環境基本計画」
- 日野市, 2011「第 2 次日野市環境基本計画」
- 日野市, 2016「第 2 次日野市環境基本計画中間検証報告書」
- 日野市環境情報センター, 「日野市環境白書」2011 年度 ~ 2015 年度

長野 浩子 (ナガノ・ヒロコ)
法政大学エコ地域デザイン研究センター

(2017 年 9 月 14 日受理)

『サステイナビリティ研究』 投稿規定・執筆要領

2010年5月1日施行
2010年7月20日改訂
2013年7月31日改訂
2014年8月6日改訂
2015年7月30日改訂

1. 学術誌『サステイナビリティ研究』について

本誌は横書き・B5サイズの体裁をとり、i) 編集委員会の企画によるもの、ii) 投稿論文からなるもの、の二部構成をとる。前者(i)は主に“特集論文”の形式をとり、編集委員会が執筆を依頼するものや、「サステイナビリティ研究所」が主催するシンポジウムなどの記事などが収録される。後者(ii)は、“投稿論文”の形式をとる。

2. 投稿論文について

a) 投稿条件

投稿論文の著者に関する条件は、特に設けない。

b) 投稿可能な記事区分

① 研究論文

「研究論文」とは、“サステイナビリティ”に関わる研究をまとめた論文である。研究の目的、方法、結果などが明示され、学術的価値あるいは応用的価値が高く、記事に実証性や独創性が認められるものとする。

② 総説論文（レビュー）

「総説論文（レビュー）」とは、“サステイナビリティ”に関わる知見をまとめた論文であり、議論の前提、論理展開、結論が明示されたものである。その対象は学術論文のみならず、特定の課題に対する研究・政策の動向、市民活動や地域の動向なども対象とする。

③ 研究ノート・報告

「研究ノート」、「報告」とは、“サステイナビリティ”に関わる学術研究、調査、技術開発、計画・設計、社会的実践などを、必ずしも学術的記述にとらわれず自由なスタイルで展開するものである。これらは研究や実践の中間報告、あるいは構想段階での問題提起の性格を有し、記事に独創性や将来性が認められ、速報することで学術的、社会的意義を伴うものとする。

c) 投稿記事の執筆に際しての注意

投稿については特に分野の制限を設けないが、本誌が“サステイナビリティとは何かを考究する”という学術誌として、多様な人々に幅広く読まれることを想定した執筆を求める。

また「サステイナビリティ研究所」では、ニュースレターやワーキングペーパーも発行している。内容に応じて、これらの媒体の利用も検討されたい。

3. 投稿要領

a) 提出方法

法政大学「サステイナビリティ研究所」の編集委員会事務局（sus.edit@ml.hosei.ac.jp）宛に Eメールで提出すること。図表などの情報量が多い場合は、ファイル転送サービス等の利用も検討すること。

b) 投稿期限：9月30日

期限までに投稿された原稿でも、審査の結果次第では収録が見送られる可能性がある。

c) 提出物

以下、3点の提出を求める。

① 投稿論文

※ Microsoft 社の Word で提出すること。Word で提出できない場合は、編集委員会に相談すること。

※ 英文要旨は、英語に長けた者のチェックを受けること。

② 図・表・写真

※ レイアウトは印刷業者が行うため、十分な解像度と画質を持ったオリジナルファイルも提出すること。

※ 図、表、写真のファイル名は、“図 1（著者名）”、“写真 1（著者名）”などとする。

※ 図、表、写真は、Jpeg、Ai、Psd など汎用性の高いファイル形式（拡張子）で提出すること。

これらに変換ができない時は、編集委員会に問い合わせること。

③ 投稿者情報カード

※ 「サステイナビリティ研究所」のホームページに掲載されたフォーマットに記載すること。

d) 査読プロセス

編集委員会が選定した査読者 2 名が査読を原則 2 回行い、査読結果に基づいて編集委員会が採録を決定する。採録決定後は内容の変更は原則的に認めず、誤植の修正程度にとどめる。

4. 投稿における諸注意

a) 二重投稿の禁止について

投稿は未発表のものに限る。また他の学術雑誌で査読中であるものの投稿を禁ずる。ただし以下(①-③)については、投稿記事とともに、それに関わる一連の発行物を提出した上で、編集委員会の判断により投稿を認める。

① 他学会、各種シンポジウムや研究発表会、国際会議などで発表されたもので、査読付きでないもの。

② 大学の紀要、研究機関の研究所報告など、部内発表されたもの。

③ 国、自治体、各種団体における委託調査・研究の成果報告書として発表されたもので、かつ著作権上支障がないもの。

b) 論文の採否について

原稿の採否は、本誌の編集委員会が選定する審査員の査読を経て、編集委員会が決定する。

c) 著作権について

掲載論文の著作権は原著者が保有する。他の媒体に転載（外国語訳を含む）する時は編集委員会に連絡すること。

d) 論文の別刷りについて

著者グループに別刷りは 30 部を進呈する。なお増刷には応じない。

e) 掲載紙・論文の Web 公開等について

論文の掲載誌は、PDF 等のかたちで Web で公開することがある。また、掲載した論文は、法政大学学術機関リポジトリに登録し公開する。これらの場合、当該公開・登録について承諾されたものとする。

5. 執筆要領

a) 書式

本文は横書きとする。1頁は40列×25行(1頁:1000文字)とし、本文は、図、表、写真、参考文献、注釈を含めて20頁(20,000字)以内とする。

b) 論文構成

論文構成は“節・項”立てとし、半角数字を用いて、見出しを付けること。

c) 投稿論文の頁構成

1頁目 「和文タイトル」、「著者名」、「著者の所属機関」、「e-mail アドレス」を記載する。

「謝辞」を載せる場合は、本文に記載せず、1頁目の末尾に入れる。

2頁目 「英文タイトル」、「英文要旨」(300語程度)、「英語キーワード」(5個まで)を記載する。

3頁目 「和文タイトル」、「和文要旨」(600文字程度)、「和文キーワード」(5個まで)を記載する。

4頁目 「本文」は4頁目から記し、本文は20頁以内(23頁目まで)とする。

d) 表、図、写真について

※ 図、表、写真は、それぞれ“通し番号”と“タイトル”を付ける。表では“上”に明記し、図、写真で“下”に明記する。

※ 図、表、写真のファイル名は、“図1(著者名)”、“表1(著者名)”、“写真1(著者名)”などとする。

※ 本版は通常モノクロ・B5サイズで刊行されることを留意し、解像度、白黒の濃淡、コントラストなどに注意する。

※ なお写真や図表のカラー出力を希望する場合は、編集委員会と問い合わせること。カラー印刷に伴う費用、著者に実費程度の負担を求める。

※ 図、表はモノクロで提出する。

※ 写真はカラーで提出すること。写真のモノクロ化・調整は印刷業者が行う。

e) 脚注について

脚注は章毎に分割せず、論文末尾で一括して記載し、1)、2)…と通し番号をつける。

f) 文献の引用について

本文中での引用文献は、“著者名(年号)”と記すこと。ただし文末に引用する場合は、“本文(著者名,年号)句点”とする。同一著者の文献は、刊行年順に並べ、同じ年号の引用文献が複数ある場合は、“著者名(年号a)”などと小文字のアルファベットを補うこと。

文献リストは和洋混在の形式とし、著者のファミリーネームの“アルファベット順”とする。和文文献のみ の場合は、“あいうえお順”とする。

g) 引用文献のまとめ方

①論文の引用文献の書き方

【海外文献】著者名, 発行年, “論文名,” 掲載雑誌名(イタリック体), 巻(号): 掲載開始頁 - 終了頁.

o Nishiumi, H. and T. Kubota, 2007, "Fundamental Behaviour of Benzene-CO₂ Mutual Diffusion Coefficients in the Critical Region of CO₂," *Fluid Phase Equilibria*, 261: 146-151.

【和文】著者名, 発行年, 「論文名」『掲載雑誌名』 巻(号): 掲載開始頁 - 終了頁.

・牧野英二, 2006, 「カントと崇高の哲学」『思想』 990: 4-29.

②著書の引用文献の書き方

【海外文献】著者名，発行年，書名（イタリック），出版都市名：出版社名．

- Kawamura, Tetsuji, 2010, *The Hybrid Factory in the United States The Japanese-Style Management and Production System under the Global Economy*, New York: Oxford University Press.

【和文】著書名，発行年，『書名』出版社名．

- ・陣内秀信，1992，『東京の空間人類学』筑摩書房．

③単行本に収録された論文の引用文献の書き方

【海外文献】著者名，発行年，“論文名，”編著者名 ed.，書名（イタリック），出版都市名：出版社名，掲載開始頁 - 終了頁．

- Nagata, T., F. Kumagai, and T. Sano, 2001, ‘The regulation of the cell cycle in cultured cells,’ Francis, D. ed., *Plant Cell Cycle Interface*, Sheffield: Sheffield Academic Press, 74-86.

【和文】著者名，発行年，「論文名」編者名編『書名』出版社名，掲載開始頁 - 終了頁．

- ・船橋晴俊，1999，「環境問題の社会学的研究」飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・船橋晴俊 編著 『講座環境社会学 第1巻 環境社会学の視点』有斐閣，29-62.

④インターネットの情報の引用の仕方

【外国語サイト・和文サイト】著者・サイト運営者名，最新更新年，「記事のタイトル」，サイト名，（参照年月日，URL）

- ・法政大学サステナビリティ研究所，2010，「設立記念シンポジウム サステナビリティ研究のフロンティア」，法政大学サステナビリティ研究所のホームページ，(2010年5月11日参照，<http://research.cms.khosei.ac.jp/sustainability/node/86>).

6. 付則

a) 投稿規定・執筆要領の改訂について

本投稿規定は、法政大学「サステナビリティ研究所」の編集委員会の審議に基づき、改訂 することができる。

b) 問い合わせ先

本投稿規定・執筆要領について問い合わせ事項がある場合は、法政大学サステナビリティ研究所の編集委員会事務局（sus.edit@ml.hosei.ac.jp）に問い合わせること。

編集後記

この雑誌の標題でもある「サステナビリティ Sustainability」は、いまや枕詞のように使われている。たとえば、2016年に国連で採択された Sustainable Development Goals は、17の目標を定めているが、その分野は、人間性、地球環境、富、平和など幅広く、政治的なテーマそのものでもあるし、スローガン化した嫌いもある。

しかし、Sustainability 概念はもっと奥深く、複雑である。その系譜は、マルサス Thomas Malthus『人口の原理』（1798）や J.S. ミル John Stuart Mill『経済学原理』（停止状態について、1848）までさかのぼることができる。初めて問題が定量的に分析され、認識が広まったのは、ローマ・クラブ『成長の限界』（1972）によるところが大きい。

また、エコロジーの思想も重要である。たとえば、ヘッケル Ernst Haeckel『一般形態学』（1866）は、自然の有機的組織に関する知の体系や、相互共存、自然の構造と機能、エネルギーの流れなどの考え方を提示しているし、ソロー Henry Thoreau『ウォールデン』（1854）は、機械論的な哲学に対するオルタナティブとしての自然のなかの暮らしを唱え、自然との共生と格闘すること、自然の生命性を尊重することなどの考え方を示している。

このように、サステナビリティ概念には相当長い歴史があるし、その考え方は大きく二つの系譜のもとで形成され、吟味・展開されてきたのである。

この概念が政治的なテーマとして提示されたのは、Brundtland Report (*Our Common Future*, 1987) である。同レポートは、持続可能性 (Sustainability) を、貧困の克服と環境の保全を両立し、将来世代の必要に応えるべく成長・開発を管理することであると定義した (“*development that meets the needs of the present without compromising the ability of future generations to meet their own needs.*”)。成長と開発のせめぎ合いや、先進国と発展途上国との利害関係を調整するための考え方として提案されたのである。

これを受けて、その研究と具体的な取り組みが進展し、サステナビリティの意味の明確化と、持続可能性の定量的な把握・分析が進んできた。

たとえば、意味の明確化は、次のような方向で進展している。

- a) 真に必要なニーズは何か？ → Well-being を重視、GDP への懐疑など
- b) 環境の持続とはどのような状態をいうのか？ → 地球環境の定常性維持、生物多様性の保全、生態系サービスの確保など
- c) 将来世代のニーズに応えるとはどのようなことか？ → 選択可能性の確保、世代間の公平、将来に向けた投資など

また、定量的な把握は、資本ストック（特に自然資本）の価値の計測・評価に焦点が当てられ、ハートウィック・ルール（持続可能であるためには、自然資本と人工資本の合計の市場価値額が通時的に非減少であるという条件を満たさなければならない）のような持続可能性の判定基準が提案されている。あるいは、持続可能性を直接に計測すべく、エコロジカル・フットプリントなど、様々な指標が開発されている。

しかしながら、テーマが拡大し、一般化し、スローガン化するに従って、サステナビリティを問わざるを得ない危機意識や、それに伴う価値観の根本的な吟味が希薄になっている。

今号の特集は、そのような風潮に対する反省を促すのではないか。エネルギー構造の転換問題の中心課題は、再生可能エネルギー事業の展開ではない。原発事故被災からの回復は、このような被災を惹き起こす社会経済構造を問わなければ進まない。そして、記録する意思を欠けば、起きたことに学び、その根源を問う持続性が失われる。

もちろん、サステナビリティを問うアプローチは様々で、奥深い。今号の特集は未だサステナビリティの本質に迫るものではないが、本誌の創刊に立ち戻って問題を考え直す契機となると考える。

本誌に対する引き続きのご支援をお願いする。

『サステナビリティ研究』編集委員会

委員長：長谷部 俊治（サステナビリティ研究所兼任研究員／法政大学社会学部 教授）

事務局：松尾 隆佑（サステナビリティ研究所 リサーチアシスタント）

投稿論文・査読者

（査読をパスした論文が1編のみのため、査読者名の掲載を控えます）

ISSN 2185-260X

サステナビリティ研究
Research on Sustainability
Vol. 8

2018年3月15日 発行

発行 法政大学サステナビリティ研究所 所長 尾川浩一

編集 法政大学サステナビリティ研究所 編集委員会事務局
〒194-0298 東京都町田市相原町 4342
法政大学 多摩キャンパス
sus.edit@ml.hosei.ad.jp（担当：長谷部俊治、松尾隆佑）

印刷 朝川印刷株式会社



法政大学
HOSEI University